

令和3年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和3年3月3日 開会

令和3年3月16日 閉会

奈井江町議会

令和3年第1回奈井江町議会定例会

令和3年3月3日（水曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 報告第 1号 奈井江町高齢者福祉計画の策定について
- 第 6 報告第 2号 奈井江町障がい者福祉計画の策定について
- 第 7 議案第 15号 奈井江町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第13号）
- 第 9 議案第 2号 令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第 10 議案第 3号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 11 議案第 4号 令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第 12 議案第 5号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 第 13 議案第 20号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第14号）
- 第 14 議案第 11号 奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 12号 奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第 14号 奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 16号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 17号 奈井江町基金条例
- 議案第 6号 令和3年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 7号 令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 8号 令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 令和3年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	馬場和浩
建設環境課長	大津一由
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
保健福祉課課長補佐	田野義美
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静

議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

開会

●議長

第1回定例会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和3年奈井江町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入り口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番大関議員、3番竹森議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(9時59分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より16日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日より16日までの14日間に決定いたしました。

日程第3 議長諸般報告について

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の報告発言を許します。議会運営委員長、6番 笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和2年12月9日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、調査内容、第4回定例会について。

委員会開催日、令和2年12月16日、調査事項、議員報酬等のあり方について、調査内容、長期休職時の議員報酬の減額について。

委員会開催日、令和3年1月7日、調査事項、議員報酬等のあり方について、調査内容、長期休職時の議員報酬の減額について。

委員会開催日、令和3年2月10日、調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について、調査内容1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、その他について。

委員会開催日、令和3年2月25日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、総括質問について、4、町政一般質問について、5、予算審査特別委員会の設置について、6、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、7、会議案について、8、調査について、9、その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。それでは、私からまちづくり常任委員会の報告をいたします。

委員会開催日、1月21日、調査事項、調査第1号町立国保病院の管理運営について、説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、地域の人口減少や高齢化の進展により、町立国保病院を取り巻く環境は厳しさを増しています。

経営改善を進めるため、町内外の有識者による病院のあり方を検討する委員会が設置され、このたび町へ答申された内容について報告された。

様々な視点による具体的な提言がなされており、取り組めることから早期に着手していただきたい。

答申にもあるように、中長期的な見通しとして、病院経営はさらに大変厳しい状況に置かれると考える。引き続き地域において、質が高く効率的な医療体制を確保し、自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう努力願いたい。

委員会開催日、1月28日、調査事項、調査第2号地域公共交通について、説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、地域公共交通は、これまでも乗降調査による利用ニーズの把握や地域住民からの要望を取り入れ、乗車率や利便性の向上、運行の効率化にも配慮したルート、停留所の変更がなされてきた。

利用状況では、コロナ禍にあり、外出自粛などの影響で利用実績が停滞しているが、定期的な通院に利用されるなど、徐々に町民に定着していることが報告された。

町営バスや乗り合いタクシーは、高齢化が進み、高齢者の運転免許証返納の増加等により、ますます重要になることが見込まれる。今後も地域社会に応えられる交通システムとして定着するよう、さらに努めていただくとともに、福祉担当とも連携を図り、きめ細かに対応いただくよう望むものであります。

委員会開催日、2月2日、調査事項、調査第3号体育施設の管理運営について、現地調査を含みます。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、体育館の屋根、外壁、防水工事を次年度に予定されていることが報告された。老朽化が進行していることから、アリーナの床、照明等についても、計画的な点検・修繕等により安心、安全に利用できる施設管理に努めていただきたい。また、町民プールも建設より18年が経過していることから、中長期的に計画的な修繕を行っていただきたい。

町民プール、体育館の両施設ともに新型コロナウイルス感染防止対策による休館で、利用者が減少傾向にあるものの、各種自主事業を含めて、おおむね適正な管理運営がなされている。引き続き協定書等に基づく管理業務の遵守、業務の把握など、指定管理者との連携協力した中で、利用者へのサービスの向上、利用促進に努めていただくとともに、令和3年度で今期の指定管理が終了するが、新たな公募をするに当たり、他の市町村の状況も調査研究し進めていただきたい。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告申し上げます。

委員会開催日、12月11日、議会だより第22号の紙面構成について検討し、1月13日、1月21日、1月28日には議会だより第22号の編集と校正について検討し、2月15日には議会だより第22号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承いただきたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時08分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。令和3年第1回の定例会、ご出席ご苦労さまです。令和2年第4回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係では、新型コロナウイルス感染症への対応のため、12月25日に対策委員会を、1月15日、2月1日には国の緊急事態宣言に対応し設置した本部会議を開催しております。また、ワクチン接種の実務を円滑に進めるため、2月1日、副町長と総務課、保健福祉課、町立国保病院の担当職員で構成する接種対策室を設置し、関係情報の共有や接種体制の確保に向けた打合せ会議を2月9日と25日に開催しております。引き続きワクチン接種に関する動向を十分注視しながら、国、道、医療機関との連携の下、接種が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

次に、企画財政課関係では、1月21日、建設協会からの申込みによりタウンミーティングを開催しております。建設協会からは櫻井会長を含めた8名の方にご参加をいただき、町道の除排雪、北電奈井江火力発電所建設工事の実施予定などをテーマに、参加者の皆様と意見交換を行ったところであります。

次に、町立国保病院関係では、12月21日、6月から4回にわたる会議で協議、検討が行われた町立国保病院のあり方についての答申のため、検討委員会の佐古委員長、方波見副委員長が来庁されました。

検討委員会からは、過疎化が進行する中で、患者数や診療収益を確保するための具体的な提言を頂くとともに、町民に選ばれ親しまれる病院として、地域全体で町の医療を守る意識が持てるよう一体となって取り組んでもらいたいとの答申を頂いたところであります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長

教育長。

●教育長

第1回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。第4回定例会以降の教育行政について報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関連した3点について報告をいたします。

1点目は、12月14日、国の水際対策措置のため入国がかなわなかった英語指導助手のうち、オーストラリア在住のアーロン・ベンジャミン・ハドン先生の来日が可能となり、約2週間の本州での待機期間を経て赴任をし、辞令交付を行ったところであります。

なお、当初より予定をしておりましたもう1名につきましては、米国からの赴任を予定しているところでありますが、現在まで入国のめどが立っていない状況でございます。

2点目は、小・中学校の冬休みの関係であります。12月25日に小・中学校で行われた冬休み前の全校集会を経て、1月11日までの間、児童生徒の長期休業、いわゆる冬休みが行われたところでありますが、夏休み同様例年よりも1週間程度短い休業期間とし、年度当初予定をしておりました授業時数の確保を図ったところであります。

3点目は、1月10日に開催をした成人式についてであります。今年度はマスク着用、座席についてもソーシャルディスタンスを取り、また、来賓の人数や式の内容についても縮小措置を行いながらの式となりましたが、広報ないえでも表紙を含め3ページにわたって取り上げていただいたように、町内外から輝かしい36名の新成人が参加をしていただいたところでございます。

なお、民法の改正による今後の奈井江町の成人式の在り方について、社会教育委員会や教育委員会でも議論を重ねてまいりましたが、今後も対象年齢を20歳とし、成人の日の前日に開催をしていきたいとしているところでございます。

次に、コロナ関連とは離れますが、1月26日に空知教育局の局次長が来庁されました。来庁の目的は、本町だけではないのですが、空知管内の高校所在地の市町村教育委員会を訪問をし、高校に対して実施している支援策や連携策の聞き取りについてでございます。途中、奈井江商業高校への視察を挟み、午前・午後にわたる面談の中で、私のほうから本町の奈井江商業高校に対する支援内容について詳細に報告を行い、評価を頂いたところでございます。

なお、本年度の奈井江商業高校の出願状況でございますが、昨年より3名減となる19名であります。このうち4名が奈井江中学校からの受験という状況になってございます。

次ページをご覧ください。2月27日、第1回目となります奈井江教育ビジョン検討委員会を開催してございます。当該ビジョンは、奈井江町の教育の理念や目標などについて、平成24年から令和3年度までの10か年間について策定をしたものでございますが、新年度早々から次期ビジョン策定の議論を行っていくため、1年ほど前倒しのような形にはなってしまうのですが、現ビジョンの検証について、中学生や高校生をはじめ、学校教育、社会教育、体育の関係者、また町内の各界各層の方々30名の委員を委嘱をし、3月13日の第2回目を含め、2回にわたって多様な視点での議論を行って

いただく予定としてございます。
以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号の上程・説明・質疑

(10時15分)

●議長

日程第5、報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。第1回定例会出席、お疲れさまです。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」。

令和3年度から令和5年度までの3年間の奈井江町高齢者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に、また、空知中部広域連合の第8期介護保険事業計画との整合性を図りながら策定した第8期計画であり、町議会に報告するものであります。

概要につきまして担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

おはようございます。第1回定例会のご出席、お疲れさまでございます。

報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画」の内容につきまして、別冊でお配りしております奈井江町高齢者福祉計画第8期により概要をご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

計画策定の趣旨でございますが、本計画は、地域包括ケアシステムの構築を一層推進

するため、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、本町の実情に応じた認知症支援の充実、医療と介護の連携強化、高齢者の住居に係る連携、高齢者が担い手として活躍できる生活支援サービスの充実などを推進していくため、本計画を策定するものであります。

2、法令等の根拠ですが、本計画につきましては、空知中部広域連合が策定いたしました第8期介護保険事業計画と整合性を図りながら策定を行うもので、老人保健法及び介護保険法の各規定に基づき、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に取り扱った内容となっております。

2ページをご覧ください。

3の計画の策定期間及び期間、見直し時期ですが、本計画は第8期計画といたしまして、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間としております。また本計画には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目前に控え、さらにその先には、総人口と現役世代が減少し、高齢化人口がピークに近づくことを視野に、中長期的視点を持ち、地域の実情や課題に対応する計画としております。

なお、この計画は、3年ごとに見直しを行うものとしております。

第2節の計画策定の目指す方向では、2の基本方針につきまして3ページにわたって記載しておりますが、6項目を計画の柱とし、計画の推進を図ってまいります。

4ページをご覧ください。

第2章、高齢者の現状と推計では、6ページにわたりまして人口の推移、要介護認定者数の推移及び見込み、認知症高齢者の現状を記載しております。総人口につきましては、令和3年度以降、町の人口ビジョンを基本に推計しておりますが、減少傾向で推移していく見込みでございます。一方、65歳以上並びに後期高齢者人口は、僅かながら増減しながら推移していくものと見込んでおり、総じて人口構成が高齢化し、要介護認定者の割合も増加する傾向となっていくものと見込んでおります。

7ページをご覧ください。

第3章といたしましては、サービス提供の現状と推計では、介護保険給付対象サービスの状況につきまして、平成30年度から令和2年度の3年間の介護保険サービスの計画量と実績を、13ページにわたり掲載させていただいております。全体的に利用サービス事業の選択の変更が要因となっており、利用実績の増減はございますが、おおむねサービス提供は充足されているものと考えております。

14ページをご覧ください。

第2節の介護保険給付対象外サービス状況では、18ページにわたりまして、福祉保険サービスから生涯学習、社協事業、老人クラブなどの自主事業に至る様々な取組について、その方向性を記載してございます。現下のコロナ禍の中にあり、それぞれの事業実施に当たっては、感染症対策などを万全に施した上で、さらなる事業推進がなされるものと考えております。

19ページをご覧ください。

第3節では、介護保険給付対象サービスの推計を記載しております。各サービスの令

和3年度から令和5年度までと令和12年度の推計を、26ページにわたりに記載しております。各サービスの推計値につきましては、現在の利用状況を踏まえて算出をいたしましたものです。

26ページに記載しておりますが、3、施設のサービスのうち、(4)の介護医療院につきましては、町立国保病院において昨年答申がございましたあり方検討委員会の答申を踏まえ、病床の一部を介護医療院として展開されることが見込まれますことから、新たなサービスとして推計値を記載してございます。

27ページをご覧ください。

第4章といたしまして、地域支援事業の推進の2、介護予防日常生活総合事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築を図る上で大切な地域の支え合いの体制づくりを推進するもので、多様な介護サービスの提供や、高齢者が元気なうちから地域とのつながりを持ち、自らが地域に根差した活動を通し、生きがいや役割づくりにつなげることにより、将来的な介護費用の抑制効果も期待されております。

事業の推進につきましては、生活支援コーディネーターを担っております社会福祉協議会並びに事業の方向性について協議いたします住民支え合い推進会議などで、検討を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

29ページをご覧ください。

(3) 介護予防生活支援サービス事業の1、訪問型サービス、通所型サービスにつきましては、要支援相当の方に対します訪問介護と通所介護の見込みを記載させていただいております。2といたしまして、その他の生活支援サービスについて、住民が気軽に集うことのできるサロン活動や、日常のちょっとした困り事に対応できるちょこっとボランティア事業など、コロナ禍にあります現在、なかなか活動しづらい状況ではありますが、感染症対策を万全に取りながら活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

30ページにわたりにまして、3、包括的支援事業では、地域包括支援センターを中心として機能をより充実し、関係機関との連携を密にしながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。

31ページをご覧ください。

第5章といたしまして、介護保険給付費及び介護保険料の推計について記載してございます。32ページまでにわたりにましては、奈井江町の介護保険給付費の推計、33ページから34ページにわたりにましては、空知中部広域連合の関係市町全体の推計を掲載しております。

35ページをご覧ください。

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者に係ります介護保険料につきましては、空知中部広域連合が1市5町の介護保険対象サービスの費用を合計し、国が定めておりますワークシートにより算出した結果、基準となります第5段階の保険料につきましては、前計画と同額の年額6万2,400円、月額5,200円となっております。

保険料の算定につきましては、介護保険報酬の増減改定や被保険者の一人当たりの介護保険給付費の増加傾向など、介護保険料の増減が見込まれるところではあります。

介護保険準備基金から繰入れを行うことにより、第8期の介護保険料は据え置くこととなったところです。

40ページをご覧ください。

第6章、計画推進のための具体的な取組では、第1節、主な取組事項といたしまして、47ページまでにわたりまして、認知症・高齢者対策、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、介護予防、そして、本計画より新たに災害・感染症に関する記述を追記し、高齢者の災害時の対策及び感染症に対する体制整備について記載しておりまして、全体では大きく8つの項目について、それぞれの課題と対策について記載させていただいております。

48ページをご覧ください。

第2節、計画の推進管理、第3節では総合相談、苦情相談、広報体制、49ページは、第7章、計画の策定体制を記載させていただいております。

以降、本計画の策定となる基礎資料として実施いたしました介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、高齢者福祉計画の概要について報告させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

●議長

以上、報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みといたします。

日程第6 報告第2号の上程・説明・質疑

(10時28分)

●議長

日程第6、報告第2号「奈井江町障害者福祉計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2ページをお開きください。

報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」。

令和3年度から令和5年度までの3か年の奈井江町障がい者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者基本計画の第4期計画であり、同条第8項の規定に基づき、町議会に報告するものであります。

概要につきまして担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

それでは、私のほうから報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画」の内容につきまして、別冊でお配りしております奈井江町障がい者福祉計画第4期計画により概要をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

本計画は、障害者基本法に基づく障がいのある方への施策に関する障害者基本計画をはじめ、障害者総合支援法に基づくサービス見込量を規定した障害者福祉計画、また、児童福祉法に基づく障がい児への支援を計画的に確保する障害児福祉計画を一本化させ、令和3年度から令和5年度までの3か年を期間とする奈井江町障がい者福祉計画を策定し、町議会に報告をさせていただくものであります。

計画の策定に当たりましては、国や北海道の計画と整合性を図り、また、奈井江町おもいやりの障がい福祉条例の考えを基本とし、奈井江町障がい者地域自立支援協議会において協議を進めてまいりました。

5ページをご覧ください。

第2章、障がいの状況では、5ページから6ページについては、町の人口推移についてを、7ページからは、障がいのある人の状況として障がい別の手帳保有状況について、5か年の推移を9ページにわたり記載をしております。

10ページをご覧ください。

第3章、障害者基本計画の第1節、基本理念では、障がいのある人もない人も住み慣れた町とともに安全で安心して暮らすまちづくりを基本理念とし、障がいに対する誤解や偏見を解消するとともに、差別や虐待のない一人一人の権利が尊重される地域づくりを目指すものとしております。

11ページには、本計画の基本目標を4つ掲げ、12ページから25ページにかけては、基本的目標を達成するための具体的な事項について記載をしております。

新たな事項につきましては、16ページをご覧ください。中段に記載しております新型コロナウイルス感染症対策について、現下の新型コロナ感染に対する予防対策を取り、

安心してサービスが提供できるよう各事業者、関係機関が連携強化を図ることとしております。

19ページをご覧ください。

中段以降には、前回の計画より項目づけいたしました子供の保育・教育の充実について、新たに令和元年度子育て世代包括支援センターが整備されたことにより、総合的な相談、支援体制の充実を含め、支援の方向性などを記載しております。

23ページをご覧ください。

各種サービスの充実では、2、日中活動系サービスの推進で、生活介護、就労継続支援B型事業所等が整備されているとともに、就労継続支援A型について、町内事業者による整備計画があることを記載しております。

続いて、3、居宅系サービスの推進では、障がい者の地域意向推進の受け皿となるグループホームについて、令和元年度1か所、さらに令和3年度には、日中活動系のグループホーム1か所の整備も計画されており、居住の場の充実が図られる状況を記載しております。

26ページをご覧ください。

第4章、障がい福祉計画では、具体的なサービス見込量などを想定しており、第1節、計画の基本事項では、計画策定の趣旨、計画の目的、計画の位置づけ、期間などについて記載しているほか、28ページから34ページにわたり、前回の計画数量と利用実績などについて記載しております。

35ページをご覧ください。

第3節、計画の推進のための基本的事項では、障がいのある人の自立と参加を推進するため、基本理念として3項目を掲げ、35ページから37ページにわたり、計画の基本方針に基づく各種サービスの考え方について記載しております。

38ページから48ページにわたっては、計画期間のサービス見込量を記載しております。

43ページから44ページにわたっては、サービス見込量の確保の方策について記載しております。

44ページ中段をご覧ください。

地域生活支援拠点の整備では、障がい者の重度化、高齢化や、親なき後を見据え、緊急時の相談や受入れなどの障がい者を地域全体で支える仕組みとして、地域生活支援拠点整備事業について、令和3年度より中空知3市4町の広域整備として取組を行う予定であります。

最後に、45ページでは、計画の推進の在り方について記載してございます。

以降、資料といたしまして、46ページ、47ページには奈井江町障がい者地域自立支援協議会設置要綱を、48ページ以降には用語の説明を付しております。

以上、奈井江町障がい者福祉計画第4期計画について概要をご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みといたします。

日程第7 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時36分)

●議長

日程第7、議案第15号「奈井江町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書130ページをお開きください。

議案第15号「奈井江町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例」。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、ふるさと応援寄附制度により収受した寄附金の返礼用の特産品運用経費等への充当について明確化するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当参事からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

おはようございます。第1回定例会出席、大変お疲れさまでございます。

議案第15号「奈井江町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例」について説明をいたしますので、定例会資料7ページ、資料5の新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。

ふるさと応援寄附金については、これまで寄附者が指定する用途に応じて、条例第3条第2項の規定に基づき、寄附額の全額を基金に積み立てることなく、指定された事

業の財源に充ててきましたが、この制度の運用には、寄附者への返礼品や送料、運用経費などの経費がかかり、実質的に寄附額の全額を充当することができないことから、第2条第2項の規定を改め、寄附者から指定された事業の経費に加え、地元特産品の贈呈、運用経費などの必要経費についても、財源充当ができるよう規定を改めるものでございます。

改正後の基金への積立処分につきましては、第3項1項の規定に基づき、年度末に確定をした寄附金を地域振興基金に積み立てた後、必要額を一般会計に繰り入れ、関係する経費にそれぞれ充当してまいりたいと考えてございます。

また、改正条例の施行日につきましては、公布の日からとしており、本条例の議決を頂いた上で、令和2年度の寄附金から適用してまいりたいと考えてございます。

以上、奈井江町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

日程第8、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第13号)」を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3ページをお開きください。

今回の補正予算は、この後に提案いたします特別会計及び企業会計の補正予算も含め、事業費の確定などによる精査でありまして、少額のことを割愛し、増額や金額に大きな変更のあるものを中心に説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第13号)」について説明いたします。

歳入歳出それぞれ7,917万9,000円を減額し、予算の総額を55億4,550万4,000円とするものであります。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明申し上げますので、議案書の26ページをお開きください。

1款議会費では、旅費等の精査により140万円を減額計上。

27ページから2款総務費に入りますが、28ページにわたります1項1目の一般管理費、職員の研修・表彰等に要する経費では、感染症対策のため中止となった研修旅費等、合わせて248万2,000円を減額計上。

28ページのその他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の報酬等の見込精査により132万6,000円を追加計上。下段の職員一般旅費においても、感染症対策による職員の出張減によりまして150万円を減額計上。

32ページをお開きください。

33ページにわたります4目の財産管理費、まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、リフォーム助成などの見込精査により136万4,000円を減額計上。庁舎整備等に要する経費では、新庁舎建設基本設計業務委託料の見込精査により230万円を減額計上。

34ページをお開きください。

10目地域振興基金積立金では、ご寄附分と利息分の精査を行い111万6,000円を追加計上。

35ページの下段、2項2目の賦課徴収費、賦課事務に要する経費では、償還金の見込精査等により1,783万6,000円を減額計上。

39ページをお開きください。

3款民生費1項1目の社会福祉総務費、障がい者支援に要する経費では、扶助費等の見込み精査により903万3,000円を追加計上。

40ページ下段、41ページにわたります社会福祉団体等補助金では、社会福祉協議

会運営補助金の見込み精査により449万5,000円を減額計上。

43ページをお開きください。

5目の心身障がい者特別対策費、重度心身障がい者医療給付事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により286万3,000円を減額計上。

46ページをお開きください。

8目の介護保険推進費、介護事務に要する経費では、空知中部広域連合負担金等の見込み精査により324万6,000円を減額計上。

47ページ、2項1目の児童福祉総務費、障がい児通所支援に要する経費では、利用者増により子ども通園センター負担金82万2,000円を追加計上。

下段の子育て支援事業に要する経費では、施設型給付費等の見込み精査により241万5,000円を減額計上。

48ページをお開きください。

2目の児童措置費、子ども医療費助成事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により368万8,000円を減額計上。

4款衛生費に入りますが、51ページをお開きください。

1項1目の保健衛生総務費、病院事業会計繰出金では、会計年度任用職員の期末手当経費として289万5,000円を追加計上。

52ページから53ページにわたります2目予防費、一般成人病予防事業に要する経費では、各種検診委託料の見込み精査により210万円を減額計上。

53ページ下段のその他予防事務に要する経費では、各種予防接種委託料等の見込み精査により191万3,000円を減額計上。

55ページをお開きください。

2項1目の塵芥処理費、ごみ処理に要する経費では、一般廃棄物収集運搬委託料、砂川地区保健衛生組合、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査により197万7,000円を減額計上。

56ページにわたります下段の一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費では、トラックスケール計上システム更新費用の確定により143万8,000円を減額計上。

56ページから59ページにわたります6款の農林水産業費では、各事業の見込み精査による減額を行っておるところであります。58ページの下段、奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、営農情報システム導入に係る補助金44万円を追加計上しております。

7款の商工費に入ります。63ページをお開きください。

1項2目の企業誘致費、企業立地に要する経費では、空知団地維持管理委託料の確定により150万7,000円を減額計上。

3目の観光費、観光振興に要する経費では、開催中止となりました産業まつりの補助金100万円を減額計上。

8款土木に入ります。65ページをお開きください。

4項2目下水道費では、下水道事業会計繰出金の見込み精査により236万

2,000円を減額計上。

66ページをお開きください。

5項1目の住宅管理費、公営住宅等の維持管理に要する経費では、公営住宅の住の機能修繕料120万円を追加計上しております。

10款教育費に入ります。67ページをご覧ください。

68ページにわたります1項2目の事務局費、スクールバスの運行に要する経費では、スクールバス購入費用の確定等により171万7,000円を減額計上。

68ページ下段、69ページにわたります公立学校情報通信機器整備事業に要する経費では、GIGAスクール関連消耗品、ソフトライセンス使用料等の精査により、合わせて189万円を減額計上。

69ページ中段の70ページにわたります2項1目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る消耗品費、庁用器具費で86万1,000円を追加したほか、光熱水費委託料等の見込み精査により合わせて96万9,000円を追加計上しております。

71ページ、3項1目の学校管理費、その他中学校管理事務に要する経費においても同様に感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る消耗品費、庁用器具費で82万9,000円を追加しておりますが、燃料費、光熱水費等、その他経費の見込み精査により合わせて48万2,000円を減額計上しております。

72ページをお開きください。

73ページにわたります3項2目の教育振興費、その他中学校の教育振興に要する経費では、公設塾委託料等の見込み精査により177万円を減額計上。

80ページをお開きください。

11款公債費では、長期償還の元金及び利子、一時借入金利子の見込み精査により合わせて195万2,000円を減額計上。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、11ページをお開きください。

1款町税の1項町民税では、見込み精査により個人・法人合わせて342万3,000円を追加計上。

2項固定資産税では1,319万7,000円を追加計上。

3項軽自動車税では115万6,000円を減額計上。

12ページをお開きください。

4項町たばこ税では、販売本数の減によりまして350万2,000円を減額計上。

5項都市計画税では146万3,000円を追加計上。

12款分担金及び負担金1項2目の民生費負担金では、認定こども園保護者負担金等の見込み精査により71万7,000円を追加計上。

13ページから14ページの13款使用料及び手数料では、各費目により、それぞれ見込み精査を行っているところであります。

14ページ下段からの14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金のほか、15ページの下段にございます地域公共交通確保維持改善事業費補助金、16ページの

上段にございます保育対策総合支援事業費補助金、下段のへき地児童生徒援助費補助金、学校保健特別対策事業費補助金等の見込み精査により、合わせて612万7,000円を追加計上しております。

17ページからの15款道支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金のほか、18ページ中段にございます重度心身障がい者医療費補助金、19ページの上段にあります子ども・子育て支援事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金、中段の中心経営体農地集積促進事業補助金等の見込み精査により、合わせて400万9,000円を減額計上しております。

21ページをお開きください。

17款寄附金では、成田敏行様、武市卓様、株式会社道北アークス様からのご寄附により111万円を追加計上。

21ページから22ページにわたります18款繰入金1項1目の地域振興基金繰入金では、教育備品陶芸センター備品購入事業、農業担い手育成事業の確定による精査のほか、定住促進対策事業に繰入れを見込み3,245万円を追加計上し、その他基金においても見込み精査を行っております。

22ページ、20款の諸収入では雑入など合わせて481万3,000円を追加計上。

24ページをお開きください。

21款の町債1項1目の過疎債では、各事業費の見込み精査により9,340万円を減額計上。

3目の公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎整備事業費の見込み精査により470万円を減額計上。

5目の減収補填債では、新型コロナウイルス感染対策に伴い減収が見込まれる地方消費税交付金、市町村たばこ税等の減収補填債769万2,000円を追加計上しております。

なお、8ページの第2表地方債補正については、記載のとおり減収補填債を追加し、役場庁舎整備事業複合施設部分の面積の増加に伴いまして限度額を変更しております。

なお、以上における歳入歳出の差4,031万円につきましては、財政調整基金繰入金を同額・減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、大関議員。

●2番

2点について伺いたいと思います。

まず一点目は、24ページの歳入の過疎債についてであります。

詳細は書いてありますが、過疎債については、それぞれ計画する事業に充当される見込みであったわけですが、今回の補正で大きく減額されている理由についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、80ページの歳出における公債費について利息が大きく減額となっていますが、元金は増額となっている、この理由についてもお伺いします。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまの大関議員のご質問にお答えをしたいと思います。

一点目の過疎債の9,340万円の減額の要因ということでございますが、減額の金額を大きく分けると、ハード事業分で3,360万円、ソフト事業分で5,980万円の内訳となっております。

この背景には、全国的に過疎債の発行額が毎年増加傾向にありましたが、特に今年度につきましては、新たに創設をされた光ファイバー等整備特別分の優先配分によりまして、北海道のハード事業分の配分率が約75%となり、例年を大きく下回る状況となったことがハード事業における減額の主な要因となっております。

また、ソフト事業分につきましては、配分が確約されております限度額に加えまして、超過分として限度額の2倍以内の配分を受けることができる仕組みとなっておりますが、これにつきましても光ファイバー整備の要望額増加によりまして、限度超過分の配分が全くないという過去に例のない状況となったところでございます。

これらに対応するため、本補正によりまして、当初ソフト事業分として借り入れ対象としておりました18事業を10事業に縮小するとともに事業費等の精査を行ったところでございます。

なお、定住対策事業につきましては、ソフト事業分の借入額を当初の金額から2,570万円を減額する一方で、今年度の執行見込みを踏まえまして3,497万5,000円を地域振興基金から繰入れを行い、財政への影響を軽減したところでございます。

それから、2点目の公債費元金と利息の関係でございしますが、公債費の内訳として、平成20年に借り入れを行いました臨時財政対策債が含まれておりますが、この起債につきましては10年、利率見直しというような借り入れ条件になっておりまして、その利息確定による精査でございします。

具体的には、利息見直しによりまして利率が減ったことによって、利息は減りましたが、その分元金の償還が増えたというようなことで、このような補正内容になったということでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

●議長

よろしいですか。

2番、大関議員。

● 2番

大体分かりました、歳入の過疎債ですけれども、新年度の考え方についても、今、分かっているとお聞かせ願いたいと思います。

● 議長

企画財政課参事。

● 企画財政課参事

今年度の過疎債の状況につきましては、例年にないほど非常に厳しい状況であったということもございますが、これらの実績を踏まえながら、過疎債につきましては、ハード事業につきましては100%充当ということが制度上になっておりますが、来年度以降もこのような状況になることも想定されないわけでもございませんので、それらを踏まえた中での予算組みをさせていただいておりますし、ソフト事業につきましても、これらの実績を踏まえた中での予算編成を今回の議会の新年度予算の中で提案をさせていただいたところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

● 議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

● 議長

これで質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時01分)

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時11分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第9、議案第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書84ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ470万4,000円を追加し、予算の総額を1億8,688万8,000円とするものであります。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして歳出よりご説明いたしますので、91ページをお開きください。

1款総務費では、広域連合負担金、会計年度任用職員報酬等の見込み精査により364万4,000円を減額計上。

93ページをお開きください。

4款諸支出金では、直営診療施設勘定繰入金、一般会計繰入金の確定により20万5,000円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

87ページをお開きください。

1款国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により33万9,000円を追加計上。

88ページの4款繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定などにより109万2,000円を追加計上。

89ページの6款諸収入、2項1目の雑入では、令和元年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金等により293万8,000円を追加計上。

3項1目の診療施設補助金では、直診施設健康管理事業分で51万7,000円を追加計上。

90ページにわたる9款国庫支出金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金6万1,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出につきましては、国庫基金積立金を814万3,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時14分)

●議長

日程第10、議案第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書94ページをお開きください。

議案第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ103万円を追加し、予算の総額を1億713万1,000円とするものであります。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

98ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査により103万円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

97ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により166万5,000円を追加計上し、3款繰入金では事務費繰入金など一般会計繰入金の見込み精査により63万5,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 1 6 分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第 1 1、議案第 4 号「令和 2 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 9 9 ページをお開きください。

議案第 4 号「令和 2 年度下水道事業会計補正予算（第 4 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ 4 4 8 万 9, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 4 億 2 7 6 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

令和 3 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので 1 0 4 ページをお開きください。

1 款下水道費では、各事業費の見込み精査により合計で 4 4 8 万 9, 0 0 0 円を減額計上、続いて歳入についてご説明いたします。

1 0 2 ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料では、納付実績に基づく見込み精査により 3 7 万 5, 0 0 0 円を追加計上。

1 0 3 ページ、6 款町債では各事業費の確定により 2 5 0 万円を減額計上しております。

以上における歳入歳出の差 2 3 6 万 2, 0 0 0 円につきましては、一般会計からの繰入金と同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を

お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11時19分)

●議長

日程第12、議案第5号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書107ページをお開きください。

議案第5号の病院事業会計補正予算(第5号)の概要について説明いたします。

第2条の業務の予定量の補正では、建設改良事業において、医局エアコンほかで474万8,000円を減額計上。

108ページ、第3条収益的収入及び支出の補正では、収入第1款病院事業収益において1,136万8,000円を減額し、総額9億2,701万9,000円。

支出第1款病院事業費用において1,664万3,000円を減額し、総額10億1,917万円であります。

第4条の資本的収及び支出の補正では、資本的収入支出でそれぞれ474万8,000円を減額し、総額1億2,758万5,000円としております。

109ページの第5条の企業債では、新型コロナウイルスの影響による特別減収対策として、国のルールに基づきまして8,130万円の借入れを追加。

なお、この企業債は資金繰り対策としての借入れのため歳入には計上せず、負債として貸借対照表に記載されることとなります。

第6条では、予算第5条に定めた一時借入金の限度額3億円を5億円に改めるものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費、公債費合わせて579万6,000円を減額し、総額合わせて5億313万7,000円としております。

令和3年3月3日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容につきまして、収益的支出からご説明いたします。

114ページをお開きください。

病院事業費用、医業費用の1目給与費では、人件費の見込み精査で合わせて509万8,000円を減額計上。

材料費では、薬品・診療材料費等の見込み精査により660万9,000円を減額計上。

115ページ、経費では、光熱水費、燃料費、委託料等の見込み精査により597万3,000円を減額計上。

資産減耗費では、医療機器等除却により19万4,000円を追加計上。

116ページをお開きください。

研究研修費では、旅費等の見込み精査により125万5,000円を減額計上。

医業外費用の老人保健施設費では、薬品費の見込み精査により75万8,000円を追加計上。

サービス付高齢者向け住宅費では、負担金等の見込み精査により59万円を追加計上。

117ページの雑損失では、診療報酬の査定分54万8,000円を追加計上。

特別損失では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金30万円を追加計上しております。

続いて、収益的収入についてご説明いたします。

112ページをお開きください。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減等により入院収益からその他医業収益まで合わせて1,603万1,000円を減額計上。

113ページにわたります医業外収益では、国民健康保険調整交付金、老人保健施設負担金、サービス付高齢者向け住宅サービス費、その他医業外収益のおむつ代等の精査によりまして、合わせて436万3,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

118ページをお開きください。

資本的支出建設改良費では、感染症防止対策に係る備品購入費等工事費の精査によりまして、合わせて474万8,000円を減額計上しております。

117ページ、資本的収入においては、感染症防止対策に係る一般会計繰入金、補助金合わせて474万8,000円を減額計上しております。

以上、病院事業会計補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

1番、篠田議員。

●1番

109ページの第5条にあります企業債、令和2年度の特別減収対策ということで8,130万円が載っているんですけども、もう今月3日ですから、これは3月末までの収入に入ってくるのかどうという点と、第6条で、一時借入金の補正ということで、限度額3億円を5億円に改めるということなんですけれども、その内容です。

例月出納検査の報告を見ていくと、一時借入金は10月ぐらいに、2億4,000万円を計上されていますけれども、それらの分が関わってくるのかなとは思っています。

昨年、令和2年の3月末では、一時借入金は1億4,000万円程度だったとは思っていますけれども、今年度は増えているような状況です、これらの返済について、今後はどうなっていくのかということを含めて回答いただきたいと思います。

●議長

町立国民健康保険病院事務長。

●町立国民健康保険病院事務長

第1回定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

ただいま篠田議員のほうからご質問を頂きました内容につきましてご回答をさせていただきます。

最初に、令和2年度の減収特別対策企業債になりますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響によります各病院の減収対策といたしまして、本年度、資金不

足が見込まれる額に対しまして借り入れを認めますという形での企業債となっております。

こちらにつきましては、12月の2次申請で交付の申請をさせていただいております。当院の希望といたしましては3月25日の借り入れを要望しております。

ただ、まだ決定が来ておりませんので、あくまで今のところは予定という形で考えていたところでございます。

また、2点目の一時借入金の補正につきまして、ただいまご質問の中でもございましたが、10月に2億4,000万円、こちらは国保連合会のほうからの借り入れをさせていただいております。

こちらの国保連合会の借り入れの返済期限が3月31日までということになっております。この返済に当たりまして、年度末が迫ってきたということで資金計画を行いましたところ、先ほど申し上げた減収特別対策企業債8,130万円、それと年度末予想される現金預金、こちらが1,870万円、この2つを活用した残り一時借入金として1億4,000万円ほど年度末に借り入れをする予定をしております。

そのことから、2億4,000万円と1億4,000万円が一時的にかぶる形で借り入れることとなりますので、当初設定しておりました3億円の上限額を超えてくるという状況になります。そういったことから、今回限度額の補正をさせていただいたということになります。

あわせて、先ほど申しました企業債の借り入れが、今のところはまだ予定という状況になっておまして、これが例えば4月にずれ込むという形になった場合は、その部分に関しましても、一時借入金での対応をしなければならないという状況が見込まれることから、若干金額のほうに余裕を持たせていただいた形で限度額を5億円という形での設定をさせていただいたということで、今回、補正予算の提出をさせていただいたところです。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

●議長

1番、篠田議員。

●1番

8,130万円の返済についてはどうなっていくのか。それと、また1億4,000万円を借りるんですね。一時借り入れになってくるんですね。その分の返済はどうなってくるのかをお願いしたいと思います。

●議長

町立国民健康保険病院事務長。

●町立国民健康保険病院事務長

申し訳ありません。答弁が漏れておりました。

まず、先ほどのご質問にありました1億4,000万円の一時借入金の返済につきましては、例年、昨年までと同様に4月以降、一般会計からの繰入金を頂いた段階で、こちらのほうの返済をかけていきたいというふうに考えているところです。

また、減収対策の特別企業債につきましては、15年の起債の借り入れになります。当初3年間は据置期間となっておりますので、3年間については利息のみ支払うという形になりまして、その後12年間で返済をさせていただくという予定になっております。

●議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11時31分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第13、議案第20号「令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第14号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、追加で配付をさせていただきました議案書の138ページをお開きください。

議案第20号「令和2年度一般会計補正予算（第14号）」についてご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ2,623万5,000円を追加し、総額をそれぞれ55億7,173万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に要する経費で、1月28日付で専決処分を行った予算の追加分が国から示されたことにより補正を行うものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

143ページをお開きください。

144ページにわたります4款1項2目の予防費では、総額2,623万5,000円を追加計上しておりますが、内訳といたしましては、ワクチン接種健康被害調査委員会の委員報酬、会計年度任用職員の報酬を合わせて67万5,000円、職員の時間外勤務手当308万5,000円。

町内の3医療機関に対する接種体制整備協力金で243万円、コピー用紙などの消耗品等印刷製本費の需用費で102万6,000円、郵便料、広告料、それから町外で接種された方の接種費用の支払い手数料を合わせて421万円、接種券作成、接種記録管理、コールセンター委託料を合わせて919万4,000円、低温冷凍庫等の備品購入で159万9,000円、予防接種台帳システム改修負担金400万円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

142ページをお開きください。

14款2項の国庫補助金では、今ほど説明いたしました歳出に係る国からの補助金2,613万5,000円を追加計上しております。

歳入歳出の差10万円につきましては、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第20号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案一括上程

(11時36分)

●議長

日程第14

議案第11号「奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例」

議案第12号「奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第14号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て
会議設置条例の一部を改正する条例」

議案第16号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例」

議案第17号「奈井江町基金条例」

議案第6号「令和3年度奈井江町一般会計予算について」

議案第7号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第8号「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第9号「令和3年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第10号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、10議案について一括議題といたします。

令和3年度町政執行方針（町長）

●議長

この際、町長に令和3年度町政執行方針の説明を求めます。
町長。

（町長 登壇）

●町長

令和3年第1回奈井江町議会定例会の開催に当たり、令和3年度の町政執行について私の所信を申し上げますので、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年、世界中が未知のウイルス、新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、人々の生活は一変しました。我が国においても、昨年末からの急激な感染拡大によって2回目となる緊急事態宣言が出され、この見えない敵との闘いはいまだに収束が見通せない状況が続いています。

感染症の影響は、生命や健康だけでなく、経済、社会、人々の行動や意識、価値観の変容など多岐へとわたり、地方においては、地域内外の交流機会の減少によって地方創生の取組が停滞するなど、人口減少、少子高齢化等の地方が抱える従来からの課題に感染症への対応が加わり、ますます厳しい状況となっています。

このような中、奈井江町では、多くの町民の皆様との議論により作り上げた第6期まちづくり計画後期実施計画を令和2年度にスタートさせ、計画的かつ効率的な事業の推進を図るとともに、町政運営に大きな影響を与える町立国保病院のあり方や役場庁舎の整備、ないえ温泉の休館などの課題解決に向けて全力で取り組んでまいりました。

令和3年度の町政執行に当たりましても、引き続きまちづくり自治基本条例の理念に基づく住民自治、町民同士の相互扶助、未来志向、この3つの言葉をキーワードした町民参加の視点を重視するとともに、私をはじめ全職員が一体となって町民の皆様としっかりと向き合い、共に議論しながら町政執行に当たってまいりたいと考えております。

それでは、令和3年度の主な施策について申し上げます。

安全、安心に住み続けるために。

防災、生活環境の整備における防災と交通安全対策であります。

防災対策については、全国で頻発する自然災害や感染症に対応した避難所の運営など、その備えと対策の充実が重要となっています。昨年、感染症拡大の影響により延期した町民参加による総合防災訓練については、関係機関との連携を図りながら、感染症対策に配慮し実施してまいります。

高島排水機場については、調整池の土砂の撤去を実施するなど、引き続き適正な施設の維持管理を行い、浸水被害の防止に努めてまいります。

交通安全対策については、交通事故の撲滅に向けて、交通安全協会など関係団体との

連携により各種運動を展開するほか、引き続き高齢者の運転免許証自主返納の取組を進めてまいります。

公営住宅の整備ですが、公営住宅については、既存住宅の長期的活用や住環境の改善を図るため、桜ヶ丘団地A棟の屋上防水工事を実施するとともに、引き続き空き家住戸を含めた適切な維持管理に努めてまいります。

道路環境の維持・整備についてであります。道路整備については、11号東線道路改修工事を実施し、安全な道路の維持管理に努めるとともに、省エネルギー化を推進するため、北2丁目通り街路灯のLED化を実施してまいります。また、冬期間の安定的な除排雪体制を確保するため、小型ロータリー除雪車1台を更新してまいります。

橋梁の維持管理については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内33か所の橋梁の法令点検を行い、安全の確保に努めてまいります。

公園の整備について申し上げます。公園については、公共施設等総合管理計画に基づき、令和2年度に集約化の対象としていた白樺公園の遊具更新を行いました。他の公園についても、草刈りや遊具の修繕など適切な維持管理を進めるとともに、子供たちや保護者などの町民ニーズを捉えながら、市街地区の遊具集約化に向けた検討を進めてまいります。

2の環境衛生の充実、ごみの減量化・資源化の推進については、本町のごみ全体の排出量については、人口減少にある中で依然として微増しており、町民一人一人のごみの排出抑制、分別化を一層推進する必要があります。このため、広報誌やホームページ等により普及啓発を行い、町民のごみ減量、リサイクル意識が向上するよう取組を進めてまいります。

環境衛生対策の推進ですが、住みよい生活環境を作るため、子供たちをはじめ町民、企業、団体との協働による全町一斉クリーン作戦を実施するほか、不法投棄抑制のための啓発のぼり、監視カメラの設置を行うなど環境美化に努めてまいります。

ごみ・し尿処理事業では、今後もコスト軽減や環境対策を考慮し、関係市町との連携を図りながら効率的な運営に努めてまいります。

また、下水道事業については、令和5年度末までの地方公営企業法の適用を進めるため、歌志内市、新十津川町との共同による移行準備事業に取り組んでまいります。

2のともに支え合い、健やかに暮らすために。

健康づくりの推進、生活習慣病予防対策とがん検診の推進については、全ての町民が健康で生き生きと心豊かに生活を送ることができるよう、健康増進、生活習慣病予防のための健康診断、特別健診の受診率向上を目指してまいります。また、若い世代からの受診勧奨をさらに強化するとともに、個別指導や健康教育等の充実を図り、町民一人一人の健康への関心を高め、生活習慣改善につながるよう勧めてまいります。

当町において死亡率が高い乳がん、大腸がんについて、検診受診率を高めるため、検診料金を引き下げるとともに、特定健診とがん検診との同日実施、乳がん等の無料クーポン券配付事業を継続し、がん検診の推進に努めてまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施であります。高齢者が長く自立した日常

生活を送れるよう、生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防や重症化予防、介護、フレイル予防などが重要になっています。このため、健全な食生活や運動等の普及啓発を目的とした健康運動フロア事業ひまわりクラブの開催など各種介護予防対策を強化してまいります。

また、健診、医療、介護のデータ分析により、保険、医療、介護の適切なサービス提供につなげるとともに、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保険事業、介護保険の地域支援事業を途切れることなく効果的かつ一体的に実施することにより、健康寿命の延伸につなげてまいります。

心の健康づくり対策では、心の健康問題が重要視される中、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、平成31年3月策定した命を守るネットワーク推進計画、自殺対策計画であります。これに基づき、心の健康づくりに向けた普及啓発などの取組を推進してまいります。

医療・介護・福祉の推進の、病診連携、病病連携の推進では、地元医歯会との病診連携事業により、かかりつけ医による継続した診療を提供するほか、砂川市立病院との病病連携事業や中空知管内自治体病院とのネットワークを生かしながら、引き続き町民が安心して療養できる医療と介護の提供に努めてまいります。

町立国保病院の経営健全化については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、地域医療を取り巻く環境が一層厳しい状況となる中で、町立国保病院は診療体制の確保などにより安定した医療提供に努めていますが、令和元年度決算において地方財政法等による資金不足が発生するなど大変厳しい経営状況が続いています。

このため、町立国保病院が担うべき役割や診療体制などについて幅広い視点から意見を聞くため、令和2年度に有識者による病院のあり方検討委員会を設置し、議論を重ねていただきました。検討委員会からの答申においては、外来診療や入院病床のあり方のほか、収益の向上や費用削減において取り組むべき方策など経営改善に向けた具体的な提言を受け、院外薬局への切替えなど、既に一部提言に基づく改善に着手したところがあります。

令和3年度についても、経営の健全化に向けて、提言の効果や将来的な見通しなど十分に検討・分析を行った上で、引き続き取組を進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進では、本町でも高齢化が確実に進む中で、介護に対する不安を軽減し、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムのより一層の推進に向けて取り組んでまいりました。引き続き、令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画を着実に推進し、医療・介護・予防などのサービスが切れ目なく一体的に提供されるよう、地元介護サービス事業者との連携により、在宅、施設のサービス提供体制の充実を図ってまいります。

全町的な支え合いネットワークの推進では、町民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、地域のあらゆる町民がお互いに協力し、支え合う地域共生社会を築いていくことが重要になっています。

現在、町内各地域で住民主体によるサロン活動が定着し、高齢者を支える多様なネッ

トワークが広がりを見せる一方で、感染症の影響によりこれらの活動が制限される状況となっています。引き続き、これらの地域で芽生えた活動が実施されるよう、各組織、団体等との連携を深めてまいります。

また、本町における福祉サービスや地域福祉活動など社会福祉協議会との協働による取組を一層推進するため、奈井江町地域福祉計画の策定に着手してまいります。

認知症施策については、引き続き砂川市立病院の精神科専門医のサポート体制の下、認知症初期集中支援チームと連携しながら、早期診断・早期対応に向けた支援体制を維持するとともに、認知症に対する全町的な理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。また、高齢者の権利擁護に向け、成年後見人制度の普及促進を図り、在宅で安心して暮らせる体制づくりに引き続き取り組んでまいります。

障がい者支援では、おもいやりの障がい福祉条例の下、町民の障害への理解や交流を深めるため、北翔大学との連携事業などを進めてまいります。また、令和3年度からスタートする第4期障がい者福祉計画に基づく障がい者の地域移行の推進や、雇用や就労を促進するための助成事業の実施など、障がい者の社会参加の支援、促進に努めてまいります。

子育て支援の充実の妊娠・出産・子育て世帯への支援では、健やかな妊娠と出産を迎えられるよう、14回分の妊婦一般健康診査、6回分の超音波検査の公費負担を行うとともに、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成を継続してまいります。

令和2年度から実施している新生児聴覚検査費用助成を継続し、検査の受診促進による障がいの早期発見・早期療育を図ってまいります。

また、妊娠や出産、子育てに関する不安の解消を図るため、子育て世代包括支援センターによる身近で切れ目のない相談・支援を行ってまいります。

子供たちの健やかな成長と子育て世帯の医療費負担軽減を図るため、引き続き18歳、高校生までであります。これを対象とした子ども医療費の無料化を実施してまいります。

4つ目の保育・教育環境の充実、認定こども園はぐくみの運営であります。保育サービスの提供については、園児や保護者の気持ちに寄り添い、一人一人の個性を大切にしながら、基本的な生活習慣を定着させるとともに、英語教育や運動、食育など、特色ある教育、保育の充実、幼小中高の連携による相互交流などを推進し、小学校以降の教育につなげてまいります。

また、医療的なケアが必要な子供の受入れ等、多様な保育ニーズに対応するための体制を確保してまいります。

保育料については、国における3歳児以降等の無償化に加え、町独自の2歳児までの軽減措置等を継続してまいります。

3、心豊かに学び続けるために。

教育環境の充実、学校給食運営と多子世帯への支援であります。砂川市や浦臼町との広域連携を継続し、児童生徒への安定的な給食提供を行うとともに、給食費については

第2子の半額、第3子の全額助成を継続し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

奈井江商業高等学校の支援では、奈井江商業高等学校については、新入学生に対する通学費助成を廃止する一方で、各種検定、模擬試験の受験料助成等を通じた生徒の学びの充実、学校案内パンフレット作成等による生徒の募集活動など、高校との連携により引き続き必要な支援を行ってまいります。

子どもとの協働のまちづくりの子どもの社会参加の推進です。昨年11月、「魅力ある奈井江町にするために」をテーマに開催した町長と語る会において、児童生徒の皆さんから道路、公園の環境美化、イベント、町のPR活動への参加などまちづくりの基本ともいえる多くの提言を頂きました。引き続き、奈井江町の未来の担い手である児童生徒と共に考え、話し合う町長と語る会を開催し、子供たちの社会参加の促進やふるさとに対する関心、愛着が高まるよう取り組んでまいります。

4の活力と魅力あふれる産業づくりのために。

1、農林業の振興、農業の振興であります。令和2年産の農作物は、降雪が少なく、春作業も順調に進み、水稻については6月中旬から下旬にかけての日照不足による影響が心配されたものの、作況指数は北海道が106、当町を含む北空知は107の良となりました。農業者の皆様のこれまでの積み重ねた努力と米作りの熱意によって、品質、食味は常に全道のトップクラスに位置し、全国的にも高い評価を得ており、令和2年度のふるさと応援寄附金では、ゆめぴりかをはじめとするお米を返礼品とした寄附額が全体の8割を超え、改めて奈井江産米のブランド力の高さを自負しているところであります。

この努力に応えるため、引き続き産地ブランド確立支援事業などの側面的支援を実施するとともに、奈井江産米のブランド確立のため、JA新砂川との連携を強化してまいります。

また、令和3年度から、ふるさと応援寄附金の一部について、農業担い手育成基金に積立てを行い、本町農業のさらなる振興に向けた基金の活用について検討を進めてまいります。

TPP11や日欧・EPA、日米貿易協定等の発行といったグローバル化の進展や感染症の拡大による食品需要の減退などにより、今後の営農継続に深刻な影響を与えることが懸念されております。農業者が将来にわたり希望を持って営農に取り組むことができるよう、町村会等を通じて、国に対し要請活動を行うほか、本町農業が持つ高い生産技術を最大限に発揮できるよう、引き続き関係機関、団体等と連携してまいります。

土地改良事業では、道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な集積化を推進するため、継続地区となる茶志内東1地区、茶志内東2地区に加え、新規地区である高島東地区において区画整理事業等を実施してまいります。また、圃場整備後の不陸解消のため、茶志内東1地区にレーザーレベラーを導入いたします。

林業の振興では、林業については、森林が持つ生態系や水源かん養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう、町有林の計画的な造林事業を実施するほか、北海

道による林道京極線の事業推進に向けて要請を行ってまいります。

また、世代交代などによって整備が行き届かない森林所有者の意向に基づき、関係機関と連携を図りながら、計画的な造林事業等の推進に努めてまいります。

商工業・観光の振興、商工業の振興では、中心市街地の活性化を図るため、にぎわいを生み出すイベント事業など商工会や関係団体が連携して行う取組に対し、引き続き商工業活性化推進交付金による支援を行ってまいります。

また、町の保証融資制度による利子補給等を実施するほか、中小企業、小規模事業者の経営改善と事業者の育成に向けて、町と商工会がそれぞれの役割分担の下、相互に連携を図りながら地域のニーズに合った取組について検討を進めてまいります。

観光の振興では、観光協会と商工会、農協、町との連携により開催されるないえさくら祭りは、町内外から多くの方が来場し、町のイメージアップや特産品のPRなど、地域経済効果に寄与する町の主要な観光イベントに成長してきました。引き続き、観光協会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、地域資源を生かした観光振興の取組について支援してまいります。

地域交流センターは、観光施設である道の駅として多くの方々に利用いただいております。利用者への快適なサービス提供と適切な維持管理が行われるよう、指定管理者との連携を図ってまいります。

休館しているないえ温泉のあり方については、昨年4月に公表した調査分析報告書をもとに、まちづくり町民委員会やまちづくり懇談会など様々な場面で町民の皆様と情報を共有し、議論を重ねてまいりました。一方、温泉運営については、商圏人口の減少に加え、感染症の影響により経営環境が大きく変化していることから、令和3年度においては、道内にある温泉の運営状況を調査するとともに、温泉の方向性について、これまで頂いた意見と調査結果を含めて、引き続き町民の皆様と議論を重ねてまいります。

企業との連携、支援の充実であります。町内立地企業は、堅実な経営の下、地域経済を牽引していただいております。引き続き必要な情報交換や支援を行うとともに、企業が持つ優れた技術力などの情報を積極的に内外へ発信してまいります。

空知団地については、中小企業基盤整備機構や北海道、さらには美唄市との連携によって、分譲に向けたPRや関係情報の収集など誘致活動に努めてまいります。

5番目、みんなでつくる持続可能なまちづくりのために。

地方創生の取り組み、総合的な移住定住対策の推進では、第6期まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的な取組が新たな人の流れを生み、人口減少に対しては一定の抑制効果が現れています。引き続き、新築住宅建設や中古住宅購入助成などの住宅施策と併せて、子育てや保健、教育、産業など、総合的な移住定住対策を推進するとともに、ホームページ、SNSなどの様々な媒体の活用やふるさと納税を活用し、各種施策や地域資源など本町の魅力を町内外に広く情報発信してまいります。

また、関連施策の効果検証をはじめ、移住希望者に先輩移住者の感想や生の声を届けるための移住者アンケートを実施し、町民のふるさと意識の醸成や移住・定住人口、関係人口の創出、拡大につなげてまいります。

地域おこし協力隊の活用の促進です。人口減少、高齢化等が進む中で、地域力の維持・強化を図るため、地域外の人材活用が地域活性化の有効な手立ての一つとなっています。このため、令和3年度から協力隊員を講師とする公設学習塾を開設するとともに、協力隊員の持つ知識や経験、個性を生かすため、企画提案型の募集を行うなど、地域活性化につながる様々な場面で協力隊員が活躍できるよう取組を進めてまいります。

2番目の町民主体のまちづくりの推進、まちづくりチャレンジ事業の推進です。まちづくりに取り組む担い手の育成、町民主体による地域活性化を進めるため、令和2年度に創設したまちづくりチャレンジ事業によって、コロナ禍の中2団体がイベントを実施し、まちづくりに向けた新たな動きが芽生えました。引き続きこの2団体の活動を支援するとともに、令和3年度においても新規団体の採択を目指し、事業の積極的な周知を行い、町民一人一人の参加、手作りによる地域活性化が進むよう取り組んでまいります。

町民との対話、協働によるまちづくりの推進です。昨年度、町政懇談会に替わる町民との意見交換の場として設けたまちづくり懇談会は、町内の関係組織、団体と幅広い町民の皆様への情報提供、会話の場として重要な機会であることから、引き続き令和3年度も開催するとともに、町民の皆様と様々なテーマを気軽に話し合うタウンミーティングについても積極的に進めてまいります。

また、令和元年度から開始した地区担当職員制度については、感染症の影響によって取組が遅れている状況にありますが、顕在化する地域課題の解決に向けて引き続き地域カルテの作成等、地域との協働による取組を進めてまいります。

3つ目、公共施設の適正管理の推進。役場庁舎の整備であります。耐震機能やユニバーサルデザインへの対応などが課題であった役場庁舎については、町民意見や地方財政措置などの動向を踏まえ、新たな庁舎への建替えを決断し、ワークショップやまちづくり懇談会等で頂いた意見を踏まえながら基本設計を進めてまいりました。引き続き、令和3年度においても、これまで頂いた町民意見を踏まえながら、町民に親しまれ、利用しやすい庁舎となるよう実施設計を進めてまいります。

また、庁舎整備に当たっては、国の有利な資金に加え、令和6年度まで積立てを継続する役場庁舎整備基金を活用し、財政に与える影響を極力抑えながら進めるとともに、新庁舎建設に係るさらなる財源確保のため、ふるさと納税制度を活用した寄附の募集を行ってまいります。

葬斎場の広域化であります。葬斎場の効率的な維持管理を推進するため、奈井江町葬斎場を廃止し、令和3年度から砂川地区保健衛生組合が設置している吉野斎苑の共同利用を開始します。

次に、公共施設の効率的な整備の推進です。公共施設の長寿命化、効率的な管理を進めるため、令和3年度は体育館屋上外壁大規模改修工事、文化ホール調光設備更新工事を実施してまいります。また、公共施設の集約化、広域化等により用途廃止済みの施設が増加し、周辺環境や景観の保全等の観点から施設の処分・解体等の実施が課題となっています。このため、公共施設の改修・解体等に要する財源確保のため、新たに公共施設整備等基金を創設し、改修等を計画的に実施してまいります。

4番目、地域間交流の推進です。ハウスヤルビ町との交流では、25年を超える長きにわたり続けてきた友好都市フィンランド共和国ハウスヤルビ町との交流は、感染症の状況を考慮し、残念ながら令和2年からの2年間、訪問団の相互派遣が中止となりました。令和3年度は、昨年に引き続き、フィンランド発祥のスポーツ、モルック大会の開催などハウスヤルビ町との交流について町民の認知度や理解が高まるよう取組を進めてまいります。

高梁市との交流であります。友好都市提携を締結している岡山県高梁市との交流は、近年災害復興のための職員派遣や両市町長の表敬訪問などの交流を行ってまいりました。引き続き、両市町の相互理解、振興が深まるよう、特産品のPRや情報交換等を進めてまいります。

また、10年前、東日本大震災の復興に向けて職員の派遣を行った宮城県岩沼市についても、引き続き情報交換を行いながら両市町の有効な関係を維持してまいります。

6番目、新型コロナウイルス感染症対策。本町においても、町民生活、教育、経済活動など様々な分野に感染症の影響が及ぶ中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国の支援策を活用しながら、町民の感染予防対策、事業継続に向けた支援、新しい生活様式への対応などに取り組んでまいりました。

感染症については、いまだに収束が見通せない状況が続いており、令和3年度においても国、道など関係機関との連携を図りながら感染症の拡大防止、経済活動の活性化を図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

感染症のワクチン接種については、本年2月に奈井江町新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、接種に向けた準備を進めており、接種体制の整備、各種情報の提供など関係機関と十分に連携しながら、町民の皆様が早期に安心して接種が受けられるよう取り進めてまいります。

また、感染症の感染者や私たちの生活を支える人とその家族への差別や偏見などが生じることのないよう、町民への周知・啓発を図るとともにコロナ禍においても感染拡大防止に配慮しながら、町民サービスが滞ることのないよう行政運営を進めてまいります。

終わりに、令和3年度の一般会計予算については、第6期まちづくり計画後期実施計画を基本に予算編成を行った結果、一般会計の予算総額を47億2,300万円、特別会計、企業会計を加えた全会計の予算総額を65億5,989万円としたところであります。

依然として町財政は厳しい状況にあり、人口減少や少子高齢化の進展の中で持続可能な行財政運営を進めるためには、新たに取り組むべきこと、継続すべきこと、見直すべきこと、廃止すべきことの4つの視点を常に意識し、各種施策を進めていかなければなりません。

また、全国各地で自然災害が発生する頻度の高まりに加え、いまだに収束の兆しが見えない感染症への対応も求められており、町民の皆様をはじめ、団体、企業、行政など多様な連携や協力の下、知恵と工夫を寄せ合い、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

今後も、町長就任時の初心を忘れず、町民の付託に応えることができるよう、精一杯取り組む覚悟であります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和3年度の町政執行に当たっての所信といたします。

●議長

議題の途中ではございますが、ここで昼食のため、1時15分まで休憩といたします。

(昼休憩) (12時13分)

(令和3年度教育行政執行方針の説明) (13時14分)

●議長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

教育長に、令和3年度教育行政執行方針の説明を求めます。

(教育長 登壇)

●教育長

令和3年度教育行政執行方針をご覧ください。

はじめに、令和2年は世界中が新型コロナウイルスに振り回され、本町においても小中学校の長期臨時休業、新社会人激励コンサートをはじめとする各種事業や各団体の総会などの中止、延期を余儀なくされるなど、教育分野だけにとどまらず、住民生活にも大きな変容を強いられました。

6月になって学校の再開がかない、入場者数を制限してのコンサートの実施などが可能になりましたが、何より遺憾だったのは、子どもたちの学びと成長の時間を奪われたことでした。

こうした状況下のもとで迎える令和3年度は、奈井江町の子どもたちにGIGAスクールを促進し、ITを駆使する知識や技術を習得させる一方で、AIだけでは解決できないことを乗り越えていく思考力や判断力を自ら学び、涵養していくため、学校はもちろん家庭や地域、関係団体と連携しながらの学ぶ力、生きる力の育みが急務です。

また、町民全体がこのコロナ過を乗り切るためにも、文化や芸術、スポーツ活動を通じた生きがいを感じ、健康で心豊かな生活を実感していくことが大切です。

このことを踏まえ、令和3年度に教育委員会が取り組む主要な施策について申し上げます。

1、未来を担う子どもの育成。

(1) 学校教育を充実します。

義務教育学校では、引き続き一人一人への細かな指導を実施し、基礎学力の定着を図

るため、町独自に教諭を採用し、35人学級編成を継続します。

また、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者にとっても、安心して学ぶことができるよう、町費による支援員を配置するとともに、関係機関と連携した相談体制を継続し、支援を必要とする児童生徒の早期発見と対応に努めます。

昨年予定をしていた英語指導助手の2名体制の導入は、新型コロナウイルス感染症対策のために来日がかかわらず、実現にいたりませんでした。引き続き関係機関に要望を行い、小中学校に各1名を配置する一方で、認定こども園はぐくみでの英語に親しむ活動の充実を図ってまいります。

新年度は、学校でのタブレット型コンピュータの使用が本格化していきます。GIGAスクール事業への対応をスムーズに行っていくための研修の実施とともに、教職員の皆さんが児童生徒の指導方法や課題改善を健全する奈井江町教育振興会を支援し、よりよい指導方法の確立や小中学校で統一した学習規律の浸透、授業づくりの活動を促進してまいります。

このほか、各種教材の充実にも努め、とりわけ老朽化の著しかった中学校のビブラホン外5本の楽器について更新を行います。

また、学習の定着には家庭学習の習慣化が大変重要です。早い時期からの学習面のつまずきの解消や学びの楽しさを通じて家庭学習を習慣化させるため、今まで3年間、実施してきた公設塾の対象を中学生から小学3から6年生に変更し、開設期間も常設のものに改め、学校帰りによって自学習を行う公設塾に改編をします。

塾講師には全国から公募をした地域おこし協力隊3名を既に内定をしており、小学校との連携を図りながら個別指導を進めてまいります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成を推進します。

奈井江町には、子どもたちが学ぶべき素晴らしい生きた教材があります。実際に使われている圃場や海外への輸出を主とする立地企業の工場などに入り、手足を動かして体験し、また目の当たりにして基幹産業を学べる場は大きな財産であり、これらを通じて郷土愛を育み、社会性を身に着ける学習を本年も推進します。

子どもたちが自己の生き方を考え、自立した人間としての道徳性を涵養する道徳教育を推進します。また、子どもたちへのアンケートや教育相談などを通じていじめなどの未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーを活用し、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図り、子どもたちの心の成長を支援します。

児童生徒の登下校など、子どもたちの安全、安心を確保するため、地域や団体、関係機関の皆さんで組織するなえっこ見守り隊によるながら見守り活動を推進します。

(3) 快適な学習環境の整備を推進します。

奈井江町教育ビジョン計画期間が平成24年から令和3年ではありますが、最終年を迎えます。新ビジョン策定のため、生徒や保護者、学校、社会教育、体育の関係者をはじめ、町内の各会、各層の方たち30名で構成する検討委員会を開催し、この10か年の検証と新しい教育ビジョンの策定に向けた議論を交わし、奈井江町が目指す教育理念や目標などについて策定してまいります。

(4) 多様な教育機会の支援を推進します。

子どもの健やかな発達や円滑な進学のため、幼小中高が連携し、乗り入れ授業や授業交流など、相互理解と相互支援による教育活動の充実を図ります。

経済的理由により就学に関わる負担が困難な家庭に対する援助を行います。このうち、新入学児童生徒の学用品費については、入学前の早期支援を実施します。道立の奈井江商業高校については、昨年、今年と入学者数が定員の半分程度となっています。引き続き、生徒募集のポスターやパンフレットの製作助成を行うほか、近隣中学校を対象とする募集活動に取り組むなど、多面的な支援に取り組みます。

また、保護者に対する支援となっていた通学費の助成を廃止する一方で、生徒たちが学ぶための教材費や各種検定料に対する助成範囲を拡大し、学びの充実や目指す進路が実現し、この学校に来てよかったと実感できる教育活動への側面的支援を拡充してまいります。

(5) 子どもの健全な育成を推進します。

引き続き、子どもの権利に関する条例の普及、促進を図るため、子どもたちの社会参加や子ども会議の活動を支援しながら、教育を通じたまちづくりを推進します。

子どもたちの豊かな心を醸成し、見る、聞く、マナーを習得するため、芸術鑑賞会を開催し、小学生には演劇を、中学生にはコンチェルトホールでのコンサートをを行います。

2、生涯にわたる学びの推進

(1) 生涯学習活動を推進します。

町民一人一人がその生涯を心豊かに過ごし、学びを通じた町民同士のコミュニケーションや地域活動が促進されるよう、若いお母さんたちのニーズの把握などに努めながら、公民館講座を企画してまいります。

季節やイベントごとでの図書展示に工夫を凝らしながら、乳幼児から高齢者まで本に親しみ、読書を楽しむ図書館の充実にも努めます。年齢を重ね、読書から離れざるを得なかった方たちのために、活字の大きな本の蔵書を行うほか、乳児に絵本をプレゼントするブックスタート事業を皮切りに、3歳児と保護者を対象とし、本の紹介と読み聞かせを行うブックセカンド、5歳児に活字の増えた絵本をプレゼントするブックサードなど、関係機関と連携を図りながら、生涯にわたる継続的な読書活動を推進してまいります。

(2) 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します。

各年齢層に合わせた運動教室の開催など、体育施設の指定管理者や関係機関と協力しながら町民の健康づくりを支援します。

また、経年劣化が進んだ体育館の屋根、外壁の改修に取り組めます。

(3) 個性豊かな芸術・文化を推進します。

プロの演奏家から高い評価を受けている文化ホールでは、質の高いクラシックを中心とするコンサートを自主事業として開催してまいります。また、老朽化した調光設備の更新を行います。

むすび。

以上が令和3年度に実施をする主要な教育施策であります。繰り返しになりますが、

新年度に実施する教育委員会の大きな仕事の一つは教育ビジョンの策定であります。町民ニーズや社会状況などを的確に捉え、闊達な議論を行って、この先10年間の教育行政の理念、目標について策定をしております。

迎える新年度におきましても、皆様のご理解とご協力を心からお願いいたします。

●議長

以上で執行方針の説明を終わります。

(11 議案の大綱説明)

(11時25分)

●議長

一括議題の説明を求めます。

なお、要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

初めに、議案第11号についてご説明をいたします。

議案書の125ページをお開きください。「奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例」であります。

本案は、昨年度末をもってやすらぎの家、健寿苑、2施設の職員の転籍が完了したことに伴い、町長の事務部局の職員数を215名から150名に見直しを行うものであります。

議案書126ページをお開きください。議案第12号「奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」であります。

本案は、令和3年4月から砂川地区保健衛生組合が運営する吉野斎苑の共同利用に伴い、本条例を廃止するものであります。

附則において、4月1日の施行及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例の削除を併せて提案するところであります。

議案書128ページをお開きください。議案第14号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」であります。

本案につきましては、まちづくり町民委員会、子ども・子育て会議の委員に対して報酬及び費用弁償の支給に必要な指定を追加するものであります。

両委員会については、条例に規定され、まちづくり全般や子育て対策への意見、提言など町政執行に対して重要な役割を担っておりますが、本年度、法律または条令に基づき設置される自治体の附属機関の委員会に関して、北海道町村会より報酬の必要性など任用の根拠に関する見解が示されたところであります。

この附属機関のうち、本町で無報酬となっている提案の2組織について、令和3年度より報酬等の支給を行おうとするものであります。

議案書の131ページをお開きください。議案第16号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」であります。

本案につきましては、夏期、冬期の休業中に保育の理由がなかった場合等の保育料の減額について、幼児教育保育料無償化により3歳以上の児童は保育料が生じないことから条例の一部を改正するものであります。

議案書132ページをお開きください。議案第17号「奈井江町基金条例」であります。

本案につきましては、これまで基金ごとに制定をしていた条例を統合化するため、第2条第1号から第8号に現行の基金を規定するとともに、新たな基金である公共施設整備等基金を第9号に規定し、公共施設の改修や用途廃止済みの公共施設の解体等に要する経費に充当するために基金に積み立て、計画的な事業の推進を図ろうとするものであります。

134ページ、附則の第3項に旧条例による基金の財産の引継ぎについて規定しておりますが、中断の過疎地域自立促進特別事業基金については、新たに設置する公共施設整備等基金に引き継ぐこととしております。

以上が予算関連議案であります。

次に、別冊で配布しております一般会計予算書の1ページをお開きください。議案第6号の「令和3年度奈井江町一般会計予算について」の概要についてご説明を申し上げます。

予算の総額につきましては、前年度より1億3,000万円増の47億2,300万円となり、前年度比2.8%の増となったところであります。

次に、第1表歳入歳出予算の概要についてご説明いたします。

2ページをお開きください。歳入の1款町税では、前年度比7.2%減の6億7,593万円、次に、3ページをご覧ください。11款地方交付税では4.9%増の23億500万円、13款の分担金及び負担金では18.5%減の965万2,000円、14款使用料及び手数料では1.3%増の1億637万2,000円、15款国庫支出金では25%増の2億6,988万2,000円、16款同支出金では2.5%増の3億926万円、19款の繰入金は30.2%減の1億3,973万6,000円、4ページに入り、21款の諸収入では0.5%減の1億4,856万6,000円、22款の町債では18.9%増の4億9,800万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。1款議会費では、前年度比0.9%減の3,743万9,000円、2款総務費では21.5%増の4億

8,250万1,000円、3款民生費では1.3%減の7億5,401万9,000円、4款衛生費では13.8%減の5億3,973万4,000円、5款労働費では1.4%増の56万5,000円、6款農林水産業費では3.0%増の2億4,629万7,000円、7款商工費では2.6%減の7,820万8,000円、8款土木費では8.4%増の5億8,145万2,000円、6ページに入りまして、9款の消防費では22.2%減の1億4,887万7,000円、10款教育費では72.7%増の3億9,686万2,000円、11款公債費では3.1%増の6億1,150万8,000円、12款職員費では5.9%減の8億3,825万5,000円であります。

7ページをお開きください。第2表の地方債についてご説明をいたします。

初めに一般会計、特別会計、企業会計、全てに共生するところの記載の方法、利率、償還の方法について説明いたしますが、記載の方法は、普通貸借、または証券発行、利率については4%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行、その他の場合にはその債権者との協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

それでは、地方債の限度額についてご説明します。

役場庁舎複合設備整備事業過疎債分については2,010万円、農業農村整備事業では40万円、町道11号東線道路改修工事で1,360万円、雪寒地域建設機械整備事業で600万円、北2丁目通り街路灯LED化改修工事で420万円、文化ホール調光装置LED化改修工事で4,590万円、体育館大規模改修工事で1億2,580万円、役場庁舎整備事業、市町村役場機能緊急保全事業債分であります。3,490万円、過疎地域自立促進特別事業で8,000万円、公営住宅整備事業債で2,200万円、臨時財政対策債で1億4,510万円、以上11本の借入れの予定であります。

また、今ほど、地方債で説明した以外の新規拡充事業については、教育環境の充実としては教育ビジョン策定、公設学習塾の運営事業、奈井江中学校の吹奏楽部楽器購入、防災対策としては高島排水機場調整池の土砂撤去工事、産業まちづくり事業に関しては、ふるさと納税を活用した農業担い手育成基金の積立、地域おこし協力隊の活動事業など、新規事業施策を加えて予算編成をしたところであります。

令和3年度においても厳しい財政状況の中、また新型コロナウイルス感染症の終息もいまだに見通せない状況の中、引き続き、まちづくり計画の計画的かつ効率的な推進と課題解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案第7号から議案第9号の特別会計予算についてご説明をいたしますので、別冊で配布をしております特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」は、前年度比2,000万円、11.0%増の2億200万円であります。

2ページの第1表歳入歳出予算の主なものをご説明申し上げます。歳入、第1款国民健康保険税は9,493万3,000円、4款の繰入金6,821万8,000円、6款諸

収入3,877万1,000円であります。3ページの歳出では、1款の総務費で1億6,238万9,000円、4款の諸支出金で3,910万1,000円であります。

以上が国民健康保険事業会計予算の概要であります。

次に、「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明をいたします。予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比410万円、3.9%増の1億960万円であります。

16ページの第1表歳入歳出予算の主なものをご説明いたします。歳入では、1款後期高齢者医療保険料で7,303万6,000円、3款の繰入金3,652万2,000円であります。歳出では、第1款総務費82万8,000円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で1億873万3,000円あります。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、「令和3年度奈井江町下水道事業会計予算について」ご説明いたします。予算書の24ページをお開きください。令和3年度奈井江町下水道事業会計予算は、前年度比290万円、0.7%減の4億350万円あります。

25ページの第1表歳入歳出予算の主なものをご説明します。歳入では、第1款使用料及び手数料1億2,702万8,000円、3款繰入金2億4,451万3,000円、6款町債2,310万円、7款国庫支出金531万8,000円あります。歳出では、1款下水道費1億630万2,000円、2款公債費2億9,673万4,000円あります。

26ページの第2表地方債についてご説明をいたします。起債の方法、利率、償還の方法については割愛をさせていただきます。公共事業事業債一般分で100万円、公営企業法提供化分で530万円、石狩川流域下水道事業債で630万円、資本費平準化債で510万円、個別排水処理施設事業債で280万円、公共下水道事業債の過疎債で100万円、個別排水処理施設事業債の過疎債で160万円あります。

以上が下水道事業会計予算の概要であります。

次に、議案第10号の「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」ご説明をいたします。別冊でお配りをしております予算書の1ページをお開きください。令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算では、第2条第1項において病床数を50床とし、患者数は、入院1万6,790人、外来2万6,378人、指定居宅サービス484人としております。2項のサービス付高齢者向け住宅では、居室数16、入居率を95%としております。第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款の病院事業収益で8億8,437万4,000円、支出、第1款病院事業費用で9億1,437万7,000円あります。2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出では、収入、第1款の資本的収入で1億6,854万3,000円、支出、第1款資本的支出で2億741万7,000円あります。第5条の企業債では、医療機器整備事業の病院事業債で3,170万円、過疎債で3,160万円を予定しております。

以上における単年度実質収支は5,363万9,000円の赤字、繰越実質収支では、

8,857万7,000円の赤字を見込んでおります。

以上、10議案について一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

(11議案の大綱質疑)

(11時45分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

今ほど、令和3年度予算が提案されました。一般会計では前年比1億3,000万円増の47億2,300万円、特別会計等を含む会計併せまして前年比1億596万円増の65億5,989万円ということであります。

今回の予算につきまして、大綱4点町長に質問をいたします。

1点目は、昨年は世界的に広まった新型コロナウイルス感染症の対応に追われた1年でありました。いまだにその猛威は衰えることなく拡大しています。ワクチンができ、接種が始まりましたが、その効果が表れるまでにはまだ時間が必要と思われます。また、この新型コロナウイルスの経済的影響は大変大きく、あらゆる分野に及んでいます。

そこで質問ですけれども、本予算での歳入の影響額とコロナ関連対策事業と予算取組について伺います。

2点目は、厳しい財政状況の中で、投資的経費が大幅に増加しています。第6期まちづくり計画後期実施計画の着実な推進のためと理解しているところであります。感染症の影響により、財政の悪化が考えられますが、後期実施計画との差はあるのか、また資材価格の高騰もある中、事業費についてはどのように考えられているのかを伺います。

3点目は、地域おこし協力隊の活用については、国の支援が大きく、地域の活性化も期待できることから、議会としても拡大に期待をしてきました。令和2年度より準備を進めてきた協力隊員を講師とする公設学習塾が開始されます。多くの子どもたちに利用されるよう期待するところであります。このこととは別に3名の募集することとしていますが、どのような事業、取組を考えているのか伺います。

4点目は、病院事業会計についてであります。病院経営は非常に厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに厳しい経営状況となっております。令和2年度に有識者による病院のあり方検討委員会を設置し検討され、具体的な提言も含めた答申がありました。この答申を受けて令和3年度に取り組む内容、期待される効果について伺います。

また、新たな病院改革プランを策定しなければならないと思いますけれども、どのよ

うに取り組んでいくのか、お伺いします。

以上4点について答弁を求めます。

●議長

町長。

●町長

大矢議員からの大綱4点のご質問に対して、概要をお答えしたいと思いますが、まず1点目の歳入への影響額、そしてコロナ感染対策の事業予算の取組についてということです。町税につきましては、評価替えですとか税率改正等により5,299万円の減額を見込んでおりますが、このうち、固定資産税の事業収入減少者への軽減措置、あるいは法人町民税の町民税割など、コロナの影響額については約2,000万円を見込んだところであります。

その一方で、地方財政計画によって地方公共団体の減収に伴う財源の確保が図られておりまして、普通交付税で8,200万円、臨時財政対策債で5,600万円の増額を見込んだところであります。

また、コロナ関連対策についてですけれども、これまで国から交付される地方創生臨時交付金を活用しながら、商工会をはじめとする関係団体、関係事業者の皆さんの声に耳を傾けながら感染予防、事業の継続、そして消費の拡大、新しい生活様式の導入など、幅広い視点で事業の迅速かつ効果的な実施に努めてきたところであります。

先日、国から第3次分としての9,764万円の追加交付について通知を受けたところでありまして、この全額を令和3年度に執行するよう、現在、事業を検討しており、経済対策など早期実施が必要な事業を優先して、本定例会の会期中に追加補正予算を提出させていただきたいというふうに考えております。

感染症については、まだ終息のめどが見えないという状況にありまして、経済対策をはじめ町民生活への影響など、引き続き現状をしっかりと把握しながら的確な事業の推進を図っていききたいというふうに考えております。

次に、2点目の投資的経費の関係であります。一昨年、多くの町民の皆さんと意見を交わしながら、第6期のまちづくり計画後期実施計画をつくり上げ、令和2年度からスタートしたところでもあります。この中で道路、公園、公共施設等の老朽化対策についても施設の現状と財政状況を加味しながら優先順位をつけて計画の位置づけを行ったところでもあります。

これらのことから、令和3年度の実施事業については、計画に搭載された事業に現場の状況等から緊急を要する事業などを加えて予算付を行ったところでもあります。町を取り巻く状況については様々な変化が予想されますけれども、引き続き社会経済情勢、また町民ニーズを踏まえながら、まちづくり計画の着実な実施を基本に起きながら、効率的な推進に努めていききたいというふうに考えております。

3点目の地域おこし協力隊についてですけれども、公設学習塾に配置する協力隊員に

については、予定していた3名の採用が、先ほど教育長からの報告もありましたけれども、決定をしております。子どもたちの家庭学習の定着など、本町の教育振興につながることを期待しているところです。このほかの地域おこしにつながる活動として、当面3名の配置を目標に隊員自身の知識や経験、そしてやる気を活かすという、いわゆる企画提案型の募集を現在行っております。4月以降の早い時期に隊員を配置できるよう進めていきたいというふうに思っております。

また、地域おこし協力隊の配置は、過疎地域の重要課題である担い手不足についても有効な対策の一つでありますので、地域活性化につながる幅広い場面で活躍の場を設けることができないか、これについて町内の関係団体ですとか組織等とも協議をしていきたいというふうに考えております。

最後4点目の病院事業会計ですが、再三申し上げておりますが、あり方検討委員会から答申いただいた項目のうち、外来診療科の診療回数の適正化、あるいは院外薬局の切替え、費用削減に向けた委託業務内容の整備など、できることから既に取り組を進めております。

また、入院病床の転換については、入院患者の状態分析、また将来の見通し、人員確保の見込みなど、その効果や持続性など、十分に整理して取り組む必要があることから、診療報酬に係る知識、技術の向上や診療材料等における院内在庫の適正管理など、令和3年度においても答申いただいた経営改善効果が反映できるよう、可能なものから順次取り決めを進めていきたいというふうに考えております。

今回のあり方の検討が町民の皆さんにも町立国保病院の運営状況についてお伝えをする機会になったというふうに思っていますし、自分たちにとって身近な病院のあり方について考えていただくきっかけとなり得ること、また答申内容について病院の職員全員がそれを意識して取り組むことで、答申のあった項目以外のことについても見直す機運が高まるということが期待できるというようなこともあって、今後の病院運営に様々な影響を与えてくれるものというふうに期待をしているところであります。

公立病院改革プランの件であります。この策定については、国は令和2年の夏ごろを目途に新公立病院改革のガイドラインを改定して、令和3年度以降の新たな改革プランの策定を求めることとしておりました。昨年10月、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ガイドラインの改定が見送られて、改革プランの策定期限を延期する内容の通知が廃止されたところでありますが、現在のところ、新たな改革プランの策定期限などがまだ明確にはなっておりません。

そのようなことから、今後国から発出されるガイドラインの内容を確認した上で、新たな改革プランの策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

引き続き大変厳しい経営状況であることを十分に認識した上で、より実態に即したプランとなるよう検討していきたいというふうに考えていますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

●議長

ほかに大綱質疑ございませんか。

(なし)

●議長

以上で大綱質疑を終わります。

(予算審査特別委員会の設置について)

(13時53分)

●議長

お諮りします。

一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成) (13時53分)

(互選結果報告)

(13時56分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任をすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題につきましては、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

散会

●議長

お諮りします。

3月4日から8日までの5日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月4日から8日までの5日間は、休会と決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会と

いたします。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時58分)

令和3年第1回奈井江町議会定例会

令和3年3月9日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算の訂正の件
- 第 3 総括質問

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司								
副町	長	碓井直樹								
教	育	長 相澤公								
企	画	財	政	課	参	事	小澤克則			
総	務	課	長	辻脇泰弘						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	横山誠
町	民	生	活	課	長	馬場和浩				
建	設	環	境	課	長	大津一由				
産	業	観	光	課	長	石塚俊也				
保	健	福	祉	課	長	鈴木久枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松本正志	
町	立	病	院	事	務	長	杉野和博			
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	田野義美	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻脇真理子	
代	表	監	査	委	員	中野浩二				

農業委員会会長 小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 滝本 静

議会庶務係長 東藤 美妃代

開会

●議長

第1回定例会出席、大変ご苦労さまです。ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」の訂正の件

●議長

日程第2、「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」の訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席お疲れさまです。議案の訂正についてご説明いたします。

議案第10号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」について、次のとおり訂正をお願いするものであります。

訂正内容は、「令和3年度病院事業会計予算書第2条第1項に次の1号を加える」もので、第3号として「建設改良事業（イ）地域医療総合情報システム更新外総額9,416万5,000円」であります。

今回の訂正は、予算書作成時における必要条文の欠落であり、大変申し訳なく、おわ

びを申し上げます。よろしくご審議の上、ご許可賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

お諮りいたします。ただいま議題となっております「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」の訂正の件につきまして許可をすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」の訂正の件を許可することに決定をいたしました。

ただいま訂正の許可がなされました議案につきましては、既に予算審査特別委員会に審査を付託されておりますので、予算審査特別委員会におかれましては、訂正後の議案にて審査をお願いをいたします。

日程第3 総括質問

(10時01分)

●議長

日程第3、令和3年度町政執行方針、並びに令和3年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 7番森山議員の質問・答弁)

(10時02分)

●議長

7番森山議員。

(7番 登壇)

●7番

おはようございます。7番、森山です。

通告に従いまして、大綱1点、町長に質問いたします。

ページ数で言いますと、町政執行方針2ページにあります公営住宅の整備についてであります。

1つ目といたしまして、公営住宅については、既存住宅の長期的活用や住環境の改善

を図るため、桜ヶ丘団地A棟の屋上防水工事を実施するとあります。この団地は、A、B、C、Dの各棟で構成され、築20年以上経過しております。今年改修するのはA棟だけかと思いますが、ほかの棟の改善についてはどのように考えられておられるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、近年各棟の入居者の中で、生活しているとき、非常に困っているのが台所等の生活排水を流した後に排水溝より強烈な悪臭の臭気が、気泡が多く出てくることです。

このことは住民の方が工事担当係に善処を申し入れたところ、町のほうで一部の調査は行ってくれましたが、まだ原因の全容解明には至っていません。この桜ヶ丘団地をさらに長く利用していくに当たり、原因究明とその対策として、原因除去が必要なことと考えます。

町長のご見解をお伺いいたします。

●議長

(10時04分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。定例会の出席ご苦労さまです。

今ほど森山議員から、公営住宅の整備、安心・安全に住み続けるためにということでご質問いただきました。

1点目の桜ヶ丘団地A棟以外の改善についてということではありますが、公営住宅の整備については、平成29年に策定をいたしました公営住宅等長寿命化計画に基づき、また、まちづくり計画の後期実施計画にも登載して、整備を進めております。

ご質問の桜ヶ丘団地については、建設から20年以上が経過して、屋上アスファルト防水層の劣化も進行している状況から、住環境の改善を図るために屋上防水工事を令和3年度から6年度までの4年間で改修を実施する予定であり、3年度はA棟、残る3棟につきましては、令和6年度まで計画的に改修を進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の生活排水の悪臭についてであります。ご指摘のありました入居者からの苦情については、その都度、団地の代表者の方や個別の方々と担当職員が対応しており、今回の件では、現地での配管の調査を行って、悪臭の原因となる管内部の汚れを解消するため、本管の洗浄をまず行ったところであります。

また、入居者に対しても住戸内と、自分の家の中、部屋の中、住戸内の枝管の汚れを市販の洗浄剤等を使用して、清掃していただくよう周知をお願いをしております。

管内部の洗浄後、臭いの改善に一定の効果があったということではありますが、その後、

一部の住戸では臭いの再発が見られたために、設備業者等との打合せを行って、解決方法を、今現在、模索しているところであります。

雪解け後、改めて本管の洗浄を行うとともに、入居者に対しても定期的な排水口の洗浄をお願いしながら、原因の究明と機能的修繕も視野に入れて、議員ご指摘のとおり、長期的な利用促進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(10時07分)

森山議員。

●7番

確かに住民の方も洗浄剤を使って掃除はしているようですが、期間を置かないで、また同じような形になっていくということですので、もっと調査するときに、今回調査していただいた奥にまだ何かあるのではないかと考えていますので、徹底的な検査をお願いしませんと、長期間使うことが不能になっていると思うんです。その点よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で森山議員の総括質問を終わります。

(2. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(10時08分)

●議長

総括質問を行います。

4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

おはようございます。

本日は、町長に大綱2点の質問をさせていただきます。

初めに、認定こども園のはぐくみの運営について、お伺いをいたします。

町は、昨年より医療的ケアの必要な子供さんの受入れなど、多様な保育のニーズに対応するための体制を確保するとのことでした。保護者の方の立場で考えると、たくさんの子供たちと関われること、そして刺激を受け、大きく成長してほしいとの願いもあろうかと思っております。日々こうした子供たちと関わることで、周りにいる子供たちが

思いやりや優しさ、また気遣いなどが育まれていくものだと思います。

昨年度から2名の看護師が配置され、子供たちの健康管理を担っているということで、万全の体制を整え、ケアの必要な子供さんの受入れを行っております。具合が悪くなった場合の体制は整っているかなど、ちょっと気になるところもあります。受入れに当たり、症状がどれぐらいの範囲までを受入れ可能していくのか、お伺いをいたします。

2点目は、以前に保護者の方から、病児・病後児保育の話もあり、質問させていただいた経過がありました。当時は近隣でも、病児・病後児保育を行っているところがあるのですが、利用が少ないということ、また経費が非常にかかるということでした。現在では、定員がやがていっぱい状態です。保護者の方々が安心して働くために、病後児保育について、再度お伺いをいたします。

町の定住対策も充実しており、毎年大きな成果も出ています。町外から定住された方が子育てしやすい町と思い移住しましたが、仕事に復帰したいが、こども園に空きがなく、待機しているという方が2人ほどおりました。昨等待機しながらも、この4月にやっと入園できるようになったという子供さんもいるようでした。この状況の中、一番の問題が、保育士不足が深刻であるということも十分承知をしております。

そこで、3点目は、令和6年には新庁舎とともに、子育て支援センターのフロアが空き、今のところ活用は考えていないとのことでした。現在は0歳から2歳児のこの年齢層が多く、待機が出やすいということであり、今後、支援センターの活用をどう考えていくのか、また定員数は現状のままがいいのか、一番の問題は、保育士の確保についてはどのように考えていかれるのか、検討が必要ではないかなというふうに思いましたので、町長の考えをお伺いいたします。

●議長

(10時11分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの認定こども園の関係についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の認定こども園における医療的ケアの必要な子供の受入れについてであります。

医療的ケア児とは、日常生活を営むために長期にわたり医療を要する状態にある子供のことであります。

医療的ケアの具体例としては、喀痰吸引や経管栄養、導尿やインスリン注射といった医療行為があります。

医療的ケア児は、病状、医療的ケアの内容、そして子供の身体・精神状況等、個人差が大きく、保育の時間帯における医療的ケアの内容がそれぞれ異なります。家庭環境や保護者の協力体制、医療機関の協力体制が取れるかによっても、集団保育が可能である

かなど、一定の課題をクリアする必要があります。

今回、保護者からの申入れを受けまして、1年以上前から保護者や関係機関との協議を重ねて、令和2年度からの受入れを念頭に看護師を配置するなど、子供が安全に保育を受けられる体制づくりを進めてまいりました。

子供の身体状況が安定しており、医療的ケアが少なく、緊急時に医療機関での対応や保護者の対応が可能であることから、受入れを決定した経過がございます。

また、受入れに当たっては、緊急時対応マニュアルを作成して、具合が悪くなった際や緊急時は、保護者や病院と連絡調整できる体制にしております。

これらのことから、この程度までは受入れが可能という確固たる線引きが難しく、今後その都度、その子供さんの状況を踏まえて、受入れが可能であるか、協議してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目の病児・病後児保育についての考え方であります。

保護者が就労している場合などにおいて、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業でありますけれども、実施場所については、専用スペース及び隔離機能を持つ安静室や病後児保育用の調理室等の整備が必要であり、職員配置としては保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことなど、かなり基準が多い事業であるというふうに認識をしています。

毎年保育士等の人員確保に苦慮している現状もありまして、また施設設備的に課題が多いことから、現段階において病児保育の体制を整備することは、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

子ども・子育て支援事業計画策定のときに、令和元年度のニーズ調査を行っておりますが、病児・病後児保育のニーズは、実は上がってきておりませんでした。その理由は、多くが病気の際には子供のそばにいてあげたいという保護者の意向があったというふうに聞いております。

保護者が仕事と育児を両立する上で、子供による欠勤等で周りに負担をかけてしまうという思いを抱えるということについては、私も十分承知をしておりますが、今後も子育て中の保護者のニーズを把握していきたいというふうに考えております。

3点目の令和6年度、子育て支援センターが新庁舎に複合化された後の空きスペースの活用と待機児童、保育士不足の検討ということであります。

子育て支援センター部分のスペースが活用できるようになることで、人数の多いクラス、特に4歳児、5歳児の活動の範囲に広がりを持たせることができるのではないかなというふうに考えております。

また、運動や音楽の行事、季節行事等にも活用できるなど、活動の幅を広げながら、有効活用していきたいと考えています。

待機児童の対応については、ここ2年ほど年度の下半期にゼロ歳児から2歳児クラスに一、二名の待機児童が発生することがあることも認識しております。

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定時に、今後の出生動向及びニーズ調査の結

果を踏まえて、幼児期の保育・教育の量と見込みについて令和6年度まで推計した際には、長時間保育児が90名、短時間保育児が30名で、合計120名の定員を維持することで保育環境を確保できる試算となっております。

今後も保護者の就労状況を踏まえ、保育に係る相談対応を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

保育士不足についてであります。

保育士不足は本当に大きな問題であり、当町においても保育基準を満たすよう人員配置を行っており、この令和3年度において、退職者の補充として保育士1名を新規採用する予定もございます。今後も保育士の募集を適宜行って、人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時17分)

遠藤議員。

●4番

町長の今の答弁、よく理解できます。一応今後も医療的ケアの必要な子供さんのほかに、また障がいのある子供さんの保育というのもあるかと思っております。今後もその時々状況にもよりますが、子供たちに寄り添った保育に心がけていただきたいと思っております。

また、病児・病後児保育については、ニーズのアンケート調査をしたようで、その結果から、今のお母さんたちにしてみると、この保育は必要がなさそうだという、そういうお話もありましたので、これ以上、このことについて問うことはないかなと思っておりました。

数年前まで浦臼からの子供さんの受入れをしており、大体七、八人ぐらいたったのかなというような気がするのですが、浦臼にこども園ができて、その分の人数が減りましたが、今になって待機児童が出るくらい子供さんが増えたというふうに私は思っているんですけど、これはそんな定住・移住対策の成果もあって増えてきたんだというふうに私は思っているんです。

これからそういう事業がなければ、だんだん奈井江町としては減る一方なのかなという気がするんです。

定住・移住対策のこの成果をもっともっと、より町外から人を呼び込む、そういう政策に重点を置いていけば、まだまだ子供も増える可能性があるんだというふうに思うんですが、そこら辺の考え方は、町長どんなふうに考えるんでしょうか。

●議長

(10時19分)

町長。

●町長

本当にそのとおりだと思っています。

まず、医療的ケア児の受入れに対する気構えといいますか、基本的な姿勢については、今、議員がおっしゃったとおりですし、そのような形でしっかりとできるものという言い方はあれなんですけど、先ほど申し上げたような形の中で、それぞれの個々の対応を検討していきたいということでもあります。

次に、病児・病後児保育についてのご意見も伺いましたけれども、病気に限らず、子育て中の保護者が子供のために仕事を休むという、そういう状況のときに、やはり職場環境として休みづらい雰囲気があるということは、これ現状では否めないというふうにも感じているところです。

子供は社会の宝であって、子育ては社会全体でと言われておりますけれども、現実には子育て中の保護者が肩身の狭い思いをして、周りに気を遣いながら休んでいるのが現状ではないかなというふうに認識をしています。

病気のときぐらい、先ほど申し上げましたけれども、子供のそばにいてあげたいというのは切実な思いであって、その裏返しとして、病気のときぐらいしか休んであげられない、あるいは病気であっても休んであげられないというような状況があるんだというふうに思っています。

社会的ニーズとして、病児保育の体制を整えるということも大切なことだというふうに私自身も認識していますし、子育て中の保護者の大変さといいますか、その気持ちを理解しているつもりであります。何よりも子供にとってもっと寛容な社会であってほしいのと、子育てに対してというふうに思っているところであります。

子供に関わる様々な事柄、例えば病気だけでなく、保育所や学校行事等の際に保護者が仕事を休みやすい職場環境、社会環境に改善していくことで、社会全体の子育て環境が整い、子育てしやすい社会へつながると、これは一つ、奈井江町だけの問題じゃなくて、そんな社会を少しずつでも目指せるように、その中で奈井江町として、今できることをしっかりと模索していきたいというふうに考えていますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

3点目、子供さんたちが移住・定住の関係で、キャパシティの問題もありますけれども、どう考えるんだということだと思えます。

何より今言った医療的ケア児の問題ですとか、いろんなそういう家の整備に対する補助だとか、それだけじゃなくて、奈井江町が取り組む、そういう子育て支援施策、学校教育の場合も含めて、いろんなものが定住につながるものだというふうに認識しております。そういう意味で、これらをどうバランスよく整備していくかということになると思います。

今、定員が逆にオーバーになっているんじゃないかという状況をご指摘いただきましたけれども、まさにゼロ歳児から2歳児等に対する入所希望が多いというのが現状で、先ほど申し上げた、逆にその間でも若いお母さんがというか、お父さんもそうなんですけれども、就労する、少しでも社会的な活動をするためにも、小さなお子さんのう

ちから預けることができないかということだと思います。

これは、先ほど申し上げたことと重複しますので、重ねて申し上げませんが、要はそういう社会環境、状況をいろんな形で検討していくことがさらに求められるんだなと思っていますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

●議長

(10時23分)

遠藤議員。

●4番

町長の答弁、よくよく私も理解できるところもありますし、共感できるところが多々ありました。女性の働き方改革、いろんな人たち、若い人たちと接するところで、奈井江に来て、家を建てた。共働きをしながら、家のローンを払っていかなかったら、ちょっと生活が困難だという、そういう現状もあって、そこに子供さんをここのこども園に預けたいけど、ちょっと待機をしている。

長期ではなくても、待機をさせるということ自体が、1人、2人ではまだいいけど、これからそれがまだまだ盛り上がっていったときに、その待機する子供さんの人数がまだまだ増えていったときに、町としてこれはどうするのかなという、そういう気持ちもあったので、担当のほうに話を聞いたところ、今年はちょっと人数が減るんだという話もちょうと聞きました。今まではいっぱいいっぱいだったけど、これからちょっとゆとりが出てくるんだという、そんな話もしてくれました。

今、定住対策で奈井江に来てください、いつでもこども園に入所できます、そして今年は教育委員会のほうでは、3人の講師を入れて、公設塾を開設します。それも、私、大きな柱になるかと思うんですね。

ですから、子育て支援、奈井江町頑張ってるやっています、入所いつでもオーケー、学校教育では公設塾で、子供たちに学力を上げて、学ぶ力をつけてあげるという、そういう部分をもっともっとPRしながらも、何かサポートしていただければありがたいかなというふうに思いました。

その年々で子供さんの人数の増減がありますので、保育士さんの確保というのは、とても本当に大変だというのは前々から伺っておりました。今後様々な状況を想定しながら運営していくことが必要なんだろうなというふうにも思いましたし、町に定住された方の中には、奈井江の子育て支援が充実しているのだから来てよかった、そう言ってくれる人たちもおりました。

今、議会の広報のほうでは1ページ、ページを増やして、その中に「ようこそ奈井江町へ」というページを作っております。

特に、子育て支援の若いお母さんたち等、いろいろと取材する中で、いろんな話をしてくれます。子育て支援とっても充実しているのだから来ました、18歳までの医療費補助してくれる、そんな事業もあって、学校教育もしっかりしていて、少人数だから、学校教育充実しているという、そういう面もあると思うんですねという、そういう話をし

てくれる方もおりました。

だから、私は、そう言ってくれて、喜んで住んでくれてありがたいなというふうに思っているのですが、町としても、そこら辺は堂々と子育て支援が柱だというふうにしてPRしていても、私はいいなというふうに思いました。

4月から受入れに対しては、ちょっとゆとりが出るようなことを伺いましたので、しばらくは待機するということはないかと思いますが、子供たちに寄り添った保育の在り方を今後とも検討していただければなというふうに思いました。

この質問は終わりたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の促進についてということで伺います。

本年は、公設塾の講師ということで、教育委員会では3名の協力隊員が内定をしているようです。意欲を持って本町に来ていただけるものと、期待をしております。

今や協力隊員の6割が就任地で定着をしている、このうち8割が大体20代から30代の協力隊員、また全体の3割から4割が女性で、各世代では男性より女性のほうが定住する傾向が強いというふうに何か伺いました。

現在では各自治体の導入が進んで、右肩上がりに勢いを見せている現状があるようです。地域の人との良好な関係ができる、就任後の定着につながっているという現実もあるようでした。

この事業をうまく活用している町は、隊員を足がかりとして若者が増え、地域力が高まっている、そんな話も伺いました。今後、町ではさらに数名の隊員を募集することでしたが、町の大きな戦略の中で隊員をどう位置づけるのかということが重要であると思います。

3年間は手厚い助成があっても、任期を終えるときには、隊員たちはそれぞれの身の振り方を考えなければなりません。町に定住してもらうには地域との良好な関係ができ、行政もどうサポートできるのか、その辺りが重要なところだなというふうに思います。

所によっては、任期が終わると、ぽんと投げ出されてしまうといったケースもあるようでした。今後、協力隊員が増加傾向にあるため、活動の内容を町民の方に十分認識してもらうようPRも必要かと思いました。

まずは、任期中に今後の意向についての調査、また定期的に確認していくことが重要、また定住の意向がある場合は、実現に向けて仕事や生活をどう考えていくのかなど、日頃から検討を深めていくことが大切ではないかなというふうに思います。

また、起業を検討する場合には、準備のための時間が必要であり、特にこの時期になると、いろんな準備とかもあると思うので、柔軟な勤務スタイルということも認めてやらなければ、ちょっと難しいのかなというふうにも思いました。

そのほか相談窓口の開設、また活動に必要な資金繰りなどの支援体制をどう考えていくのか、任期終了後の隊員に対する町長の考えをお伺いいたします。

●議長

(10時31分)

町長。

●町長

遠藤議員からの２点目の地域おこし協力隊の関係について、答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊の制度については、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致することで、担い手不足や地域力の維持・強化を図る有効な方策の一つであるというふうに考えています。

本町においては、これまでコミュニティカフェでの活動を中心に３名の協力隊を採用して、そのうち１名が３年間の任務を終えて、今、町内に定住をしていただきました。

令和３年度においては、先日の大綱質問でもご説明しましたとおり、新規事業であります小学生向けの公設の学習塾に３名の採用を決定しておりまして、またこの３名に加えてということで、地域おこしにつながる活動として、隊員自身の知識ですとか、経験、そしてやる気を生かすため、現在、企画提案型で、こんな言い方をしておりますが、これの募集を一般社団法人の移住・交流推進機構という団体がありますけれども、このホームページを通じて行っております。４月以降の早い時期に配置できるようにしたいという思いで、今準備を進めているところであります。

任期が終わった後ということですが、任期終了後の定住に向けた取組については、特別交付税で措置されている活動経費の範囲内ということになるかと思いますが、定住に向けた研修ですとか、資格の取得、環境整備等の経費を負担するほかに、任期終了前の１年以内または任期終了してから後の１年以内の期間を対象とした起業ですとか、事業承継に必要な設備費、備品費、そして土地・建物賃借費などの経費を交付するなど、任期满了後の定住に向けた取組を支援していきたいというふうに考えています。

当面は、それぞれの隊員が持つスキルを生かしながら、企画したミッションの達成に向けた活動を進めながら、町民との交流や情報発信など、様々な活動が生み出されることを期待していきたい。まさに、隊員さんの持っている個々の力に期待するところが今ございます。

そして、まずは１人でも多くの隊員を設置できるよう、積極的な募集活動を進めるとともに、どのような活躍の場を提供できるのか、定住化に向けた鍵になると考えておりますので、それこそ町民の皆さん、そして関係団体の皆さんと連携しながら、進めていきたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(10時34分)

遠藤議員。

●４番

ありがとうございました。近隣でも、特に砂川だとか、新十津川、上砂川とか、この辺の近隣の人たちは、結構インスタグラムで自分の活動だとか、日々の活動をちよくち

よことインスタグラムで発信をしている、そんな様子を私、ちよくちよく見るんですね。

この状況を見たときに、地域とのつながりだとか、行政との関わりだとかというもの物がすごく何か強いなというふうに思っているんです。例えば、砂川でやっている、ちよようどA i A iのお店があります。あそこの入り口の一画におむすび屋さんがあるんですけど、おにぎり屋さん、「おむすび満」というパッケージで、おにぎりを作って出しています。地元の「ゆめぴりか」のお米でおにぎりを作って、そして地元の伝統の味をそのおにぎりに込めて、そして売っているんですけど、時々夕方になると、「おにぎりたくさん作りました。余っているんです。どうか地域の皆さんお願いします」というのがたまたま何回か見たことがあります。

それから、1時間もしないうちに、「完売しました。ありがとうございました」というのがまた出ているんですね。その後に、また「どここの地域にイベントに行きます。おにぎりたくさん作りました。売ればいいな」というふうにコメントが書いてあって、そして大体3時か4時ごろに帰ってきたようで、「しょんぼりしています」と、「おにぎりがたくさん余ってしまいました。どうか地域の皆さん、どうかこのおにぎり買ってください」という、そういったコメントがよくこの間から出ているのを見ました。

そういうのを見たときに、ほんの2時間もしない間に「地域の皆さんありがとうございました。完売しました」というのが出ているんですね。そういうのは黙っていたらきっとそのまま、廃棄したり何だりして終わりだったんだろうと思うんですけど、そんなふうにして発信をする、そして地域の人々がそういうインスタグラムを見て、あっ、これはと思って、いろいろと協力してくれているんだと思うんですね。

そういうのを見ているときに、私、すごく感動的でした。これから奈井江の町でも隊員さんがそうやって入ってくるということは、そういったやり取りを見ていると、町の地域の人たち、またいろんな団体、そして頭になるのは、私は、行政だと思うんですけど、そういう人たちがみんな、協力隊員のやりたいということをみんなでサポートして応援してやらなかったら、これは大変なんだろうなという思いがあります。

そこら辺のサポートするのと、また奈井江の町の魅了をどう発信していくのかというところも町として考えていかなかったら、これは後々に定着しないのではないかなというふうに思うんですけれども、そういったところは、町長どのように考えるんでしょうか。

●議長
町長。

(10時37分)

●町長

ありがとうございます。今、具体的な例をお示しいただきましたけれども、今回公設塾のほかの3名というのは、まさに企画提案型という言い方をしましたけれども、今、議員が言っていたような、そういうエネルギーを持った協力隊に期待をするところが大きいということに尽きます。

まさに、私たち地元に住む者が気づかない奈井江町の魅力ですとか、そういうものを掘り起こしていただいたり、それを示していただいて、まさに自らが持つそういう情報の発信力を生かしていただいて、そして、今、議員がおっしゃったような行動を取ることによって、地域の人たちにも溶け込んでいただいて味方につけていただく、あるいはそれと逆に、反作用のものとして、我々がしっかりとサポートする、そういうようなことで初めてこの地域おこし協力隊の意義があるのかなというふうに僕思うものですから、今までの地域おこし協力隊の皆さんに本当に頑張っていたんだんですけども、また違った意味で、少し自由な、まさに企画提案していただけるようなことを期待して今いるということしか、まだちょっと本人たちともこれから、会っていませんけれども、そんなことを期待して取り組みたいと思っています。よろしくお願いします。

●議長

(10時39分)

遠藤議員。

●4番

町長の言うとおりに、私もそんなふうにしていろいろと期待をしておりますし、また農業、商業の中で、この隊員たちの活動を十分に理解してもらいながら、そして先々続けて、その仕事をずっと続けていけられるようにサポートをする、そして行政もできる範囲でのサポートを、先ほど言われました必要な経費の支援、そういったところは考えていますよということでした。

一番大切なのは、やはり奈井江町に定住して活躍してもらおうということが一番私たちは期待していることなので、今後も、町のたくさんのサポートをしながら、私自身も協力隊員に対してのできる限りの協力もしていきたいと思います。今後とも大活躍するように期待しておりますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

●議長

以上で遠藤議員の総括質問を終わります。

(3. 1番篠田議員の質問・答弁)

(10時40分)

●議長

総括質問を行います。

1番篠田議員。

(1番 登壇)

● 1 番

おはようございます。

私は、1点、持続可能な行財政運営ということでお伺いしていきたいと思います。

持続可能な行財政運営を進めるためには、新たに取り組むべきこと、継続すべきこと、見直しすべきこと、廃止すべきことの4つの視点を常に意識し、各種施策を進めなければならないと、執行方針ので町長が述べられております。このことは当然であり、中長期を見据えたまちづくりを進めていかなければならないとも思います。

それと、年度における事業執行は、単年度収支でやりくりし、その中で、将来に向けた貯蓄、財政調整基金への積立て等も行うのが基本であり、理想ではないでしょうか。これが当町においては、なぜできないのか、とことん研さんすることも必要では。令和3年度も基金から繰入れをし、財政調整基金は3年度末1億7,000万円弱の見込みであり、今シーズンのように大雪が降ると、当然排雪経費を追加しなければならず、住民の安全・安心の確保に努めることが町の役割でもあります。

さて、1点目は、町長の選挙公約の一つに、町財政の健全化を掲げておられますが、就任されて2年が経過したところであり、財政の健全化に向け取り組んだ内容と、その効果についてお伺いしたいと思います。

2点目は、町財政に大きく影響する3つについて、1つは、役場庁舎の整備についてです。

庁舎建設基本設計書（案）に対するパブリックコメント、意見の公募が終了し、様々な意見が寄せられていることと思われませんが、これらの寄せられた意見を検討し、基本設計の見直しを行っていくのでしょうかという点、それと実施設計に移行した際、事業費が増額となった場合、庁舎は建設するが、附属施設、車庫ですとか倉庫ですとか、その関係ですけれども、これは一部見送る場合もあると、先般の特別委員会で回答されましたが、庁舎新築とともに、この附属施設も最低限必要な施設であり、同時に整備すべきと思われませんが、この点についてもお伺いしたいと思います。

2つ目は、町立国保病院についてであります。

病院のあり方検討委員会から答申を受け、町長は、新聞報道によると、これならできるという内容、一つ一つを着実に実行し、町民の負託に応えるとコメントされております。

確かに貴重なご意見を頂き、少しでも経営改善につながればと思いますが、年度末を控え、令和2年度についても資金不足で、一時借入金の返済に苦慮し、昨年度よりも増えてきているものと思われれます。

それと、不採算部分に対する一般会計の支援も、3年度末には財政調整基金が、先ほど言いましたように、1億7,000万程度になってくると、一般会計自体も大きく見直しをしなければならない状況下になり、病院への支援も厳しくなる中で、改めて経営改善計画を考えていかなければ大変な状態になりかねないのではないのでしょうか。

それと、答申を頂いた内容も、全てできるとは思いませんが、取り組む内容によっては人の雇用や経費等がかさむものもあり、病院会計で処理できるものを取り入れること

が大切で、一般会計からの繰り出しは難しいと思われませんが、今後どのようなことを取り組んで経営改善につなげていくのかをお伺いしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、休館しているないえ温泉、今年度まちづくり懇談会等、いろんな場面で、町民の皆さんと意見交換をされてきたところだと思われませんが、新年度は道内の温泉の運営状況を調査するようですが、それを基に再度町民の皆さんと議論をしても、改修費や運営経費を町が工面できなければ、次に進めないのではないかなと思われま。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。

●議長

(10時46分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

財政運営、単年度でということについては、本当に目指すべき方向はそこだということで、今さら私から答弁するまでもなく、それを目指したいというふうに思っております。

1点目の財政健全化に取り組んだ内容とその効果についてということですが、一昨年の第6期まちづくり計画後期実施計画の策定においては、職員意見により取りまとめました事業評価結果をたたき台として、まちづくり町民委員会や関係団体の方々など、幅広い町民の皆さんと意見交換を行いながら、住宅リフォーム助成、学校給食費の助成、そして奈井江商業高校の入学支援助成など、14事業について、事業の見直し・廃止を進めてまいりました。

公共施設においては、施設の老朽化、利用の減少が著しい東町児童館、東町コミュニティ会館を廃止するとともに、将来的な利用需要や維持管理経費等の見通しを踏まえて、学校給食業務の砂川市への委託、そして砂川地区保健衛生組合の吉野斎苑の共同利用など、広域化による施設管理の効率化にも積極的に取り組んできたつもりであります。

さらには、職員の定員管理として、厳しい財政状況を踏まえながら、一般行政職の新規採用についても、状況に合わせて、その都度見送ったりということもしてきた経緯があります。

また、新年度においては、公共施設の改修や解体等の財源確保と計画的な実施というのが、これは必要だというふうにかねて議員からもご指摘もありましたけれども、そういうようなことから、公共施設整備等基金を設置するなど、創意工夫を行いながら、予算編成を行ったところであります。

引き続き、人口減少、少子高齢化、自然災害の発生などの課題に、さらにはコロナ禍が加わって厳しい財政運営が続きますけれども、まちづくり計画の計画的な推進を基本

に置きつつ、公共施設、地域経済、町民ニーズなどの状況変化に対応しながら、町民の皆さんのご理解・ご協力の下に改革を一步ずつ進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の役場庁舎整備、町立国保病院、そしてないえ温泉についてであります。人口減少、高齢化、経済環境の変化など、避けて通ることのできない状況が進む中で、町民が安心・安全に暮らすことができるよう、将来を見据えながら、これらの課題解決に向けて取り組んできたところであります。

ご質問の役場庁舎整備についてですが、先日基本設計書（案）に対するパブリックコメントにより頂いた意見については、既に基本設計に盛り込まれているものもありますが、内容を十分に検討し、可能なものは実施設計の中で取り入れてまいりたいと考えております。

また、新庁舎の附属施設については、実施設計の中で、詳細を検討していきますが、附属施設を含めた役場庁舎整備に係る事業費については、基本計画でお示しをした19億8,000万円の事業費を基本に、地方債と基金を活用しながら、財政負担が増すことのないよう進めてまいりたいと考えております。

町立国保病院については、あり方検討委員会からの答申に基づき、経営改善に向けた取組に着手しているところでありますが、引き続き町民の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、順次可能なものから、着実に実行してまいりたいと考えています。

中長期的には、さらなる見直しが必要となることは、答申においてもご提言をいただいているところでありますので、一般会計の財政状況も踏まえながら、経営状況の分析を行い、安定的な医療提供を続けることができるよう、継続的に取り組んでまいりたいと考えています。

ないえ温泉については、ご承知のとおり、平成元年の買収以来、官民連携による温泉運営に取り組んでまいりましたが、社会経済情勢の大きな変化の中で、その在り方が問われているものと考えております。

これらの課題については、引き続き多様化・複雑化する地域・町民ニーズに対応するため、様々な改革や検証を行いながら、持続可能な奈井江町らしい公共施設の運営、町民サービスの提供が行えるよう、職員はもとより、町民の皆様としっかりと向き合い、議論しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時52分)

篠田議員。

●1番

財政の健全化に向けての取組といたしましては、今、町長がおっしゃったように、後期のまちづくり計画や何かでいろいろ議論しながら進めて、広域化に向けたり、いろい

ろとやっているのは理解しますけれども、財政調整基金を見ますと、平成30年度末4億2,500万あったのが、今、令和3年度末では1億7,000万程度というような形で、2億5,000万の基金がなくなっていくような状態になります。

ですから、もっと事業の見直しをしてやっていかなければ、先ほども言ったように、単年度での収支のやりくりというのは非常に難しいのではないかなと思います。もう一度、その点についてお聞きをしたいと思います。

それと、病院なんですけれども、いろいろと答申の中で書かれていましたけれども、その中で、病棟の見直しについても答申はされているようでしたし、先般の初日のときに高齢者の福祉計画、町なんですけれども、これでも今後の取組として介護医療院、令和3年度から町立国保病院の50床の医療療養型病棟のうち10床を介護医療院に再編成し、運営されることになるといふようなことがこの計画の中には入ってはいるんですけれども、病院の予算を見ますと、何も入っていないような状況なんですけれども、この部分についてはどのようにお考えになっているのかを病院の部分でお聞きをしたいと思います。

それと、役場庁舎なんですけれども、いろいろとパブリックコメントが出されているとは思いますが、皆さん心配なのは、建設費をいかに抑えていくのか、それと建築後の維持管理経費なんですよね。これを少しでも抑えながら、みんなが利用しやすい庁舎にしていかなければならないだろうというようなことでの様々なご意見が出ています。

当初、町長は、庁舎はRCで造りますというようなことで、議会側としてもいろんな方法があるのではないか、木造造りだとか、いろんなパターンがあるのではないかというお話をしましたけれども、今回基本設計ではRCと一部木造というような形で出てきました。

それらの部分が何も支障がないのであればいいんですけれども、いろいろと懸念される部分もあるのではないかということでご意見が寄せられてきているのかなと思います。最終的には実施設計の中で検討すると言いますが、それも一つの方法かもしれませんが、もっと基本設計の段階できちっと固めたほうがいいのかとも思われます。

また、議会のほうでもいろいろと、この議場の関係ですとか、いろんな部分で希望を取りまとめはしましたけれども、どこかで、そこで不具合があるのであれば、議会にも協議をしてもらいながら、その部分を改善していくのも一つの方法ではないかなと思います。

温泉のほうなんですけれども、いろんな意見交換が行われたと思うんですけれども、意見としては継続をしてもらいたいという方と、いや、こんなにお金がかかるのであればうちになくてもいいんでないかという双方の意見があると思います。

確かにこれをやるに当たって町が関わってやるとなれば、その資金を工面できるかどうかだと思うんですけれども、その辺についても再度お聞きしたいと思います。

●議長

(10時57分)

町長。

●町長

かなり細部についてのご質問でありますので、まず1点目の財政調整基金の関係といえますか、いわゆる一般会計のプライマリーバランスをどうやって取っていくかということだと思っておりますが、財政調整基金につきましては、平成27年度から歳入不足による繰入れが続いている状況にありまして、繰入額については、28年度の2億2,500万円をピークに、少しずつですけれども、減少して、令和元年度の決算で8,875万円、令和2年度で7,626万円と、少しずつ縮小をする見込みであります。

また、令和3年度予算においては、地方交付税等の増額効果も要因としてありますけれども、当初予算ベースで、財政調整基金からの繰入れが1億円を切ったということで、これも約10年近い平成24年度以降ということでもありますので、先ほど冒頭、議員がご指摘のとおりでありまして、私が申し上げたとおり、単年度でのものを目指すという形で、少しずつでも改善をしていきたいと、議員のほうからは、より大胆な行政改革が必要ではないかというご提案、ご提言でありますけれども、そういう意味も含めて、まちづくり計画の中で、町民の皆様からのご意見も賜りながら、やはり将来に対する展望も踏まえてやらなければならないこと、そして見直さなければならないことをまずは取り組んできたつもりであります。

このまちづくり計画の推進の中で、まだまだ改善することが可能なものがあれば、毎年の事業の中でしっかりとそれを検証しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、この件についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、町立病院の関係でありますけれども、介護医療院等のことが予算の中に反映されていないのではないかということではありますが、基本的には今の現状の体制、入院の患者さんのQOLといえますか、状況等が大きく変わるものではなくて、それに伴って経費を、コストをかけて改修するとか、そういうものが必要なことではなくて、届出とか、若干の体制の整備で、これを少しでも収益性の高いものに変えていけるのではないかとということのご提言であり、それを実現していきたいということでもあります。

繰り返しになりますけれども、一つ一つまずやれるものからやっていくということしなくて、本当に大胆なという、ましてや医療の部分では思い切って病床数を削減するとか、なくすとかということにはなかなか、地域医療をしっかり将来展望を持って進める上では、そこら辺の堅実なといえますか、しっかりとした医療提供ができることを維持しながら、経営の改善を図っていくということに尽きるのかなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、役場庁舎の関係、これもコストダウンとランニングコストの軽減が気がかりなんだということでもあります。私どもも当然そのつもりで、繰り返しになりますけれども、町民の皆さんにもご意見をいただき、また議会の皆さんにもお示しをして、特別委員会でも議論いただいたつもりであります。

まだまだご指摘の点があるのであれば、実施設計の中で、本当に取り組んでまいりた

いと思っておりますので、遠慮なくといいますか、議論を交わしていきたいなというふうに思っております。

そして、温泉の件につきましても、議員がさっきおっしゃったとおり、やっぱり残してほしいんだという方と、こんな経済というか、奈井江町の財政状況の中で無理でしょうという方とが本当に意見として出てきているわけですね。

両方とも、町を思うがゆえにそんな思いを、両方の意見の方たちがそういう思いがあるわけですから、ですから今回執行方針の中にもうたわせていただいていますけども、もう一度、今の奈井江町の財政状況であったり、取り巻く社会環境、コロナの中で、実は近隣の温泉施設等々も、このコロナの交付金を使って、あまり表には見えていませんけれども、数千万円単位での支援をして、今やりくりをしているということも聞いております。

そういうようなことの中で、存続をするのかどうかという、そのことを町民の皆さんにきちんと一緒に考えて理解してもらおう材料を集めていきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

(11時03分)

篠田議員。

●1番

奈井江町の財政を健全にしていくためには、何回も言うようですけれども、本当大きな事務事業の見直しもしていかなきゃならない部分に今来ているんじゃないかなと思います。

それと、病院もなくすわけにはいかない、あってほしいというような多くの町民の意見もありますけれども、ただ、どうあるべきか、どういう形の病院であるべきかというのが、またこれもちよっと難しいかもしれませんが、考えていかなければならない。

いつまでも一般会計が支援をできるようなスタイルではないと思います。大変な状況に一般会計もなってきたのではないかなと思われまますので、温泉にしてもそうですけれども、もっと情報を町民の皆さんにお知らせをしながら、実態を知ってもらい、一緒に考えていくことも必要だと思えます。

いずれにしても、情報をきちんと公開しながら、包み隠さず公開しながら、今後の事業に向けていただければなと思いますけども、いずれにしても、一般会計がきちっとしないと、ほかの会計も大変なことになりかねないものですから、今後の事業展開をやっていただきたいと思えます。

以上です。

●議長

以上で篠田議員の総括質問を終わります。

この時計で11時15分まで休憩いたします。

(休憩)

(11時05分)

(4. 3番竹森議員の質問・答弁)

(11時14分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き総括質問を行います。

3番竹森議員。

(3番 登壇)

●3番

今回、町長に、ふるさと納税制度の活用についてということで質問いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年度の創設から十数年たち、定着しつつあります。この制度については、創設以来いろいろな問題点が指摘され、返礼品やその金額について紆余曲折がありました。今では全国の多くの自治体が総務省の共通のルールに沿って取り組んで、その寄附金を有効に活用する事例が増えています。

奈井江町においても、平成27年度に地元新すながわ農協が、ホクレンゆめぴりかコンテストで最高金賞を受賞したこともあり、2,700万円余りの寄附金を受け、本格的に制度の活用ができるようになったと認識しているところです。

その後、奈井江町におきましては、増減がりましたが、昨年度は5,496万円、今年度については2月末現在、1億946万7,000円と倍増しています。このことは、インターネットを利用したポータルサイトを増やしたり、お米を主とした返礼品の工夫など、町としての取組の努力の結果だと大いに評価するものであります。

今年に入って、北海道新聞、プレス空知の記事でも取り上げられていますが、空知管内では、今年度コロナウイルス感染症対策による巣籠もり需要などもありまして、寄附金額が奈井江町を含め、8市町で過去最高を更新しています。一方で、寄附金が減っている自治体もあるのが事実であります。

この数少ない自主財源であります、ふるさと応援寄附金を安定したものにするには、寄附者への返礼品の中身もありますが、町長が以前より常々言うておられるように、奈井江町を知ってもらい、奈井江町を応援したいと思ってもらえる人を増やすことが重要なことだと考えております。

このほど寄附金も増えたことで、今回の定例会におきまして、ふるさと応援寄附条例を改正し、経費を引いた額で運用することになりました。妥当な変更だと思っております。

そこで、次の3点について質問いたします。

1つ目として、令和2年度において過去最高の寄附金額を頂いている、継続中ではありますが、その経費を引いた実質的な寄附金額は幾らくらいになるのか、予想をお知らせください。

2番目として、奈井江町民がほかの町に寄附していることも想定されますが、その金額はどのくらいになるのか、予想金額をお願いいたします。

3つ目として、令和3年度より新たに取り組むことになりました農業担い手基金への積立てや、この寄附金を利用した新庁舎建設の財源確保にも活用するとのことですが、その方針や見通しについて伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

●議長

(11時20分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

今ほど竹森議員からのふるさと納税制度に対するご質問であります。質問の中で令和2年度末の見込みと申しますか、予想ということで、ご質問を今頂きましたけれども、何点かについて。現状押さえている数字でお答えをさせていただくということで、ご理解を頂きたいと思いますが。

まず、1点目の令和2年度の経費を除いた実質的な寄附額についてということで、議員からは2月の数字なんです。諸経費等々の、まだきちんと確定しているものが1月末なものですから、1月末の数字でお答えをさせていただきます。

1月末の寄附額が、1億553万円です。これに対する見込額ですけれども、返礼品、送料、支援業務手数料というようなものがありまして、これらのいわゆる経費の合計が4,940万円、差引き5,613万円、53%が実質的な寄附額ということになります。

2点目の奈井江町民の方が、ほかの町にどのような形で寄附しているかということについては、これも確定申告等々、要は税の申告等々が受けたので、前年度という形になるということで、令和2年度の寄附のうちということについては、ちょっとまだつかめないのご理解を頂きたいと思いますが、平成30年度で346万円、令和元年度で588万円、令和2年度では418万円、これらが寄附控除の対象となった寄附額ということになります。

これらの寄附によって減額となった町民税額が、平成30年度で150万円、令和元年度で166万円、令和2年度で172万円ということになります。繰り返しますが、令和2年度中にご寄附頂いたことが次のということになるので、そこについてはちょっとまだ分かりません。

3点目の令和3年度の今後の方針と見通しということであります。令和3年度から新たに取り組む農業担い手育成基金への積立てについては、奈井江町の基幹産業である農業施策への活用を明確化することによって、生産者の一層の励み、また、さらなる本町農業の振興を図ろうというようなものであります。

積立額については、米を返礼品とする寄附額の3%程度を目安に、毎年度積立てを行ってまいりたいと考えております。具体的な基金の用途については、今後、農業者や関係団体等々の意見を聞きながら、検討を進めていきたいというふうに考えています。

また、ゆめぴりか、農業のほうとちょっと離れますけれども、新庁舎建設の財源確保を図るためにも、ふるさと納税のポータルサイトを通じての、特産品の返礼ということはありませんけれども、寄附金の用途を新庁舎建設に限定したような寄附なども求めていくこともいいのかなと、まだこれ内部での検討としているということでご報告をしておきたいと思えます。

新庁舎については、防災拠点としての役割を果たすなど、町民にとって重要な施設であるということも含めて、そんなことも考えていきたいということでもあります。

いずれにいたしましても、農協をはじめとする町内関係事業者と十分な連携を図りながら、ふるさと納税制度が奈井江町の財政運営、そして産業の振興において有効なものとなるように、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えています。

この制度、仕組みを使って、議員が先ほども言っていたいただきましたけれども、奈井江町を知っていただく、いわゆる関係人口を少しでも増やせるようなことが本来の目的のかなというふうに思っています。ご理解を頂きますようお願いいたします。

●議長

(11時24分)

竹森議員。

●3番

おおよそ理解するところであります。ありがとうございました。

質問の1点目の実質的な寄附額について、今年度についてはまだ確定しないということで、昨年度の例から言うと、私の予想では、6割ぐらいの経費がかかっているという予想だったので、大体合っているのかな。

結局、今回1億円超えて4割を使えろと考えると、やはり四、五千万のお金が残る。そのほかに、2番目で質問しましたように、この頃、ふるさと納税制度も知れ渡るようになりまして、やはり町民の方もいろいろよその町を物色するって言い方おかしいですけど、そういうことも、だんだん増えていくのは致し方がないのかな。ざっくり言って、今、昨年度で600万円ぐらいが他に行っていたということで、今年度については多分まだ増えると思うんです。

でも、ふるさと納税制度を一生懸命取り組むことにおいて、先ほども最初に言ったように、いろいろ反対する意見もあるのは承知しているんですけども、やはり今やっている制度がある以上、利用しない手はないと私も考えています。

今回、ちょうどと言ったら言い方悪いですが、コロナ禍によって巣籠もり需要が増え、新聞報道にもあったように、奈井江町を含む空知管内は海がないということで、特に海産物なんかは、皆さんすごく興味があって有名なんですけれども、空知はやはり米どころというところで、奈井江町においても、多分、米の返礼品が多いと思うんですけれども、やはり奈井江町には、先ほど言いましたように、北海道一のゆめぴりかがある。そこはやはり武器にしながら、町で扱っている返礼品も、そこから波及して増えていくことも考えられます。

特に、先ほども言ったように、今年度については、空知管内でも増えている町もありますけれども、同じ米を扱っている隣の町は、ちょっと減少ぎみで、ちょっと油断すると、寄附額がよそに回ってしまう。

ですから、担当者には大変苦勞なんですけど、やはり逐一様子を見ながら、知恵を出していくということが必要なんじゃないかと思えます。それをよろしくお願ひしたいのと、3番目の新たに取り組む農業担い手基金への積立て、これについては本当に町として取り組んでいただけるってことは、ありがたいことだなと思っております。

そして、新庁舎の建設の財源確保にもという話なんですけれども、やはり先ほど来、篠田議員も心配しておられるように、私も財政のことについて、かなり心配しています。

やはりなかなかふるさと納税について、がつつやるのはどうかと思うんですけれども、町長も先ほど答弁していただいたように、奈井江町を知ってもらいながら、奈井江町を応援していただくという人を増やしてもらって、財政の少しでも足しにしていってもらえることが、やっぱり奈井江、自主財源の少ない中で必要だと思うんですけれども、その3点について答弁よろしくお願ひしたいと思えます。

●議長
町長。

(11時29分)

●町長

すみません、ご答弁させていただきます。足りなかったら、もう一度お願ひします。

基本的に、まず、税制としてのふるさと納税、ふるさと応援寄附金という言い方をしていますけれども、基本的には私としても、これ自身が税制の在り方としていいかどうかというのは、いろんな識見を持つ方がおっしゃっているとおり、課題があるのかなというふうに押さえています。

ただ、議員がおっしゃったとおり、ある仕組みは、やはり町政を運営していく中で、使うべきかなと思っているものですから、これについて現状の中では、積極的に活用していく。そして、そのことで地域の産業の振興、たまたま奈井江町の場合は、1次産品であるお米に頼るところが非常に大きいんですけれども、中にもいらっしゃいますけれども、いろんなそれを加工したりすることによって、新たなものが生まれるとしたら、町内での産業の振興にもつながることありますので、これは今の段階の中では、私もできるだけ積極的に進めていきたいなというふうに思っています。

そういう意味で、寄附を増やすために知恵を出せということでもありますけれども、いろんな新聞にも取り上げられたりしております返礼品の、何というんでしょうか、数といますか、品目だとかもいろんなものがあって、有害鳥獣の忌避の道具といますか、機械も取り上げられたり、応募していただいたりというような、本当にいろんな形のものがありますから、そんなこともPRしていくということだと思っています。

そして、担い手基金の活用の仕方ということについてですけれども、先ほど申し上げたとおり、そのことが、今さっき言ったことと、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、やっぱり米を作っていただいている方たちの励みになるというものであってほしいと思っているものですから、そのためにはいろんな形での、こちらから提起するって、今までは例えばケイ酸だとか、いろんな形での寄附、応援していますけれども、それじゃなく、それじゃなくてじゃないですね、そのほかいろんなニーズがあるものを、どういう形でこれからの奈井江町の農業があるべきか、議論の中から見つけ出していくことが必要なんだろうなと思って、そういうことにこの基金を使いたいなというふうに思っています。

役場庁舎の建て替えのためにもということもありましたけれども、今の寄附金の農業振興の件、ことも含めてなんですけど、ただ、ふるさと納税を頼りにということだけではなくて、やはりそれは頂いたものを有効に活用する視点ということで、視点に立って運用していきたいと思っていますけれども、ふるさと納税に頼った財政運営ということは、やはり、そうならないように運営をしていきたいというふうに思っているということです。

すみません、漏れていたら、改めてもう一回お願いします。以上です。

●議長

(11時33分)

竹森議員。

●3番

なかなか私も取り留めのない質問をしてしまって、申し訳なく思っております。

町長が言うこの制度については、なかなか難しいことがあるというのも重々理解しております。

ただ、やはり先ほど言ったように、せつかくある制度なので活用していただいて、少しでも財政の足しになるように利用していただければなと思っております。

ただ、最後に、もう一度確認したいのは、ふるさと納税制度、やはり納税者にすごく広く知れ渡ってきて、一番気をつけなければならないのは、奈井江町にあっては、そういうことはないと思うんですけれども、輸出超過というか、出が多くなり過ぎるということが一番注意しなければならない。

担当課の方だけではなくて、我々もそうなんですけれども、逐一アンテナを張って、より理解者を増やしていくような努力が必要だと感じております。

今年度については、寄附額の3年度については、寄附額の総額、今年度並みというこ

とで、2年度並みにおえていますけれども、それを軽々超えていくように努力願って、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

●議長

以上で、竹森議員の総括質問を終わります。

(5. 5番石川議員の質問・答弁)

(11時35分)

●議長

5番石川議員。

(5番 登壇)

●5番

定例会の質疑、お疲れさまでございます。

私は今回、総括質問で、3点の質問をさせていただきたいと思います。

最初の質問は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の進捗状況についてであります。

令和元年12月に、新型コロナウイルスの感染が中国で確認されてから1年以上が過ぎました。その猛威は日本を含む世界中に蔓延し、多くの感染者や重症者や死亡者が発生しております。そのような中、ワクチンが開発され、接種が開始された今、感染対策は大きな期待と不安とともに、新たな局面を迎えました。

厚生労働省は、昨年10月23日に新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保についての要綱・要領を作成して、2月27日までに、3回の地方自治体への説明会を行っております。この基本的な考え方は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施することとなっております。

この中に、接種体制確保に係る市町村準備スケジュールのイメージが示されており、8項目のスケジュールイメージが記されております。この項目全ての準備が開始されていると思いますが、第3回の自治体説明会では、ワクチン供給が世界的に逼迫している影響で、令和3年第1四半期の十分な供給量が見込めないため、クーポン券の郵送の時期が予定より遅くなる可能性がある」と記載されております。

このように、状況の変化により国の指示が変わる中、実施主体である奈井江町としては、それに応じた準備をしなければならないことになるでしょう。

1つ目の質問は、奈井江町の準備が国の指示どおりに進んでいるのか。

2月17日に行われた第3回自治体説明会の接種体制確保に係る準備スケジュール8項目のうち、完了している項目と遅れている項目を教えてください。また、遅れている項目があれば、その理由と完了がいつごろになるのかをお願いいたします。

●議長
町長。

(11時38分)

(町長 登壇)

●町長

石川議員から新型コロナウイルスのワクチン接種に対する体制の整備ということであります。

まず、市町村の準備スケジュールの進捗ということなんですが、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について、今、議員からもご指摘ありました2月17日に第3回目の自治体説明会があり、体制確保に係る市町村準備スケジュールのイメージ、これが更新されたところであります。

国からのワクチン配分の見通しが明確でないことから、現段階においては、まさに、奈井江町として想定の範囲内で準備を進めているということでご理解をいただきたいと思えます。

接種に係るスケジュールにつきましては、国からの通知等に基づいて進めており、国で示されている住民接種は、高齢者の接種については、これも何回か変わっていますが、4月26日の週に、各市町村に1箱を配送し、6月末までに高齢者全員に2回接種する分の供給を受ける見通しという見解であります。こういう状況の中にあつて、奈井江町においても、接種開始に向けての準備を進めております。

また、完了時期につきましては、実施期間が令和4年の2月28日までとされていることから、その実施期間中に順次進めていくということでの段取りをさせていただいています。

接種体制を進めるに当たって示されている8項目、人員体制の整備、システムの改修、クーポン券等の印刷・郵送、医療機関との調整・契約、医療機関以外の接種会場の準備、超低温冷凍庫の配備、接種費用の確保、相談体制の確保がありますけれども、このうち、医療機関との契約は完了しておりますし、接種費用の確保も、見通しができている状況にはあります。

また、その他の6項目についても国からの指示を受けて準備を進めており、遅れているというか、国の指針が少しずつ変わってきますので、今、そのことについては、遅れているという認識はなく、しっかりと対応できるように今、進めているという認識を持っております。ご理解いただきたいと思えます。

●議長

(11時41分)

石川議員。

●5番

遅れているというのは、このスケジュール自体が、国もめまぐるしく変わる中で、第3回、第4回はまだないわけですから、変更した説明会の中の進捗状況はどのぐらいかということで確認させていただきます。

そこで今、各市町村に1箱、4月26日ということになっておりますが、3月4日の北海道新聞で、知事は接種体制の準備が整った自治体からワクチンを優先的に配分することを検討するとの報道がありました。優先的に配分を受けられるというのは、どのぐらいの準備が整ったらということなのか、奈井江はそれを目指すのかということも含めまして、お答えいただきたいと思います。

●議長

休憩します。

(休憩)

(11時41分)

●議長

会議を再開します。

町長。

(11時42分)

●町長

すいません。まさに国や道からの指示が来ないのと同じように、こういう状況で困惑をしているわけです。本当に、その準備が整ったという準備の基準が示されておりませんから、今ここで、どういう形になったらということも申し上げられないのが実態でありまして、ワクチン1箱をいただいて、それを、先に手を挙げていただいて実施することがいいのか、場合によっては、3箱、4箱になるまで待つて、そしてやったほうがいいのか、そういうことも含めた議論というか、検討が必要になってくると思います。

本当にもう、これがまさに町民の皆さんの一番心配するところだと思っていますので、これらの方向性がしっかり出たときに、確かな情報をお伝えするようにしていきたいと思っていますので、今は、申し訳ございませんが、これ以上の答弁は、ちょっと難しいと思います。

●議長

石川議員。

(11時43分)

●5番

わかりました。次の質問に移ります。

今、スケジュール、混乱というか、大変目まぐるしく変わる中での現状の説明がありました。この中の、私として伺いたいこと、この8項目を基準にして6項目について、

その内容とか状況を、再度伺いたいと思います。

まず1つ目は、人員体制の整備について。これについては、町内人員体制の確保のほかに、会計年度任用職員契約、それから外部委託を含むとありますが、会計年度任用職員は何を行うのか、また、どのようなことを外部委託をするのかということでもあります。

2つ目はシステム改修について。

システム改修は、クーポン券発行と接種記録分とありますが、それぞれどのようなことを行うのか。クーポン券等の印刷・郵送については新聞報道でもありますが、非常に遅れているということもあります。

高齢者の方たちには、施設入所者と在宅要介護者、それから一般高齢者の方たちがいらっしゃると思いますが、それぞれどのように行うのか、クーポン券の発行手順と接種方法について、お願いいたします。

4つ目は、医療機関以外の接種会場の準備でございます。

質問の通告の締め切り後に、3月6日の新聞報道で、奈井江町の接種会場については、医療機関で行う個別接種と公共施設等で行う集団接種を併用するとありました。集団接種を行う状況とはどのような状況を想定されているのか。

それから、5つ目は超低温冷蔵庫の配置であります。

奈井江町にはいつ配置されるのか。

6つ目は相談体制の確保。予算準備、契約事務教育期間を経て、コールセンターの運用が3月初旬となっておりますが、接種の時期に実施すべき対応として、住民に対する情報提供、接種医療機関の周知、時期、方法も含めてですね。コールセンター、副反応等に対する対応方法、住民への事前の情報提供、副反応が生じたときの相談先など、これらの対応をどのように行うのか、この6点をお願いいたします。

●議長
町長。

(11時46分)

●町長

まず、ワクチン接種体制項目についてのどのような対応かということでもあります。

まず1点目の人員体制の整備ということでは、町内において、庁舎の中において、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置して、様々な情報共有及び課題の検討を行い、庁舎内の組織横断的な後援体制を構築しているということについては、前にもご報告のとおりであります。

会計年度任用職員については、保健師等の専門職を任用することで、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務等、及び住民からの問い合わせや相談対応を行って、保健センターの体制を補助する役割を持っていただくということを想定しています。

2点目のシステム改修については、まず、外部委託については、今の段階では、この外部委託というのは、上砂川町さんのように、スポットという意味でおっしゃっているのか、それこそ、コールセンターだとかも後ほど出てきますけれども、外の機関にお願

いをしたりするというようなことも検討しているんですが、そこら辺、またちょっと後で整理をさせていただきます。

まず、システム改修については、対象者の抽出ですとか、クーポン券の発行ができるよう、業者による改修を行っております。接種記録管理業務については、国から示される用途に沿って、必要な改修が行えるよう、業者との協議を進めております。

クーポン券等の印刷・郵送については、これも今、ご指摘ありましたけれども、国が、高齢者のクーポン券は標準的には4月23日ごろまでの接種開始に近い時期を想定しているということが、この間表明されました。これを受けまして、奈井江町においては、4月20日ごろから順次、委託業者から直接、クーポン券及び予診票等を発送することとして、準備を進めております。これも、ただし書きをつけますけれども、ワクチン供給が世界的に逼迫している影響で、十分なワクチンの供給量が見込めない場合は、クーポン券の郵送時期が遅くなる可能性があるかと、国から示されている状況にもあるわけです。

そういうような状況を踏まえたときに、先ほど申し上げましたけれども、確実な情報を伝えるということ、私は担当のほうにも指示していますので、これについては、変更することも視野に入れているということをご理解いただきたいと思います。

また、65歳以上の高齢者へのクーポン券については、一律で郵送することを想定しておりますが、自治体に届くワクチン量が限定的である可能性があることから、例えば、高齢者のうち、施設入所者の方を優先することや、年齢に一定の線引きをして開始するなど、混乱を最小限にしながら、自治体に届くワクチンを有効かつ安全に接種できる体制を整備していくことを考えております。

接種方法は、医療機関での個別接種を行う予定としておりますけれども、ワクチンの安定供給の見通しがつき、対象者の枠が広がっていく際には、集団接種の体制を組むことも検討していく予定であります。

要は、65歳以下の方たちに対しては、どうするのかとか。まさに、繰り返しになりますけれども、ワクチンの供給量、供給時期によって、全部再検証しなければならない状態にあるというふうに認識をしています。

医療機関以外の接種会場の準備についても同様でありまして、高齢者の予防接種が順調に開始され、一定量のワクチンが、流通確保が見込まれて、64歳以下の接種開始時期について見通しが立った場合に、一定の広さを確保できる会場で集団接種を行うなどの検討が必要であるということでもあります。

超低温冷凍庫の配置については、3月19日に1台、町立国保病院に配備されるよう、調整をしています。

相談体制の確保については、住民への情報提供や相談窓口の設置につきましては、現段階で国から示されている情報が二転三転をしている。日々変化していることから、正確な情報を整理した上で、住民が混乱しないよう、確実な情報をポスター掲示、広報誌、チラシ、ホームページ等で情報提供に努めていきたいというふうに考えています。

また、予防接種の予約受付、相談等に対応できるよう、民間業者への委託によるコー

ルセンターの設置を検討し、様々な不安や相談に対応する体制整備を協議してまいります。

以上が全体的なスケジュールを説明しましたがけれども、国からの指示が変更になる可能性が高いこと、ワクチン供給の情報、クーポン券の発送時期などを受けて、まだまだ変更があり得ると考えておりました、特に、ワクチンの供給については、6月末までに、高齢者全員に2回接種する分の供給を受けることでファイザーとの合意をしたということとなっておりますが、EUの承認が前提となっていること、計画どおり進むか、まだまだ不透明な状況であること、供給量の見通しに準じて、また、優先順位に沿って接種をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

本当に繰り返しになります。しっかりとしたことをここで確約する状況にありませんので、本当に、今、この答弁でも申し上げましたけれども、本当に町民の皆様信頼をしていただいて、私どもが発信する情報を確かなものを発信することに努めて、それを信頼していただいて、ご協力をいただくということに尽きると思っていますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

●議長

(11時53分)

石川議員。

●5番

今のご答弁の中で、人員体制の整備について、どのようなことを外部に委託するのかということでもありますけども、これは、あくまでも人員体制でどのようなことを外部に委託するのかという質問であります。

次なんですけれども、今いろいろ、町長からご説明のあったことで、まだまだ未確定、これから流動的なことに対して、ただ、確定、混乱を避けるためにも、間違いのない確定した事実を住民の方にお知らせするというのは、非常に大切なことだと思います。

ただ、インターネットでもそうなんですけど、厚生労働省では、かなりの情報、先行情報、当然なんですけれども、計画が出されて、それを注目している国民、住民もいることも確かなんです。

その上で私、今回これを質問させていただいているんですけど、今ほど、人員体制のもとでどのようなことについて外部委託をするのかということと、ワクチン接種を行うとき、それぞれ住民が接種会場へ向かう場合の交通手段を考えておられるのであれば、そこを教えていただきたいということと、個別接種を行う医療機関と集団接種の会場はどこなのかということ、それから、医療従事者の方たちの場合は都道府県が調整するので、市町村の調整は必須ではありませんが、町内で対象となる医療従事者とはどのような方たちなのか。何名いるのか。また、その接種希望者は何名いらっしゃるのかということ、お答えできる範囲で結構です。

●議長

石川議員の質問の途中ではございますけれども、答弁調整も含めて、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(昼休憩)

(11時56分)

●議長

(12時59分)

引き続き、会議を再開いたします。

石川議員の再質問の答弁を求めます。町長。

●町長

すいません。ありがとうございます。石川議員からの質問ですけれども、まず、4点かと思うんですけれども、1つ目の人員体制の整備の中で、外部委託をする内容についてということでお答えをします。

人員体制の整備の中で、会計年度任用職員を募集しても希望がなかった場合など、人員確保に課題がある場合に、人材派遣等、外部委託業者により人員の手配をする場合がありますかとは思いますが、会計年度任用職員の任用の見通しが、今現在は立っているという状況の中で、外部委託によって人材派遣を受けるという予定は、今のところはございません。

そして、ワクチン接種体制の業務に係るシステム改修、あるいはクーポン券の印刷・郵送、コールセンターの設置に係る業務については、まさに、外部委託による実施を考えておまして、準備を進めている状況であります。

2つ目の交通手段。65歳以上の高齢者のワクチン接種については、予防接種開始当初は医療機関による個別接種で順次進めていきたいということであります。このことから、ほかの予防接種同様、現在のところ、交通手段を別途確保するという点については考えておりませんが、いろんな形のことを、ご相談があると思いますので、その都度、相談をさせていただいて対応していくしかないのかなと。これは、単純に、いわゆる線引きをできる状況ではなくて、かかりつけ医の先生方だとか、いろんな方たちのご意見、お考え方もあると思いますので、個別の対応をまた考えていかなきゃならないかなというふうに思っています。

3つ目の個別接種と集団接種の場所についてですけれども、個別接種については方波見医院、岸本内科消化器科クリニック、そして奈井江町立国保病院での接種を予定をしております。

集団接種については、一定の広さを確保できる公共施設ということで、健康診断等も、公民館等と保健センターでやっていますけれども、ここでということ断言はしませんが、奈井江町の場合この2つのうちでしかできないとそういうふうに思っております。

今申し上げた3つの点については、いずれにしても、限られた人的、物的資源の中で、

どう確実にやっていくかということになります。

ほかのところ、先ほど来、外部委託のことも出ていますけれども、外部委託で賄えるのであれば、全部賄っていただいてもいいぐらいなんですけど、現実的にはそうじゃなくて、やはり、地元でしっかりとやるということになったときに、繰り返しますが、限られた人的資源、そして、集団接種するにしても、ドクターや看護師ということも含めた人的資源・物的資源の中でしっかりとやっていく方法を構築していきたいというふうに考えております。

最後に、4つ目の医療従事者の優先接種についてですけれども、医療従事者の優先接種については、医療機関及び医師会等の調整が道で行ってございまして、ご質問の内容にある正確な数値については、不明な点が多いということでもあります。

概数的に申し上げますと、医療従事者の数は人口の3%ということでもありますので、157名という数字ははじき出せるんですけども、正確な数字は把握をしております。町立病院が医療従事者への予防接種の連携医療機関となっております。奈井江町の浦臼町の優先接種者への予防接種を実施する予定となっております。

医療従事者のうち、接種を希望されている方の数字、これも、先ほど来申し上げている、北海道が調整しているので、奈井江町として把握できる状況には、今のところないということでもあります。

医療従事者等の優先接種の職種については、病院診療所及び歯科診療所、薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある医師、その他の職員となっておりますので、また、患者搬送の救急隊員等、直接、患者に接する可能性の高い職種ということでもあります。

これについても、今、国会等でも、例えば、介護施設の職員も対象にすべきでないとか、いろんな議論があるところですので、本当にまだ、確実なことをお伝えできる状況にないということについて、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(13時04分)

石川議員。

●5番

わかりました。質問において、ありがとうございますだとかというのは、本来言っただけいけないことなんですけど、未確定な部分の中で、やはり、町民の不安もあって、新聞報道それからネットとか、マスコミではもう、十分過ぎるぐらいの情報がじゃぶじゃぶと流れてきています。

それで、やっぱりここは奈井江町として、実施主体として、現状どのようなことになっているのか、それと、基本的に理事者の町長のお考えも含めて伺いたいと思って、今回質問に上げさせてもらいました。

接種体制確保や実施計画策定、接種の実施まで、たくさんの作業があり、また、今後

も様々な状況の変化に対応していかなければならないと思いますが、私は、住民の期待と不安は大変大きなものがあると感じております。その中で行うワクチン接種については、住民へのきめ細かな情報提供が大変重要なことだと思います。

その上で、先ほど、町長も再三おっしゃっていただきました、しっかりとした間違いのない情報を、今後住民への相談体制なども含めて、十分に配慮しながら、ワクチン接種を行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、3つ目の質問です。

3つ目は小規模企業振興に関する条例の制定についてであります。

令和元年12月の第4回定例会で、私は奈井江町における小規模企業振興に関する条例の必要性と制定について質問いたしました。

その中で、現在、商工会が近年ですね、会員、非会員を問わず、小規模事業者のために国の補助金を受けて行っている事業の成果が、ここ数年見られている。これらは、奈井江町の持続的発展に寄与するために行っていることであり、事業所にとっては、事業承継や新規創業、2次創業など、奈井江町の商工業が抱える課題の改善に欠かせないことを申し上げました。

条例の制定により、このような取組が促進され、まちづくりに役立つので、早急な条例の制定が必要ではないかと質問させていただきました。

町長は、その時点で、条例を制定するとしたら、どこまで踏み込んだ条例をつくれるのか。一緒に勉強して、期限はつけられないが、前向きに取り組むとのご答弁をいただきました。

この質問をした令和元年12月は、中国で新型コロナウイルスの感染が確認された月であります。それから1年以上の間、国・道・自治体は、新型コロナウイルスに翻弄されながらも、様々な対策を行い、それは現在も続いております。

幸いにして、奈井江町では感染者は出ておりませんし、それによる廃業や倒産も、現在のところ、起きてはおりません。しかし、これまでの少子高齢化や人口減少に加えて、長期にわたる、コロナ禍による住民の不安が広がる中、町内事業所の体力は確実に奪われております。また、住民が期待を寄せるワクチン接種も、先ほどのご答弁のように、大きく遅れる模様です。

令和元年の12月と同じ質問をいたしますが、当時と状況は全く違っております。私は今後、生活環境が変わる中、条例で事業者の責任と権利を明記することにより、事業者が奈井江町の持続的発展に寄与するための小規模企業振興に関する条例が、今まさに必要であると思いますが、これについて、町長のお考え方を伺います。

●議長

(13時08分)

町長。

●町長

石川議員からの小規模企業振興に関する条例の制定ということで、これについては、

本当に今ほど、過去の経過も議員が触れましたけれども、その思い、私も共有するところは何ら変わっているところではありません。

今、ご質問にもありましたとおり、コロナ禍によって、人々の日常生活や地域活動、働き方などの意識は変わるとともに、小規模事業者を取り巻く経営環境も大きく、目まぐるしく、そして変わっているということでもあります。感染の終息が見通せないとあえて申し上げますが、そういう状況の中で、厳しい経営環境は今後も続くものと推測しております。

重ねて、人口減少や労働力の確保、後継者不足など、これまでの経営課題に加えて、今ここで申し上げたコロナ禍による社会や価値観が変容していく、そういう状況の中で、事業継続に向けた新たな課題も生じている。全くこれも、議員のご指摘のとおりだと思っています。

小規模事業者の皆さんは、本当に奈井江町の経済を支えて、地域社会の担い手として重要な役割を果たされており、事業者が持続的に成長し発展していくということは、地域経済の活性化や町民生活の向上につながることから、本町においては、今、議員もおっしゃってましたけど、事業者自らの創意工夫や自主的な努力と併せて、町や商工会などの関係機関と連携して、小規模事業者の振興に努めてきたというふうな経過もあります。

条例を制定して、小規模事業者の振興に地域全体で取り組むためには、事業者を初めとした地域経済に携わる方々が、小規模事業者の果たす役割と重要性について、認識をまず共有するということが、そして、相互の連携のもとで進めていくことが大切であり、また、当然のことながら、制定することだけが目的ではなくて、条例をどのように生かしていくのか。

この振興条例そのものの国の定めの中で、基本法の中で、基本的施策等についてもうたい込むべきというモデルみたいなものがあるわけですが、そういうときに、奈井江町として何なのかということの議論も必要だと思っています。

ですから、条例の必要性ということの中で、制定後を見通した十分な議論というのが必要であって、そのためには、本当に町の担当者と小規模事業者の支援機関である、まさに商工会さんとの間で、事務レベルでの具体的な研究を進めていく必要があるんだろうと思っています。

前にも申し上げたと思いますが、まさに、理念だけで絵に描いた餅になることのないようなものをつくり上げていきたいというふうな思いを持っておりますから、そういう意味で、併せてこれから、条例制定に向けた機運の高まりを見極めながら、ともどもに検討を進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思ます。

●議長

(13時12分)

石川議員。

●5番

再質問ではありませんけれども、今回ですね、まずは地域の持続的発展のためには、行政の条例による事業者への継続的支援が必要であると以前から思っております。

自助・共助・公助という言葉がありますが、このたびのコロナ禍での各種感染対策や経済対策など、公助の大きさを、私は改めて感じさせられました。自助と共助では届かない部分が、まさに小規模企業振興条例という公助であると思います。また、条例はウイズコロナに向けた公助による経済対策でもあります。

ぜひ、再三再四繰り返しになりますが、1日も早い条例制定に向けて、具体的な打ち合わせをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長 (13時13分)
町長。

●町長
答弁必要ないのかもしれませんが。あえてもう一言だけつけ加えさせていただきますと、奈井江町のまちづくり自治基本条例に、自助・共助・公助をうたっております。

昨今の報道等で、この言葉のそれぞれの持つ意味が、使い方によって曲解されて使われているのもあると思いますが、あえて、奈井江町の自治基本条例制定のときの原点に帰っていただいて、自助があつて共助があつて公助があつてということじゃなくて、自助と共助と公助、この3つが一緒に動くということがまちづくりだと僕は思っております。そういう意味では、小規模事業者の方々についても、おまえらまず頑張れと、困ったら来いということじゃなくて、本当に奈井江町がまさに持続していくための政策をとともどもに議論していく、このスタンスは、私としては変えるつもりはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

●議長
以上で、石川議員の総括質問を終わります。

(6. 2番大関議員の質問・答弁) (13時14分)

●議長
大関議員の総括質問を行います。
2番大関議員。

(2番 登壇)

●2番
定例会の出席お疲れさまです。私からは、大綱2点について町長にお伺いしたいと思

います。

1点目は、防災についてということで、災害発生時の情報伝達方法について伺います。

災害については様々ありますが、今年の冬は非常に雪が多い状況であります。過去10年でも、2011年から2012年に次ぐ2番目の多さでありまして、当町でも数件の農家のハウスが倒壊しており、災害級の大雪かと思えます。

また、最近地震も多発しておりまして、毎日のようにテレビ画面に地震情報が流れております。約1万8,000人の死者・行方不明者を出しました東日本大震災が発生し、あさってで10年を迎え、経過しますが、いまだに復興しきれていない状況にあります。先日の2月14日にも福島・宮城で震度6強の地震がありましたが、東日本大震災の余震と見られております。

道内では、2018年9月6日、胆振東部地震が発生し、北海道初となる震度7を記録し、甚大な被害が出ました。当町もブラックアウトによる停電で混乱したのは、記憶に新しいところであります。そのほかにも台風の上陸や豪雨など、災害の種類は多岐にわたります。

当町でも様々な災害を想定し、ハザードマップの作成や、2月21日開催の防災会議では、災害対策基本法等の改正や防災基本計画、北海道地域防災計画の修正を反映し、奈井江町地域防災計画、奈井江町水防計画を修正したと聞いております。

いろいろな計画や準備を行うことは災害時に大変有効だと思いますが、その情報をどのように町民に知らせるかが大切で、重要だとも思います。当町における災害発生時の基本的な情報伝達方法について伺います。

●議長

(13時17分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の災害発生時の情報伝達ということでのご質問です。

今ほどご指摘ありましたとおり、情報伝達につきましては、住民の生命・財産を守ることによってそのまま直結していくものであり、非常に重要であるというふうに理解をしております。

現在の地域住民に対する情報伝達の方法についてであります。防災協力員であります連合区長さん、農協の支所長さん、そして商工会長さんに住民との情報伝達の窓口になっていただいております。町から直接的に地域住民の方々に情報伝達をする手段としては、農家ファクスへの一斉送信、あるいは、町公用車による広報の巡回、そして、UHBということになって特定してしまいますけど、UHBの地デジ広報ですね。さらには、町ホームページやSNSのほうのLINE、フェイスブックというのがあるそうですが、

これがあります。このほかに町独自のシステムとして、携帯やスマホへの登録制メールの配信もありますけれども、これにつきましては、携帯各社のプッシュ型配信と情報が重複するというようなことのためか、なかなか登録が進んでいない状況にあります。

これまでの間、エフエムなかそらが放送しておりますFM G' Skyの防災情報の受診エリアを奈井江町全域に広げる方法、あるいは、町独自でコミュニティーエフエムを開局し防災情報を放送する手法などについても検討しましたが、やはり年間のランニングコストや民間事業者が主導であることなど様々な課題があり、実現に至っていないのが現状であります。

最近では、災害に強く、様々な方に素早く確実に必要な情報を届けられる仕組みとして、NTTによる携帯電話網やWi-FiなどのIP網を利用して、携帯やスマホに加えて、高齢者等の要配慮者宅には、戸別受信機により伝達する手法も展開されておりますけれども、初期導入経費やランニングコストが多額なことなど、課題も多いのが実態であります。

いずれにいたしましても、多様化する災害に対応するために、様々な手法、仕組みについて、財源確保も含めて研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(13時20分)

大関議員。

●2番

非常に多岐にわたって町民の方に情報を届ける方法がたくさんあることを、今もって知りました。

1個だけ美唄市で起きました断水についての例を出しますけれども、美唄市で2月24日から断水がありました。美唄ダムから浄水場に水を送る橋が破損し、美唄市76%に当たる世帯で断水が起きました。その橋は建設から40年経過し、一部では老朽化が指摘をされておりましたけれども、あまり対策をしてこなかったということであります。

美唄市のホームページでは、当日の2月24日に、午後9時から翌朝6時まで断水しますよという情報が流れたようでもありますけれども、何か私個人的には、この情報によって、一日で復旧するんだなって市民の方が思ったと思うんですね。実際には26日に通水はしましたけど、赤水が出て、水は使えない状態が続きまして、給水場の利用は3月3日まで続きました。非常に大変なことだったと思っております。

若い人はいろんな情報、ホームページも見られますし、いろんな情報を得れると思うんですけど、プレス空知にも書いてましたけど、情報弱者で交通手段のない高齢者には、生死に関わる事案だということも書かれておりました。本当にそのとおりで、いつ水が来るか分からない状況を高齢者で例えてみると、非常に不安が続くと思っておりますし、まして自分では給水場に行けないでありまして、非常に大変だったかなと思っております。

先ほどもいろいろな答弁ありましたけども、そういったときに、奈井江では水道事業ではこのようなことは起きないと考えておりますけれども、先ほど言ったとおり、いろんな情報を町民に伝える手段があるんですけど、特に高齢者に伝えるにはどのようにしていったらいいかっていうことで、若い人にはLINEとかを使って瞬時に、今SNSが発達してますので、非常に届けやすいと思うんですけども、高齢者の方にはどのように届けるかっていうことを、もう一度町長の再答弁を伺いたいと思います。

●議長

(13時23分)

町長。

●町長

改めてご答弁申し上げます。

本当に最大の課題がそこだと思っていますし、まず、情報を届けるということに関しては、先ほどご答弁させていただいたいろんなツールを使ってということなんですが、実際、例えば、今回の美唄市の水道の例であれば、高齢者の人たちが水が出ないということだけじゃなくて、それに対してどうやって援助するかっていうこともついてくる課題としてあるわけで、情報を伝えることとともに、それを今度、伝わっているのかどうかの確認、いわゆる安否確認だとかも含めて、それで、次の対応ということも含めた対策というのが、やっぱり視野に入れることが防災対策なんだろうと思っています。

そういう意味で、高齢者等要配慮者に対する避難行動要支援者名簿などを利用しながら、民生委員さんですとか社会福祉協議会、自主防災組織、各行政区の協力を得ながら、そういう対策をどう構築していくかということが今回大切なことなのかなというふうに認識をしています。

まず、情報を伝えるということについては、先ほどもNTTの事業の例をちょっと申し上げましたけれども、国の緊急防災・減災事業債というのが令和3年度から令和7年度まで延長になったというようなこともありまして、これについては引き続き研究をしていきたいというふうに思っていますし、今、私のほうから申し上げた、伝わった後どう、例えば、避難誘導するのか、あるいは、今回、先ほどの水道の例で言えば、そこで水をどう届けるのか、そういうことについては、まさに本当に地域全体で、行政だけが職員が配って歩くということだけじゃ、実は濟まないことだと思っていますので、当然職員が率先して、その中で、まさに各地区の担当もおりますので、連携を取りながらということとは前提としてありますけれども、どうやって、いわゆる地域包括ケアの延長線といいますか、含まれた中で構築をしていくかっていうのが、これはまちづくりの根っこに関わる部分だと思っています。いろんな議論をさせていただきたいというふうに思っていますので、ぜひご理解と町民の皆さんのまたご協力をお願いしたいというふうに思っています。

●議長

(13時26分)

大関議員。

● 2 番

大変よく分かりました。いろいろなツールもあることですし、町長が掲げる3つのキーワードの一つに、町民同士の相互扶助ってということもありますので、緊急時にはぜひとも町民にも協力をしてもらって、様々な災害対応に努めていただければと思います。

1点目の質問は、以上で終わります。

2点目の質問であります、農業の振興についてということで、農業担い手育成基金の活用法について伺います。

まず初めに、全町的に進んでおります土地改良事業の支援の継続について、農業者としても大変ありがたく、感謝を申し上げるところであります。

さて、農業を取り巻く状況はなかなかよくなり、米の状況で言えば、国民一人当たりの消費量の減もありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外食での飲食の自粛によりまして、業務用米の販売不振や、去年の東北・北海道の豊作により在庫量が増したことによって、今年は過去最大の面積の生産調整を検討中であり、非常に厳しい状況が続いております。

一方で、当町では特に米づくりで頑張っておりまして、ゆめぴりかの里として、平成25年に米麦改良協会共励会で団体の部創設年に受賞をしたり、平成27年ゆめぴりかコンテストでは最高金賞、2019年には、日経トレンドィのお米のヒット甲子園で名だたる産地がひしめき合う中、大賞を受賞したり、活動や取組、食味・品質が評価をされているところであります。

奈井江町の農業は、約1,800ヘクタールを110戸ほどの農家で支えております。この中には70代の農業者も多数含まれており、数年で100戸を切ると予想されています。後継者も戻ってきてはおりますが、不足気味は否めないところであります。

様々な形で農業を応援していただいておりますが、次年度に予定している農業担い手育成基金、ふるさと応援寄附金の一部を積立ってということでもありますけれども、中身について伺います。先ほどもあったとおり、まだ中身について未定であれば、どのように検討していくか伺いたいと思います。

● 議長

(13時28分)

町長。

● 町長

農業の振興について、農業担い手育成基金の活用方法についてのご質問であります。

先ほど竹森議員のご質問でも答弁をさせていただきましたけれども、令和3年度から新たに、ふるさと応援寄附金の一部について、毎年度農業担い手育成基金に積立を行うこととしたところであり、本町農業のさらなる振興・発展につながる取組への活用に向けて、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

また、既存基金の活用につきましては、地域農業を支える担い手の育成や、地元農産物の販路拡大・PRなどに活用してまいりましたが、コロナ禍によって従来の訪問型による異業種交流が行えないなど、取組に対する課題も生じているところであります。

今後、新たな積立金の活用と併せて、本町の農業者が持つ高い生産技術による農産物を生かした取組、そして、次世代を担う新たな農業者の育成を図るために、実効性のある基金の活用について、農業者や関係団体等の意向を伺いながら、検討を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、先ほど竹森議員の中でも答弁したのかもしれませんが、申し訳ありません。今議員がご指摘のとおり、業務用米の販路がなかなか不振だということではありますが、30年、40年前、奈井江町が400戸、私が農政担当していた頃には300戸強だったと思いますが、それが今、ご指摘のとおり、110戸の農家になっていると。かつて目指すべき農業規模っていうのが、8ヘクタールぐらいのものを目標として、農畜混交であるとか、いろんな形の農業の在り方、奈井江町農業の在り方を議論してまいりました。それが、110戸の農業者で農業を担うという段階になったときに、奈井江町の場合、60ヘクタール以上の耕作者もおりますけれども、ゆめぴりかというブランドを守っていくための技術が届く範囲の面積はどこまでなのか。そうすると、残りの面積をどのような形で耕地として維持していくのか。そのためにどういう支援が必要なのか。あるいは、2ヘクタール未満で最近は施設園芸だけに取り組む方もいらっしゃいます。そういう人たちの販路拡大に向けて、農業だけの問題じゃなくて、TPPだとかいろんな問題がある中で、経済産業省の支援策もございます。いろんなものを取り組んだ中で、多様な農業が恐らくこれから展開されるであろうと私は思っております。そうであるときに、本当に農業者それぞれの方々がどのような支援を望まれているのか。昔のように平準的になっていきますか、一律のじゃなくて、個別の議論というのがやっぱり必要な時期に来ているのかなというふうに思っているのが、正直な、これは全く私の今現在の個人的な所感であります。そういうことをしっかりと農業者の皆さんに、特にそれぞれの団体を取りまとめていただいているリーダーの方々と議論をして、そして、有効な活用、次に迎える基金の活用を検討していきたいというふうに思っていますので、ぜひご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(13時32分)

大関議員。

●2番

ありがとうございました。町長も農家出身でありますので、非常に農業のことを理解されているので、今の答弁で大変よく分かりました。

ゆめぴりかと言えば、新型コロナの影響で、外食を自粛しろっていうことがありまして、非常に家庭内での、ゆめぴりかの基準品については家庭内で食べるお米なので、非

常に売れ行きが好調で、今のところ前年度比100%を上回っている状態です。その代わり、きらら、ななつぼしについては非常に低迷をして、今年度も価格が大幅に下落をする予想であります。

極端なことを言えば、外国のように1戸100ヘクタールに拡大すれば、奈井江町も18戸の農家がいればやっていけるということになります。しかしながら、先ほど町長が言ったとおり、ゆめぴりかを作付していかなければならないとなると、そう簡単には手が回らなくなるので、規模拡大していくことにはならないと思います。

現在、町内に残っている農家も、全てが規模拡大の意向を持っているわけではありません。施設野菜農家であれば、現在のままで経営難なくやっていけますので、規模拡大する意欲もありませんし、また、優れた農家が多くて、全ての農産物を個人販売してもやっていけますが、ここ奈井江町については、やっぱり地域コミュニティーを大切にしているというか、多くの仲間とともに農家をやっていきたいという方が大半でありますので、この件についても町長と見解は一緒かなと思います。

先日、農協では、ICT農業の研究会を立ち上げるよう検討を始めました。農業には様々な団体がありますが、特裁組合、ゆめぴりか生産協議会、直販研究会もありますが、全てほとんどが三役、奈井江の人でやっていますので、相談するとすると、非常に素早く協議できる形が出来上がることになるかと思っています。この農業担い手育成基金が有効な支援や手だてになるよう、今後に向けて、農業者自身も検討をしていかないと、思いますけれども、しっかりといろんな場面で検討することを願ひまして、質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(7. 6番笹木議員の質問・答弁)

(13時35分)

●議長

笹木議員の総括質問を行います。

6番笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番、笹木利津子です。長時間にわたり大変ご苦労さまです。私が最後の総括質問になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、さきの通告に従い、町政執行方針、教育行政執行方針から、町長、教育長に質問させていただきます。

町長は、令和3年度の町政執行に当たり、引き続きまちづくり自治基本条例の理念に基づく住民自治、町民同士の相互扶助、未来志向と、町民参加の視点を重視し、町民と

しっかり向き合い、ともに議論しながら町政執行に当たりたいと述べられております。

また、町長は就任以来、一貫して町民との議論、情報の共有を遂行され、町政執行に邁進してこられたと認識しております。

そこで新年度の町政執行方針の多くの項目からも感じられる住み続けられるまちづくりという観点から、奈井江町におけるSDGsの推進について伺います。

平成31年、国連がまとめた地球環境概況第6次報告書によりますと、地球温暖化やプラスチックごみの海洋汚染など世界の環境劣化に歯止めがかからず、このままでは国連の17項目ある持続可能な開発目標SDGsやパリ協定の目標達成がおぼつかないと評価いたしました。

SDGsは2015年、国連で合意した貧困や環境保全、教育、平和などに関する17の目標です。誰一人残さないとの基本理念に基づき、日本を含む全ての国連加盟国・地域が、2030年までに達成することを目指しております。

日本においては2016年5月に推進本部が設置されました。町長が目指す安心、安全な住みよいまちづくりも、国が進める持続可能な開発目標SDGsの考え方を踏まえた取組であると感じますが、国連の合意以降5年が経過し、目標達成まで10年を切った今、SDGsに対して町民の認識はどうでしょうか。

このSDGsは、世界全体の目標であると同時に、自身を考える、家族、地域を考える、そして私たちが暮らす、この奈井江町における目標でもあると考えます。

自治体のSDGs推進について、ガイドラインでは一般財団法人とのことですが、国土交通省住宅局の支援の下、つくられたものです。

また、政府推進本部作成の実施方針、地方自治体の項目には、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを推奨しつつ、SDGs達成に向けた取組を促進するとしております。

町長ご承知のように、SDGsは環境だけではなく、経済、社会分野を総合的に推進していくものであり、全てに関わりがあります。私たちは今物事を地球規模の視野で考え、地域視点で行動するという生き方が求められております。

国では平成30年3月に自治体SDGs検討委員会において、1、総合計画に盛り込む、2、個別の戦略や計画に盛り込む、3、独自にSDGs取組計画を練るなどが示されておりますが、これらガイドラインが示すアトラクションプログラムについて、どのようなご認識があるのか。また、今後の推進体制について、町長のご見解をお伺いいたします。

●議長

(13時41分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

奈井江町におけるSDGsの推進ということでもあります。

持続可能な開発目標SDGsは、2015年9月の国連サミットでの全会一致の採択を契機として、安全保障の考え方に立ち、今ほど言及がありましたけれども、「誰一人置き去りにすることなく、一人一人が持てる能力を発揮できる社会の実現をするために、17の国際目標を設定して、世界共通の課題として取り組まれているところでもあります。

この世界共通の課題に対し、国ではSDGs未来都市などの取組のほか、まち・ひと・しごと創生の総合戦略においても、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関との連携事業など、SDGsの達成に向けた取組を全国に推進しており、この取組は、まさに、地方創生の実現にも資するものとされ、総合戦略をはじめ、各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されているところでもあります。これは今ご指摘のとおりであります。

本町においても、第2期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、SDGsの推進を位置づけ、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化との相乗効果を図り、さらには、地方創生の一層の充実・深化につなげていくこととしたところでもあります。

具体的には、目標2の「飢餓をゼロ」に関わる事業として、次世代につながる強い農業づくりの推進を位置づけ、良食味米の安定生産や法人化・後継者の育成などの事業を行うとともに、目標3、「全ての人に健康と福祉を」に関わる事業としては、子供、重度、独り親医療費の助成事業や予防接種事業の助成拡充などの事業、さらに目標11、「住み続けられるまちづくりを」に関わる事業としては、新築・中古助成等の住宅支援策、広域的な事業の取組、公共施設の維持管理の適正化の推進など、それぞれ位置づけているところでもあります。

このほかにも、SDGsの理念と共通している事業が多くあると捉えており、これらの施策を着実に推進することで、SDGsの目標達成につながっていくものと認識しております。

また、最近では、民間企業での取組が広がり、テレビCMなどでもよく見聞きするフレーズとなってきておりますが、今議員がおっしゃられたとおり、町民の皆様が、町が実施している事業や日頃の何気ない行動が世界共通の目標達成につながっているということに気づくという、そういうことができるように、広報紙等情報発信を行いながら、SDGsの視点をまちづくりに生かしていきたいというふうに思っています。

SDGsそのものは、本当に今申し上げましたとおり、日常の中にあることで、例えば5月1日に行っている全町のごみ拾い、これも子供たちの発案ですけれども、実はそのことがSDGsの取組の一つなんだよというふうに子供たちに伝えるという、例えばの例ですけど、そういうところから始まるのかなというふうに思っています。

いろんな場で、まさに今、特にこのSDGsの中でも、近ごろジェンダーについてすごく取り扱われていることが日々あるわけですけれども、そんなことも含めて私ども行政としても関心を持ちながらPRに努めていきたいというふうに思っています。

●議長

(13時45分)

笹木議員。

●6番

ただいま町長からSDGsの推進についてご答弁を頂きましたが、町長今、胸につけているバッジがまさしくSDGsのバッジです。この17の色分けされたバッジが何たるかも知らない町民の方が本当にかくさんいらっしゃると思うんです。ここ何だと思うんですよね、意識。

それで今ほど町長からもお話、目標1、2、3、11ですか、ありましたけれども、ともすれば目標1の「貧困」なんて言葉を耳にすると、私たちは、とっさに私自身が思い浮かぶのは子ども食堂的な、何かしら物を与えればいいのか、そういうことなのかなというふうに捉えがちですけれども。

今ちょうど時期的に新学期が始まります。報道なんかで私もこのたび見たんですけれども、学校の制服やランドセル、きちっと手入れをして再利用して保護者の方に提供する、これも、ある意味大きく捉えると、この1目標の貧困の解消にも全く関係ないことではないのかなというふうに思います。

目標それぞれを自分の環境とか、また生活に当てはめても、例えばごみの分別であったり、女性、子供、障がい者、高齢者などの安全、今たくさん町の施策の中にも本当に、今回私SDGsの質問をと思ったときに、まずは町政執行方針を何度も読み繰り返したときに、どれもこれもほとんどが一つ一つの目標に関わっているんだなということをまた改めて感じたんですね。

でも、それがそのSDGs17の目標に今ほど町長おっしゃいましたけれども、意識があるかそこを理解できているのかと。そこを理解することによって、また一つ考え方とか頑張り方とか、いろんなものが変わってくるんじゃないかなというふうに感じて、今回の質問させていただきました。

今本当町長もおっしゃったんですけど、町として17目標それぞれというか紹介をして、SDGsとの関連性を明確にしていくためにはどのようにしたらいいかということ、どのように町長はお考えでしょうか。

また、北海道では、平成30年8月に、北海道SDGs推進ネットワークを設立しました。目標17にあるパートナーシップで目標達成しようという自治体や諸団体にネットワーク参加への案内を出されておりますけれども、まだ全道というわけには当然数的にはいかないようではありますが、参加に対してのご見解ありましたら、町長にお伺いしたいと思います。

以上、再質問といたします。

●議長

(13時48分)

町長。

●町長

改めて答弁させていただきますが、先ほども申し上げましたけれども、今議員がご指摘のとおり、いろんな政策そのもの、全てと僕は言ってもいいと思うんですが、まさにそれが持続可能な社会づくり、また、まちづくりはそういうものでなきゃいけないと思っているものですから、そう思うのですが、そういうことなんだということに気づいていただいて、そして、じゃそこに僕は何ができるんだろうかということを考えていただく機会を持っていただくことが一番大切なんだろうと思っています。

恥ずかしながら、私もバッチは偉そうにつけていますけれども、SDGsの17項目全部言えるかといったら正直全部出てきませんし、でもそういうことをしっかりと一回認識していただく手段として、広報のほうでも例えばシリーズでやるとか特集でやるとかという方向で計画をさせていただきたいということが一点と。先ほど申し上げました、いろんな折々にこのことがねという形の何か伝え方を研究していきたいなというふうに思っております。

そうして、もう一つ、2点目の研究会とおっしゃいましたでしょうか、それについてはすいません、正直私のところまではまだ担当のところに来ているのかもしれませんが、案内来てないかと思うんですが、積極的にそういうところについては、私だけじゃなくて職員にも勉強する機会があれば、積極的に参加していきたいと思っています。

もう一つつけ加えますと、何よりもSDGsという言葉をまず認識していただくことは当然大切なんですけれども、繰り返しますが例えば地域包括ケアでありますとか、ごみ拾いですとか、一つ一つのことが本当に大切なんだと、そしてそれが全部連関していくんだということですね。健康づくりのために公共交通も必要ですというようなことが、やっと何か感じとらされたのが、このSDGsという発想だと思っていますので。そんなことを職員共々に共有できるように努めてまいりたいというふうに思っています。

●議長

(13時51分)

笹木議員。

●6番

今ほど町長のご答弁を聞いて、今回SDGsを改めて町で情報発信をしていくという答弁を頂いて、本当に私よかったなと思っています。一人一人の意識とても大事なことで、町長がこれからももちろんやろうとしている、奈井江町をつくるために、では漠然と私たちが何を協力していけるかということを考えることも大事ですけれども、何かのきっかけによって、様々な活動とか様々なところで、自分の意識が変わって前に進んでいけるということは、これ以上いい町ができる何ものでもないなと、そんな思いもしております。

私はこの基本理念の中の「誰一人残さない」という、この言葉が個人的には大好きな言葉でして、また大事だと思っています。町民一人一人がこの誰一人残さないという思

いの確立に至って、この町に住んでよかったと、奈井江町に住んでよかったねと思えるようなまちづくりのために、町長の手腕を期待して質問を終わります。

それでは、次、教育長への質問とさせていただきます。

教育行政執行方針にG I G Aスクールの促進、I C Tを駆使する知識や技術を習得させる一方で、A Iだけでは解決できないことを乗り越えていく思考力や判断力を学ぶ。また、学ぶ力、生きる力の育みが急務であるとあります。

最近S o c i e t y 5 . 0という言葉を目にします。5 . 0は新たな社会を指すもので、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。今、社会の在り方に影響を及ぼす技術が進んでおり、我が国は少子高齢化など課題先進国として経済発展と社会的課題解決の解決を両立していく新たな社会の実現を目指しています。

このS o c i e t y 5 . 0時代に向けた学校教育の環境の整備に向けて、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し、協働する力など、多様な関心や能力を引き出すことが大切であり、これまでの日本の教育のよさを生かしつつ、革新的技術をはじめとするI C Tなどの活用による新たな教育の発展が、不可欠となっております。

一昨年12月、文部科学省はG I G Aスクール構想を打ち出しましたが、今日子供たち一人一人のコンピューター端末と学校の高速大容量の通信ネットワークについては特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして整備されております。

また、同年度9月には、学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的、計画的に策定、実施する責務が明確化されました。今や仕事だけではなく日常生活も含めて社会のあらゆる場所でI Tの活用は当たり前ものになっており、これからの時代に生きていく子供たちにとって、切っても切り離せないものとなっております。

昨年4月より小学校から順次全面実施となった学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力とされており、I Tを使いこなす力は今や読み書きそろばんと同じ位置づけと言えます。

1点目に、これらを踏まえ、奈井江町におけるG I G Aスクール構想の事業概要について伺います。

また、ハードを整備することは、あくまでも手段にすぎません。どう子供たちの学びを豊かにしていくかが大切になると思います。

2点目に、教師がI C T教育を効果的に活用して正しく指導する力を高めていくために、どのようなことに取り組まれているのか伺います。

WHO世界保健機関は、オンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎで日常生活ができなくなるゲーム障害を新たな病気に認定しました。学校外でもネット上でのチャットやゲームを利用する頻度が高く、I Tをめぐる子供たちの現状と課題は山積しております。

3点目に、情報モラル教育の充実や有害情報対策などの取組について伺います。

次に、一昨年4月から学習用デジタル教科書を読み書きに困難を抱える子供たちが、学校で必要に応じて使用できる法改正が行われ施行されております。視覚障害、発達障害、その他の文科省の認める紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を提言させる必要がある場合とされております。

今学校の情報化の推進で1人1台の端末になっておりますが、こうした児童生徒にこそ、優先して学習用デジタル教科書が提供されるべきではと考えます。

4点目に、学習用デジタル教科書を導入した場合の教育的効果について伺います。

以上、4点、教育長にお伺いたします。

●議長

(13時57分)

教育長。

●教育長

定例会2日目、ご出席大変お疲れさまです。

それでは、初めに、本町のGIGAスクール構想の概要について答弁をいたします。

かねてより、町内の立地企業では、社員自ら機械を動かすプログラムを組んで、自社製品の製造、設計等々を行っていることに驚いていたところではありますが、昨今では町内にスマート農業の基地局が立ち、近隣市町でも商店のレジがタブレット型パソコンに替わり、塾の相談の際には紙ではなくタブレットで資料を見せられ、かつ、その画面にメモの書き込みをしながら説明を受けるといったようなことが散見されるようになってきております。

各家庭でも、スマートフォンや小型のパソコンと呼んでもよい通信機能を有するゲーム機などが普及する中で、昨年の奈井江中学校の学校祭では、クラスの出し物として先生の手を借りずにタブレットで撮影、編集をした動画が上映され、私もその完成度の高さに舌を巻いたところでもあります。

文部科学省は、Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、パソコン等々の端末は鉛筆やノートと同じものと位置づけ、時代に取り残され世界から遅れたままではいけないとして、児童生徒向けの1人1台端末と学校における高速大容量通信ネットワーク整備の一体的な整備を打ち出し、コロナ禍の中で学校の長期休業を余儀なくされた背景と相まって、令和2年度中の整備を指示してきたところでもあります。

そこで、当教育委員会におけるGIGAスクール構想であります。過年度までにデスクトップ型のパソコンとタブレット型のパソコンを各校各40台ずつの整備を行い、それぞれ授業の中で活用されてきたところではありますが、今後につきましては、生徒と教員に1人1台タブレットと外づけキーボード、また鉛筆の役割を果たしますタッチペンを配布したいと考えております。

一部、小学校1、2年生についてはまだ使いこなせないもので、キーボードとかペンについては配布しない予定であります。大方の児童生徒については、このような形で配

布をしたいというふうに考えてございます。

また、校内ネットワーク再構築の準備を進め、デジタル教科書の導入や各教科でのプログラミング授業、そして放課後活動などでも活用していく予定であり、小中学校の教職員と教育委員会とで構成をいたしますICT検討委員会で、これらの協議を進めているところでもあります。

現在、小中学校の校内ネットワーク整備は終わったものの、タブレット型PCにつきましては全国的な品薄が続き、先生たちの分だけでも先行して納入してほしいという要望もかなわず、ようやく今月中の導入についてめどがついたところでもあります。

奈井江町の児童生徒が今後、タブレットを文房具の一つとして普通に使いこなしていくことができるようにするためにも、デジタル教科書の全面導入の前から自宅への持ち帰りを可能とする貸与の形をとり、授業時間だけではなく放課後や公設塾や家庭や、そして繰り返したくはないと思っておりますが学校の臨時休業が行われた際に、学校と家庭をタブレットでつなぐウェブ授業ができるようにもしていかなければならないと考えているところでもあります。

今後、児童生徒の諸君については、様々な教科でプログラミングなどを学んでいくこととなりますが、単に認知能力や技術を向上させるということではなく、基礎的読解力や数学的思考力などが涵養され、近い将来、大人たちには思いもよらないクリエイティブな創造が行われていくことを期待しているところでございます。

以上が現状におけます奈井江町のGIGAスクール構想全体の概要であります。順を追って、以下、取り組む予定について説明をしたいと思います。

初めに、2点目のITの効果的な活用方法であります。教員の指導力向上や留意すべき点について答弁をしたいと思います。

ITの指導力の向上は、GIGAスクール構想の根幹となるとも大切な点の一つだと考えております。

教育委員会の青写真としては、タブレットが導入された後、先生たちが実際にこれを触りながら一定の研修を重ね、その後、子供たち1人に1枚ずつのタブレットを配布をし授業等で活用していくとし、既にICT検討委員会の中ではタブレットに追加するソフトウェアの選定や効果的な活用方法。例えば、子供たちの学びに迷いが生じないようにし、かつ小中学校の先生同士でも互いに指導、研究できるよう、導入する学習支援ソフトについては小中で同じものにするといった議論や家庭学習の時間を阻害しない、いじめにつながる使用はさせないなどをキーワードに、子供たちが使用する際のガイドラインの策定などを行っております。

このため、民間の外部講師を招いてあるいは北海道立教育研究所が主催する研修会への積極的な参加、またICT先進校の取組事例の研究などに取り組み、効果的な授業が行えるよう、しっかりとサポートをしていく予定であります。

3点目の情報モラル教育や有害情報対策では、保護者も含め児童生徒が、安全、安心にタブレットを利用していくこともGIGAスクール構想の推進のための大切な一点であります。

有害サイトの閲覧規制やゲームのダウンロードやSNSによる誹謗中傷など、事件や事故に遭わせない、いじめを発生させない環境を構築する一方で、写真の撮影一つにとっても社会規範を身に着けた行動が必要となりますので、保護者の方の協力を得ながら正しい道具の使い方の啓蒙にも努めてまいります。

最後に、デジタル教科書についてであります。

デジタル教科書といっても、その内容につきましては基本的に紙の教科書と変わらないのですが、挿絵や写真しか掲載できなかった紙の教科書とは違って、動画や音声の再生ができ、文字の読み上げ機能や図版などの拡大縮小といった表示が容易にできるなど視覚や聴覚的効果が高い点も上げられます。

このほか、特別支援教室の先生からは、複数の図版が載っているページでも1つだけで表示をすることが可能になるため、注意力が散漫にならず学習に集中できるメリットも大きいということもお聞きをしており、笹木議員が推奨されるように私もデジタル教科書の活用効果に期待をしているところであります。

国は、令和7年度までにデジタル教科書の100%の普及を示しておりますが、奈井江町では、まず来年度、中学校における英語と保健体育の授業で、試験的にデジタル教科書の活用をしていく予定であります。

以降、ICT検討委員会で、さらなる検証、議論を行い、計画的に拡大をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

●議長

(14時06分)

笹木議員。

●6番

ただいまGIGAスクールの推進について教育長から答弁を頂きましたが、本当に今回このGIGAスクール構想の推進について私も勉強させていただく中で、大変な時代に今子供たちがいるんだなということを、また改めて実感しております。

私たち大人もそうですけれども、今、会議などでもほとんど私自身もインターネットで顔を見ながら会議をしているというような状況ですので、コロナ禍の中で本当に生活、もちろん勉強もそうですけれども、私たちの生活が本当に様々なところで大きく変わっていく、ちょうど今分岐点じゃないですか。そういうところにいるんだなということを今回また、改めて感じました。

ITの効果的な活用法については、まずは教員の専門性が、指導力が本当に大事になる、必須になると思うんですね。今ほど検討委員会等とお話もありましたけれども、ITの研修会の評価について、私も教育センター議会に出させていただいているんですが、研修も、色々行われているようです。

ただ、参加される先生の人数は本当に限られた人数で、その先生が研修を受けて帰ってきたときに、その研修会の内容を持ち帰って、学年であったり、学校全体であったり

とした研修の復習といえますか、広げるといえますか、そういうことが行われているのかということもちょっと伺いたいと思っております。

また、3点目の情報モラルの教育ですけれども、ここも本当に大事で、今すごくITが発達していることによって大人から子供まで事故、最悪だと犯罪につながるそのような報道も、たびたび入ってきています。

子供では特にいじめとか、うっかり間違えて裏サイトに、今ちょっと押しちゃったら、そのままアクセスしてしまうような時代ですから、これはもう大人の方ですけれども、そんなうっかりから本当に詐欺に遭っちゃったとか、そんなお話も身近なところで聞いております。

だからこそ、子供のときからの情報通信の危険性、この危険性の教育が本当に大事になろうかと思うんです。親ごさんが教育することはもちろんですけれども、子供たちがトラブルに巻き込まれることのない教育を心からお願いしたいなと思うんです。

それと、万が一、うっかりしたこと、もしくは何かの関係でトラブルに巻き込まれた場合の、そのときの手当についてはどのように指導されているのか、このところもお聞きしたいと思います。

4点目の学習用デジタル教科書、今教育長のご答弁頂いて本当にうれしく思いました。令和7年度100%ということですが、来年からさっそく試験的に中学校で使われるということになります。私もこれもちょっと勉強させていただいて、文章や図表の拡大、書き込みの繰り返し機能ってすごいんですね。繰り返し機能で学習効率が大きく向上される、学習面ですごく上がるというよりも、この特別支援教室の場合だと、この繰り返しの力ですごいなと思ったんです。

興味とか関心を高める効果を考えてときに、私は本当に真に必要な子供さんに、本当はイの一番にこのデジタル教科書が届くように、本当に切に思ったんです。

近々奈井江の子供さんたちにもこのデジタル教科書で、勉強だけに限らずいろんなことに興味を持っていただく、もらえる、そういう時間がすごく近づいているんだなということをお聞きしたいんですが、教育長の今の答弁から感じたんですけれども。

先ほどの2点について、再質問ですが、お願いいたします。

●議長

(14時10分)

教育長。

●教育長

まず、1点目の先生たちの研修の関係でございますが、まず一遍に全員の先生が研修を受けるといのはなかなかちょっと難しいところがありますから、責任者になるような方たちには研修を受けていただきたいと思っておりますが、一方、教育振興会という先生たちが研さんする組織があって、そこでは全体的な取組ができていくというふうになっておりますので、そちらのほうで、まずタブレット自体でどんなことができるのかということから始まり導入しようと思っているひとつは、ここまで使えるよとか、こ

んな成果があったよというところまで広げていって、奈井江に赴任された先生たちが、皆さん同じように使えるようにしていきたいというふうに考えてございます。

2点目のトラブルの手当というところではありますが、まずタブレットにインストールというか導入するアプリケーションについては、一定の縛りをかけて、子供たちが何でもかんでもインストールできるという環境にはしない形で配布をしていきたいなというふうに思っておりますので、そのところで、まずトラブルの危険性が、ある程度軽減できるのかなというふうに思っています。

また、万が一のトラブルの手当ということになりますと、それはパソコンだからとかということではなくて学校全体の取組として、私はそれを含めて対応していくことが必要なのかなというふうに考えているところでございます。

あとデジタル教科書ですね、先ほどから笹木議員さんいろいろと早めに取り組んでいってはというような話がありましたので、私自身も同じような思いをしているということはありません。

デジタル教科書ということだけではなく、デジタルの素材を使って副教材のような形でタブレットを使って授業をしたいということもありますから、教科書を導入して対応しているということの中に、副教材としてタブレットを使っているというようなことも容易にできるようなことになっていくのかなというふうに思いますが、とにかくいろんな場面で子供たちにとって効果的に使えるようになるように我々としても検討して、現場のほうで活用していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

●議長

(14時13分)

笹木議員。

●6番

教育長から再質問のご答弁を頂きました。奈井江町の子供たちが、高度で正しい教育、大変ですけれども、を受けて社会人になっていく道程で、小学校、中学校のこの時代とって大切な時期だと思います。

教育行政は、まだまだきっとこれから難しくもなり大変かと思えますけれども、奈井江町の子供たちのために、ぜひぜひ頑張って取り組んでいただくことをお願いし、質問を終わります。

以上です。

●議長

以上で笹木議員の総括質問を終わります。

これにて総括質問を終わらせていただきます。

お諮りします。調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日から15日までの6日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。3月10日から15日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

大変ご苦労さまでした。

(14時15分)

令和3年第1回奈井江町議会定例会

令和3年3月16日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第11号 奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第14号 奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 奈井江町基金条例
- 議案第 6号 令和3年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 7号 令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 8号 令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 令和3年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第10号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第 3 議案第21号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第15号）
- 第 4 議案第22号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第13号 奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第18号 奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例
- 第 7 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫)
- 第 8 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬等の特例に関する条例
- 第 9 会議案第2号 奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第10 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第11 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第12 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	馬場和浩
建設環境課長	大津一由
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
保健福祉課課長補佐	田野義美
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会最終日出席、ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承ください。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番笹木議員、7番森山議員を指名いたします。

ここで審議の前に、町より3日の本会議における、報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」の説明等において、数値の訂正をいたしたい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

副町長。

●副町長

おはようございます。本会議出席、お疲れさまです。

3月3日本会議において報告をいたしました、奈井江町高齢者福祉計画の文面に誤りがあり、訂正をお願いいたしたく、その内容についてご説明を申し上げます。

報告書13ページ、第3章第1節3の施設サービスの記載されている介護医療院の記述において、現状の町立国保病院の医療療養型病床を「30床」と記載しておりますが、「50床」の誤りであります。大変申し訳なく、おわびを申し上げ、訂正をお願い申し上げます。

日程第2 10議案一括上程・報告・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第2

議案第11号「奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例」

議案第 1 2 号「奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第 1 4 号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」

議案第 1 6 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 1 7 号「奈井江町基金条例」

議案第 6 号「令和 3 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 7 号「令和 3 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 8 号「令和 3 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 9 号「令和 3 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 1 0 号「令和 3 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、10 議案を一括議題といたします。

10 議案につきましては、予算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書、予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。令和 3 年 3 月 1 6 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議件名、議案第 1 1 号「奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例」、議案第 1 2 号「奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、議案第 1 4 号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」、議案第 1 6 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 1 7 号「奈井江町基金条例」、議案第 6 号「令和 3 年度奈井江町一般会計予算について」、議案第 7 号「令和 3 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第 8 号「令和 3 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 9 号「令和 3 年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第 1 0 号「令和 3 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日、令和 3 年 3 月 1 0 日、1 1 日、(2) 審査の期間、本定例会会期内、(3) 審査の結果、原案のとおり可決した。(細部口頭報告)

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許可します。

予算審査特別委員長、8 番、大矢議員。

(予算審査特別委員長 登壇)

●予算審査特別委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、令和3年度予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月3日の令和3年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案5件、予算議案5件の審査を行うため、3月10日、11日の2日間にわたり、特別委員会を開催し慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、全10議案につきましては、いずれも原案どおり全会一致を持って可決されました。

令和3年度においては、厳しい財政状況の下、全般的に各会計とも各事業を精査し予算計上されていることがうかがえます。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の対応が加わる中、第6期まちづくり計画後期実施計画に基づき着実に事業推進していただきましたが、令和3年度においても感染症対策に万全を期すとともに、「町民参加のまちづくり」を実践されることを期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会で付されました、主立った意見要望をご報告いたします。

「一般会計」では、1点目として、移住・定住対策についてであります。

子育て世代が転入してくるなど、子育て支援策と連動させた住宅関連施策は一定の成果が表れています。新たに取り組む「移住者アンケート」には大いに期待するところであります。移住者の声にきめ細やかに対応し、幅広い見地でより住みやすいまちづくりに努め、移住・定住が一層加速されることを願うものであります。

2点目は、地域おこし協力隊についてであります。

令和3年度より企画提案型の募集を行うということではありますが、より活動しやすい環境づくりのため活動拠点や支援体制などを整え、多くの応募につながるよう努めていきたい。

また、協力隊と行政や地域との橋渡しができる人材が育つよう支援頂きたい。

3点目は、鳥獣対策についてです。

近年は、鹿やアライグマなどの被害が拡大しています。行政と農業者が連携協力する仕組みづくりを検討頂き、対策を強化していただきたい。

4点目は、奈井江商業高校の支援についてです。

これまで、高校存続のためにあらゆる施策を実施し、支援の効果はあったと認識しております。今後においても、多くの子供たちから選ばれる学校となるよう、高校の魅力づくりにつながる支援策を期待するものであります。

5点目は、公共施設等の適正管理についてです。

「公共施設整備等基金」を創設し、用途廃止済みの施設の処分、解体や、改修等を計

画的に実施することは大いに評価するところである。

一方で、本町の施設等は老朽化しているため、緊急を要するものは適切な判断の下、町民の安全・安心な暮らしを優先し対応頂きたい。

次に、「下水道事業会計」についてであります。

令和5年度に地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行するためシステム導入等の準備に着手するとのことですが、企業会計の知識を深めるために従事する職員に対し、研修を充実させていただきたい。

次に、「町立国保病院事業会計」についてです。

病院のあり方検討委員会の様々な視点による提言に基づき、経営改革に取り組んでいただいておりますが、厳しい経営状況が続くことからさらなる経営の改善を望むものであります。

引き続き、自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう努力願いたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。委員会審査において出されました意見要望も含めて十分検討され、事業遂行に当たっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

議案第11号討論・採決

(10時10分)

●議長

ご苦労さまでした。

議案第11号「奈井江町職員定数条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号 討論・採決

議案第 1 2 号「奈井江町葬斎場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 2 項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要といたします。

また、この場合は、議長も表決権を表します。

表決権を有する、ただいまの出席議員は 9 名であります。

これより、議案第 1 2 号を起立により採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご着席ください。

起立 9 名であります。

議案第 1 2 号は、3 分の 2 以上の賛成者がありましたので、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 4 号 討論・採決

(10 時 12 分)

議案第 1 4 号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例及び奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号討論・採決

議案第16号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号討論・採決

(10時13分)

議案第17号「奈井江町基金条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号討論・採決

議案第6号「令和3年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号討論・採決

(10時14分)

議案第7号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号討論・採決

(10時15分)

議案第8号「令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号討論・採決

議案第9号「令和3年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号討論・採決

(10時16分)

議案第10号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第3、議案第21号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第15号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の147ページをお開きください。

議案第21号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第15号)」についてご説明

いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額をそれぞれ55億7,273万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に要する経費で、国の方針に基づき、追加補正を行うものであります。

第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費については、149ページ、第2表繰越明許費のとおり、コロナ感染対策関連の4事業、合わせて8,720万8,000円を繰り越すものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、153ページをお開きください。

4款1項2目の予防費では、ワクチン接種に係る国の接種記録システムと実際の住民台帳との連動を図るためのシステム改修負担金で、100万円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

152ページをご覧ください。

14款2項の国庫補助金では、今ほどご説明いたしました、歳出に係る国からの補助金100万円を同額追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時19分)

●議長

日程第4、議案第22号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の154ページをお開きください。

議案第22号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ6,065万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ47億8,365万4,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応とワクチン接種に係る予算の追加補正であります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

159ページをお開きください。

2款総務費では、地方創生臨時交付金の3次配分の早期実施分を計上しております。

1項1目の一般管理費では、緊急時等情報発信強化事業として、地デジ広報サービス、高速印刷機導入に係る消耗品費、借上げ料を合わせ、10節から13節で204万8,000円を追加計上しております。

18節の交付金では、3,265万2,000円を追加計上しておりますが、内訳といたしましては、学びの継続支援事業として、感染拡大により減収となった世帯に対し、大学等の授業料の支援で162万円、中小企業振興保証融資感染症対策特別資金として、感染症の影響を受けた事業者向けの融資制度における保証料・利子補給で353万2,000円、事業応援給付金事業として、感染拡大による影響を受けて売上げ減少した事業者への給付金で2,000万円、子育て世帯への経済的支援として特別出産給付金200万円、医療・福祉・介護事業所給付金事業として、感染拡大防止に取り組む事業者に対する応援給付金で550万円となっております。

19節の扶助費では、児童扶養手当受給世帯の生活支援事業として、ふれあいチケット

ト配布に係る費用、65万円を追加計上しております。

160ページにわたります、中小企業振興保証融資感染症対策基金積立金では、今ほど説明いたしました、感染症の影響を受けた事業者向けの融資制度に係る令和4年から8年の利子補給料の積立金、349万円を追加計上しております。

4款1項2目の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として、16歳以上の全住民4,790人、2回分の接種委託料として2,181万4,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

158ページをお開きください。

15款の国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で2,181万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分早期実施分として、3,884万円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、笹木議員。

●6番

それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

国が示した当初の予定より、相当遅れているワクチンの供給ですけれども、高齢者向けワクチンの接種の先行実施として、4月5日の週から19日の週で、北海道に22箱、約1万1,000人分が供給されます。調べましたら管内では、岩見沢、滝川、深川に各1箱ずつということですが、26日の週に179箱、8万9,000人分、北海道に供給されるようです。多分この供給で、奈井江町にも1箱、約500人分ですか、来るのかなと思われま。

やっとの思いという思いもあるんですけれども、この500人の高齢者先行実施が、今後の接種の体制をつくるのに、とても大事だなというふうに思っております。名簿の選択など、潤滑に行っていただくための準備について伺いたいことと、また、5月末から6月にかけて、相当量のワクチン供給があることが、今見込まれております。

供給量が一度に多くなった場合、公設会場や各医療機関など、その準備ですけれども、シミュレーション的なことが今出来上がっているのか伺います。

もう一点。ワクチン接種記録システムについてですけれども、政府が進めている接種記録システムの導入について、課題が極めて多いと、私自身も思っております。町のシステムから多くの科目を新システムに登録するようですので、町、また医療機関の事務負担が対応できるのかという点を心配しております。例えば、財政措置だけで導入するこ

とが可能なのか。このワクチン接種記録システム導入について伺います。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまの笹木議員のご質問にお答えいたします。

まず、先行実施が重要だということで、高齢者の接種を開始するに当たっての準備の部分ですが、今の予定の中では、国からは4月26日の週に1箱、各自治体に配分されるというふうな形の情報を得てはおります。26の週ということで、すぐにゴールデンウィークがやってくるということもございますので、医療機関とも今のところいろいろと相談をしながら進めているというような状況がございますが、実際には、連休明けの5月上旬に予約と接種のほうを進めていきたいということの意向を、医療機関と詰めているといった状況になってございます。

また、先ほど申し上げた500人分というところになるかなというふうに思いますが、今、国のほうも、5回になったり6回になったりというような状況もありますが、今195バイアル、975回分のワクチンになろうかと思っておりますが、先日の答弁の中にもご説明あったかなというふうに思いますが、例えば施設のほうに一定の配分をさせていただくですとか、あと、年齢に一定の線引きをさせていただきながら進めていくといったことも検討を進めております。

ただ、その部分も、住民の方々に一定の理解を求めながら進めなくてはならないということで、そこもワクチンの接種対策室のほうで協議、具体的な協議を進めていきながら、接種券のクーポン券の発送と一緒に、そのご案内の部分、65歳以上の方にクーポン券を一律で郵送するような予定ではありますが、その中のご案内の中に、一定の線引きの部分のご案内もしていきたいというふうに今考えておまして、個別接種でスタートはするんですけども、その理解の中で、その線引きで、きっちりではないですけども、住民の理解を得ながら進めていきたいというふうに今思っております。

1巡目の1箱が来て、接種が進んでいる間に、2巡目の見込みがだんだん出てくるかなというふうに思っております。その2巡目の配分の仕方も、接種の仕方も、医療機関等と順次相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

2点目のシミュレーションの部分、ワクチンが一定程度供給が見込まれてきたときに、実際に、たくさんのワクチンが来たときに対応できるのかどうかといったところなんですけれども、その点につきましては、現在、一定のワクチンの流通と確保が見込まれて、なおかつ64歳以下の開始時期についての見通しが出てきたときに、ある程度、うちの町でも集団接種というところを検討を行うということは今想定しておりますが、その状況が見えてきたとき、ワクチンの供給がある程度確保できるということの見通しが出てきた場合に、早急に保健センターですとか、ワクチン接種対策室のほうで早急に具体的

な検討を進めた中で、医療従事者等の体制の協力等もありますので、その点、医療機関とも、こういった具体的な協議を進めなければならないのかということ整理した上で、協議を進めていきたいというふうに思っております。

現在、詳細まで申し上げられる段階ではありませんが、例えば簡単なシミュレーション、例えば1日60回分を2時間、3時間程度、大きな会場で実施した場合を想定して、どのような体制が必要かということは、担当の係のほうで、今検討を重ねている状況になっております。

今後、また予防接種対策室において、さらに具体的なシミュレーションや協議を重ねて、医療機関ともいろいろと相談していきながら、協議を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

また、3点目のシステムの部分の課題が多いというふうに、笹木議員のほうもご指摘がありました。私どもも大変混乱しております、実は、これは3月に入ってから、IT戦略室から自治体向けに説明がございました。内閣官房が構築する接種記録システムということで、その改修費を補助金で補うということで、システム改修を行う自治体においては、一律100万円を追加で補助金の交付決定を行いますといった、そういったご連絡がありました。

このシステムの部分で、現段階で示されている概要につきましては、各自治体は住民基本台帳の予防接種台帳から、国から示される必要な情報を掃き出せる仕組みをつくるために、既存システムを改修してくださいということになっております。

各、また医療機関においては、このシステムとは別に、国から配分されるタブレット端末で、接種済みの方の情報登録を行います。その上で、先ほど申し上げました、自治体からの情報をデータベース上と突合させて、接種管理済みの方の管理を行う仕組みを構築する。

大変分かりづらいんですけども、これで何ができるのかというところなんです、タイムリーな接種管理ができるということ。それと、転入出者への対応を行えるということ。例えば、奈井江町で1回目をして、転出されて、転出先の自治体で2回目を行うといったときに、また管理がスムーズにいくということがあります。また、接種状況の進捗を把握することができるという利点があるということで、この3点を主に把握したいということでのシステム改修というふうに理解しております。

また、プラスアルファで、ほかにもできるようなことがあるというふうに言われてはいるんですけども、現段階で、その詳細は示されていないということで、どの範囲まで管理が可能なのかということが明確ではないので、改めて国にまた照会かけていくということと、現段階で、マイナンバー対応として構築予定であった予防接種の台帳システムの改修との関連も検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

よろしいですか。笹木議員、よろしいですか。

6番、笹木議員。

●6番

課長もいろいろ答弁していただいて、私もこの接種記録システム、随分様々な形で勉強させていただいたんですが、本当に接種すること自体が大変なときに、また新しいシステム。見ると、今後に対してはメリットもたくさんあるんですね。

ですけど、現場でこれに対応していくのに、特に医療機関の先生方とか、本当に導入することが可能なのかなって。

今、それに向けて準備も進めてくださっているということですので、何とか潤滑にこのシステムが滞りなく向かっていければいいなという思いでありますので、よろしくお願いいたします。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時35分)

●議長

日程第5、議案第13号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の127ページをお開きください。

議案第13号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」、町営住宅条例の一部を次のように改正する。令和3年3月3日提出、奈井江町長。

本条例の改正は、所得税法等の一部改正に伴い、寡婦の定義規定が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要といたしましては、入居者の選考に係る第9条第4項中「20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）」を「所得税法に規定する寡婦又はひとり親であって20歳未満の子を扶養している者」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

日程第6、議案第18号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の136ページをお開きください。

議案第18号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」、令和3年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、3年に一度の固定資産評価替えに伴い、固定資産税及び都市計画税の第1期目の納期を1ヶ月遅らせるため、特例条例を制定するものであります。

以上、奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時39分)

●議長

日程第7、議案第19号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書137ページをお開きください。

議案第19号「公の施設に係る指定管理者の指定について」、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求め。令和3年3月3日提出、奈井江町長。

本議案につきましては、本年3月に、現在の指定期間を終了する米穀乾燥調製貯蔵施設及び米穀貯蔵用利雪低温倉庫の4月以降の指定管理者を指定するものであります。

記といたしまして、1、指定管理者の名称は、新砂川農業協同組合。

2、管理を行わせる施設の名称及び所在地であります。所在地につきましては、奈井江町字茶志内732番地3で共通しております。

1つには、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、もう一つに、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫であります。

3、管理を行わせる期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

4の管理業務の範囲といたしましては、米穀の乾燥、調製、貯蔵及び出荷に関する業務、前号により生じたもみ殻の処理に関する業務、利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務、上記に付随する業務、以上の5項目であります。

5の利用料金に関する事項といたしまして、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条

例第6条第1項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものがあります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時42分)

●議長

日程第8、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬等の特例に関する条例」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬等の特例に関する条例」、上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項の規定により提出する。令和3年3月16日提出、

提出者、奈井江町議会議員大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく大関光敏。

提案理由、奈井江町議会議員が、長期間にわたり議員としての職責を果たすことができない場合または住民の信頼に反する行為をした場合の議員報酬及び期末手当の支給について、奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を制定いたしたい。

奈井江町議会議員の報酬等の特例に関する条例、条文につきましては、省略をさせていただきます。

4 ページ目でございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

●議長

提出者の概要説明の発言を許します。

8 番、大矢議員。

●8 番

会議案第 1 号「奈井江町議会の議員報酬等の特例に関する条例」について説明を申し上げます。

議員は非常勤特別職であることから、勤務時間や休日の定義はありません。したがって、欠勤という考え方が存在しないことから、一般の会社員や自治体職員が長期に欠席した場合のように、減給の対象とはなりません。

しかし、支給される報酬も、財源を町民から預かる税金であり、近年では住民感情も考慮し、公務による傷病などを除く長期の欠席の場合、報酬の無支給や減額の規定を定める議会も少なくありません。

なお、報酬の返上は公職選挙法違反となるため、報酬の減額については、条例がないとできないこととなっております。

このような状況を鑑みて、議員の職責及び議会への住民の信頼維持をするため、奈井江町議会議員が、傷病その他の理由により、長期間にわたり町議会議員として職責を果たすことができない場合、または住民の信頼に反する行為をした場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めようとするものであります。

条例案について説明しますので、1 ページのほうをご覧ください。

第 1 条は、趣旨であります。

第 2 条は、用語の定義。

第 3 条から 5 条までは、議員報酬の減額を規定し、第 3 条第 1 項で、町議会の会議等を欠席した日数が 90 日を超えるとときは、日数に応じて 100 分の 20 から 100 分の 50 まで減額するとしています。

第 4 条は、期末手当の減額であります。

第5条は、適用除外として、公務上の災害等、出産、その他議長が認める場合として
います。

第6条から第12条までは、議員報酬の支給停止に関する事項を規定しています。

第6条は、議員報酬の支給停止として、議員が刑事事件の被疑者等として身柄を拘束
された日から、当該処分を解かれる日まで、日割りにより議員報酬の支給を停止するこ
ととしています。

第7条は、期末手当の停止であります。

第8条は、停止されていた議員報酬及び期末手当の支給であります。無罪判決などが
決定したときには支給することとしています。

第9条は、議員報酬不支給についてであります。有罪判決が確定したときは、停止さ
れた議員報酬は支給しないこととしています。

第10条は、期末手当の不支給であります。

第11条で、日割計算の方法について規定しています。

第12条では、前任期中の減額、停止、不支給の効力は、新任期に及ばないこととし
ています。

第13条で疑義の決定は、第1項で議長が決定することとし、第2項で議会運営委員
会の意見を尊重することとしています。

第14条として、その他必要な事項は、議長が別に定めることとしています。

以上、提案理由、条例案について説明を申し上げましたので、ご審議頂きますよう、
よろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時47分)

●議長

日程第9、会議案第2号「奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第2号「奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則」、上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項の規定により提出する。令和3年3月16日提出、提出者、奈井江町議会議員笹木利津子、賛成者、奈井江町議会議員遠藤共子、同じく篠田茂美。

提案理由、男女の議員が、活動しやすい環境とするため欠席事由を整備するとともに、請願手続の押印の義務を見直し、請願者の利便性の向上を図るため本規則の一部を改正いたしたい。

奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則、奈井江町議会会議規則の一部を次のように改正をする。

改正文につきましては、省略をいたします。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば、発言を許します。

6番、笹木議員。

●6番

会議案第2号「奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

近年、町村議会において、議員のなり手不足が喫緊の課題となっており、なり手不足解消に向け、議会の機能強化を図ることを目的としております。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の

一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席理由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に関わる産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

以上、補足説明といたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 調査第1号の上程・説明・付託

(10時50分)

●議長

日程第10、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和3年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

日程11 調査第2号の上程・説明・付託

（10時51分）

●議長

日程第11、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和3年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項、調査第1号、農業委員会の所管事務について、調査第2号、学校経営について、調査第3号、ふるさと応援寄附金について、調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 1 2 調査第 3 号の上程・説明・付託

(1 0 時 5 3 分)

●議長

日程第 1 2、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より地方自治法第 1 0 9 条第 8 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和 3 年 3 月 1 6 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
これにて、令和3年奈井江町議会第1回定例会を閉会といたします。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時54分)